資料１

鎌倉市地域福祉計画

推進状況報告書（令和7年度実施分）

基本理念

お互いを尊重し、支え合いながら、
ともに活きるまち　かまくら

鎌倉市　健康福祉部　福祉政策課

鎌倉市地域福祉計画の 進捗管理 ・評価
（ 令和7年度事業の 総括 ）

鎌倉市では、令和２年度から令和７年度までの６年間における地域福祉を推進するための指針として、令和２年３月に「 鎌倉市地域福祉計画 」を策定しました。

本計画は、『 **お互いを尊重し、支え合いながら、ともに活きるまち　かまくら** 』をめざして、５つの基本目標、１０の施策、３１種に分類された２０６の取組 で構成されています。 なお、令和６年度からは、目標６として「ケアラーへの支援」を位置づけ、新たに３１の取組を加え、あわせて管理していくこととしました。

本計画に基づく地域福祉の取組を、効果的かつ継続的に推進していくために、事業展開についての評価を行い、その都度見直しができるよう以下のように計画の進捗管理と評価を行っていきます。

１　進捗管理 ・ 評価

市の施策・取組について進捗管理を行うことで、計画に基づく事業展開ができたのかを検証します。その結果を市民や関係団体の代表者からなる「鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）」に報告し、意見と講評をいただきます。

2　各目標の進捗状況 ・ 評価の結果

本市の地域福祉の推進に向けて、目標１から目標６について、次の項目で目標ごとに小括を作成しました。詳細は、「各目標の進捗状況」のとおりです。
なお、令和7年度は前計画の最終年度に当たるため、本報告書では、前計画に基づく取組の進捗を総括するとともに、令和8年度からの新たな地域福祉計画の評価開始前の状況を整理し新計画における取組及び今後の評価の基礎資料とします。

❶社会動向
（１）国県の動向
（２）市の動向
❷進捗管理の状況
（１）成果指標に関して
（２）具体的な取組に関して
❸今後進むべき方向性
（１）R7までの主な取組
（２）必要な取組の方向性（新計画への展開）
❹注釈　※記載事項があれば記載しています

3　取組事業の達成度

令和７年度の取組事業が達成できたかどうかを下記の４段階で確認しました。
詳細は、「各取組の総括」及び「各取組の進捗状況」のとおりです。
また、本計画の評価にかかる参考として、成果指標がございます。以下のとおり達成状況を表に示しております。

区分		達成率	実績	構成割合
A	75％～	目標に向け順調に実施できた。	9	75%
B	50％～	おおむね実施できたが、不十分な点が少しある。	2	17%
C	25％～	実施したが不十分な点が多い。	1	8%
D	０％～	改善が必要、又はほとんど実施できなかった。	0	0%
		合　計	12	100%

（成果指標の評価実績）

４総括

本市の地域福祉の推進に向けて、各目標の小括に基づき、以下のとおり、総括を作成しました。

【目標１】「総合的な相談体制の確立」

計画期間を通じて、「くらしと福祉の相談窓口」や「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設、重層的支援体制整備事業や地域生活支援拠点等整備事業の開始、ケアラーへの相談体制の整備など、年齢や属性にかかわらず、困りごとを受け止める相談窓口の整備を進めてきた。また、来所による相談が難しい人に対する出張相談や、支援を必要とする人を地域で早期に発見し、受け止める環境づくりにも取り組み、総合的な相談体制の基盤は着実に整備されてきた。

一方で、相談窓口の存在や役割が十分に知られていないことや、困りごとを抱えていても、自ら相談したり支援を求めたりすることが難しい人がいることから、窓口を設置するだけでは支援につながらないという課題も明らかになった。今後は、各窓口の役割や利用方法を分かりやすく示すとともに、どの窓口に相談しても、まずは困りごとを受け止め、必要な支援につなぐことのできる体制を充実させる必要がある。

また、地域住民や学校、医療・福祉関係者、地域団体等が、日頃の関わりの中で本人や世帯の変化に気付き、困りごとが深刻になる前に相談支援につなげる仕組みや身近な地域の場、自ら声を上げることが難しい人に継続して働きかける取組も重要となる。新計画では、こうした成果と課題を引き継ぎ、相談支援から参加支援、地域での活動や人とのつながりまでを一体的に捉え、孤独・孤立の深まりを防ぐ包括的な支援体制の充実を図っていく。

【目標２】「包括的支援体制の構築」

計画期間中の令和4年度に重層的支援体制整備事業を開始し、分野別に進めてきた相談支援をつなぎ、複雑化・複合化した課題を抱える本人や世帯に対して、複数の課や関係機関が協働して対応する仕組みを整備してきた。さらに、アウトリーチ等を通じた継続的支援や、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ここかま」の創設を通じて、相談支援だけでなく、参加支援や地域づくりに向けた支援を含む取組へと広げてきた。

これにより、庁内や関係機関が分野を越えて支援方針を検討する機会は増えてきた一方、包括的支援の推進に向けては、関係機関がそれぞれの専門性や役割を踏まえて支援に取り組めるよう、体制の強化をはかることが引き続き必要となっている。また、担当者や支援機関が変わる場合にも、それまでの支援経過や本人の意向が確実に引き継がれ、支援が途切れない仕組みを整える必要がある。

新計画では、本目標の取組を目標2「包括的な支援体制と協働ネットワークの構築」として発展させる。重層的支援会議や支援会議等を活用した役割分担と支援方針の共有、情報共有の仕組みの整備、庁内・関係機関の連携強化を進めるとともに、個別支援を通じて明らかになった課題を、支援の仕組みや地域の取組の改善につなげるなど、実際の支援の中で機能する協働ネットワークの構築を進めていく。

【目標３】「地域における福祉活動や人材への支援」

計画期間を通じて、市社協と連携したボランティアの育成や活動場所の確保、「かまくら市民共生サポーター（かまサポ！）」による各分野の養成講座の一体的な周知など、市民が地域福祉活動に関わるための接点づくりを進めてきた。また、民生委員・児童委員のなり手不足については、現民生委員・児童委員や自治町内会の代表等による検討を行い、活動内容の整理、周知方法の見直し、候補者への働きかけなどを進めた結果、一斉改選において一定の成果につながった。

一方で、少子・高齢化や就労環境の変化により、民生委員・児童委員、地域活動、ボランティア等の担い手不足は、個別の募集や周知だけでは解決が難しい構造的な課題となっている。特定の人に負担が集中しない活動の進め方や、年齢、生活状況、関心に応じて無理なく参加できる多様な関わり方を整えるとともに、活動を支える場所や相談・調整機能を確保することが必要である。

新計画では、地域活動や支え合いを主に目標１に引き継ぎ、地区社協、自治会・町内会、市民団体、福祉・子育て関係団体等の連携を進め、多世代・多様な住民が参加できる活動機会や場を広げていく。また、人材育成を計画全体の横断的な視点として位置付け、地域の担い手だけでなく、福祉サービスを安定的に提供する専門職の確保と専門性の向上についても、継続して取り組んでいく。

【目標４】「地域生活支援と権利擁護」

計画期間を通じて、高齢者、障害者、こども、生活困窮者等が地域で安心して暮らすための支援を各分野で進めるとともに、居住支援、障害者の地域生活支援、特別支援教育、虐待防止、再犯防止、バリアフリーなど、生活の基盤と権利を守る幅広い取組を実施してきた。令和7年度においても、鎌倉版フォルケホイスコーレ事業による社会とのつながりや参加の機会づくりのほか、居住支援相談、虐待防止や更生保護の周知・啓発などを進めた。

一方、本目標には多くの分野や施策が含まれており、それぞれの制度や事業を進めるだけでなく、本人の暮らし全体を捉え、住まい、移動、社会参加、福祉サービス、権利擁護等を一体的につなぐ視点が必要である。また、生活困窮、ひきこもり、身寄りのない人、犯罪歴のある人など、既存の制度につながりにくい人への継続的な支援や、虐待等の権利侵害を早期に発見し対応する体制の強化も求められる。

新計画では、これらの取組を主に目標3「制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進」に引き継ぐ。居住支援やバリアフリー等のまちづくり施策との連携、身寄りのない人への支援、虐待防止、更生保護、権利擁護に関する取組みの充実を進めるとともに、災害時にも支援を必要とする人が取り残されないよう、目標1の地域づくりとも連動させながら、平時からの見守りや支え合いの仕組みを整えていく。

【目標５】「情報の収集と提供」

計画期間を通じて、福祉サービスや地域資源に関する情報の収集・整理を進めるとともに、障害者支援アプリや社会資源検索サイトなど、必要な情報を入手しやすくするための仕組みを整備してきた。また、防災分野では、平時から支援を必要とする人の情報を把握し、災害時の支援につなげる取組を進めた。

一方で、情報を作成し、ホームページやアプリ等で発信するだけでは、情報を必要とする人に必ずしも届くとは限らないことから、情報を受け取ることが難しい人の状況に応じた方法や、地域の関係者や支援機関から働きかける方法を組み合わせる必要がある。

新計画では、「情報提供」を三つの目標に共通する横断的な視点として位置付ける。制度や支援情報の整理、相談窓口までの導線の明確化、関係機関間の情報共有を進めるとともに、必要な人に必要な情報が届き、実際の相談や支援の利用につながったかという視点を重視する。また、防災に関する情報や支援体制についても、日常の見守りや地域での関係づくりと一体的に進めていく。

【目標６】「ケアラーへの支援」

鎌倉市ケアラー支援条例の施行を契機として、ケアラー支援を市の地域福祉施策として明確に位置付け、理解・啓発、相談窓口の整備、庁内における対応方法の共有、情報提供、ケアラー当事者同士の交流や支え合いへの支援を進めてきた。「ケアするケアされる鎌倉みんなのスタートブック」の活用や、ケアラー支援グループへの活動補助、障害者支援アプリの導入など、ケアラーが情報や支援につながるための基盤も整備されてきた。

一方で、ケアラーは自らを支援の対象として認識していない場合や、家族の問題として抱え込み、相談につながりにくい場合がある。また、ケアラーへの支援だけでなく、ケアを必要とする本人への支援を充実させ、家族全体の状況を捉える必要がある。

新計画では、ケアラー支援を目標3の具体的な施策として引き継ぎ、ヤングケアラーを含む多様なケアラーへの理解・啓発、相談・交流の場の充実、アウトリーチによる支援、庁内・関係機関の情報共有と多機関協働を進める。行政だけでなく、学校、地域、団体、事業者等がケアラーの存在に気付き、ケアを必要とする人とケアラーの双方を切れ目なく支える体制を構築していく。

5　委員会の講評

（9月：予算前にとりまとめ予定）

各目標の進捗状況

目標１	総合的な相談体制の確立

概　　要

・誰もが気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供します。
・各相談機関が連携して対応できる総合的な相談体制を確立します。

方 向 性

① 縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備・充実
② 関係機関等が連携した相談体制づくり

小　　括

①社会動向

⑴国県の動向	雇用環境・生活環境や家族及び地域社会の変化により、近年、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」が希薄化の一途を辿っている。新型コロナウイルスの感染拡大により、生きづらさを抱える人々への支援の必要性や孤立・孤独の問題が明らかになったことで、総合的な相談体制の必要性はますます高まっている。国および地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、令和６年（2024年）４月1日には、孤独・孤立対策推進法が施行された。	
⑵市の動向	年月	出来事
	令和４年（2022年）４月	重層的支援体制整備事業（注1）の開始
	令和５年（2023年）４月	「かまくらこども相談窓口きらきら」を開設
	令和6年（2024年）４月	鎌倉市ケアラー支援条例を施行。鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォーム鎌倉（通称ここかま）」を創設。

②進捗管理の状況

⑴成果指標に関して	令和７年度における各成果指標の実績値は、前年度と比べ微増している。
⑵具体的な取組に関して	目標１に対する具体的な取組18件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は15件で、全体の約83％を占めている。重層的支援体制整備事業が開始したことで、これまで分野別に深化させてきた相談支援の取組について、分野を跨ぐ一体的な対応を図り、多機関での取組を行うよう発展させているところである。 地域での福祉活動の把握については、地区社協及び自治会・町内会の福祉的な取組に関し社会福祉協議会等を通じて情報収集を行っており、引き続き適切な情報整理、提供を行っていく。

③今後進むべき方向性

⑴R７までの主な取組	・「くらしと福祉の相談窓口」「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設や、属性を問わない相談支援を行う重層的支援体制整備事業の開始、地域生活支援拠点等整備事業の開始等により、相談体制の整備は進んできている。 ・複数の窓口において、重層的かつ幅広く相談を受け付ける体制を整えている。 ・ケアラー支援条例に基づき、ケアラーに対する相談対応の体制を構築している。 ・来所が困難な方の存在も踏まえ、出張型相談の必要性から、ひきこもり支援の一環として支所での出張相談会を実施している。 ・令和６年度に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして、「人と地域がつながるプラットフォーム（通称ここかま）」を創設。庁内外で分野を横断し、孤独・孤立の０次予防としての地域づくりに官民連携で取り組むことで、相談が必要な人やSOSを出しにくい人を地域で発見し、受け止める環境の整備の必要性から、地域づくりに取り組むこととなった。

(2)必要な取組の方向性 （新計画への展開）	令和２年度に「くらしと福祉の相談窓口」を開設し、令和５年度には「かまくらこども相談窓口きらきら」を開設するなど、相談を包括的に受け止める体制整備を進めてきた。また、重層的支援体制整備事業により、多様な窓口において相談を受け止める体制の拡充を図ってきた。 一方で、相談窓口の存在や役割が十分に知られていないことや、困りごとを抱えていても、自ら相談したり、支援を求めたりすることが難しい人がいることを踏まえ、必要な人が支援につながるための接点をさらに広げていく必要がある。 今後は、それぞれの相談窓口の役割や利用方法を分かりやすく示すとともに、どの窓口に相談しても、まずは困りごとを受け止め、必要な窓口や支援につなぐことのできる体制を整えていくことが求められる。また、地域住民、学校、医療・福祉関係者、地域で活動する団体などが、日頃の関わりの中で支援を必要とする本人や世帯の変化に気付き、困りごとが深刻になる前に相談支援につなげられる仕組みを充実させる必要がある。自ら声を上げることが難しい人に対しては、アウトリーチなどにより、継続して関わりながら支援につなげていくことが重要である。 さらに、相談を受けて必要な制度やサービスにつなぐだけでなく、相談支援を通じて把握した本人の希望や生活上のニーズを、参加支援や地域での活動、居場所、人とのつながりへと結び付けていく必要がある。地域づくりの取組への支援を通じて、一人ひとりが無理のない形で地域や社会と関わることのできる選択肢を広げ、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援といった一連の包括的支援が一体となり、また、孤独・孤立の深まりを防ぐ仕組みとなるよう、環境を整えていくことが求められる。 【新計画における主な対応】 主に新目標2で対応。制度の狭間への対応は新目標3、地域とのつながりは新目標1にも関係する。 【次期計画に向けて見据える姿（ビジョン）】 ・福祉総合相談窓口や専門相談窓口を通じて、住民の複雑化・複合化した困りごとを受け止め、適切な支援につなげる仕組みを充実させることを目指す。制度の狭間や複数の制度にまたがる問題についても、庁内や関係機関が連携して支援できる体制の整備を目指す。 ・地域の中で、相談支援で把握したニーズが参加支援や地域づくりの取組につながり、社会参加の敷居が下がる仕組みが整うことを目指す。 ・住民が一人でも安心して参加できる静かな場から、多世代交流を活性化させるにぎわいの場まで、参加の選択肢を広げるとともに、地域拠点の活用や場のネットワーク化を進め、地域づくりのプラットフォームを充実させることを目指す。 ・地域で安心して暮らし活動できるまちづくりを推進し、住民主体の活動に伴走できる人材育成や、地域内で人や資源の循環が生まれる環境整備、社会的孤立の再発防止等を通じて、地域の力で住民の暮らしを支える基盤を強化することを目指す。

注　釈

（注１）重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ（※参照）等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
※アウトリーチ・・・支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

目標２	包括的支援体制の構築

概　　要

・保健・医療・福祉・教育・就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的な支援体制を構築します。
・福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体等が相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮できる仕組みづくりを進めるとともに、様々な地域団体との連携も進めます。

方 向 性　　①　　包括的支援体制の構築

小　　括

①社会動向

⑴国県の動向	厚生労働省は、平成29年（2017年）に社会福祉法を改正、地域共生社会の構築を目指し、令和３年（2021年）に重層的支援体制整備事業を創設した。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である。当初は、高齢者分野において、本計画の計画期間と同じ令和７年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進してきた。しかし、相談支援から地域づくりまでを一連の流れとして包括的に支援していく必要性は、高齢者に限らない。そのため、介護保険の枠を超え、福祉の他分野(障害・生活困窮・子ども)を含む4分野を一体的に運用できるよう、令和３年（2021年）、新たに重層的支援体制整備事業が開始された。	
⑵市の動向	年月	出来事
	令和４年（2022年）４月	重層的支援体制整備事業の開始
	令和６年（2024年）４月	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の開始
	令和６年（2024年）４月	鎌倉市ケアラー支援条例の施行。鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォーム鎌倉（通称ここかま）」を創設。

②進捗管理の状況

⑴成果指標に関して	令和７年度おける各成果指標の実績値は、前年度と比べほぼ横ばいとなっている。
⑵具体的な取組に関して	目標２に対する具体的な取組17件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は15件で、全体の約88％を占めている。 包括的支援体制の構築には、関係団体との連携・協働の推進、住民組織と福祉団体等の連携・協働の推進、地域における連携・協働の推進、庁内連携体制の強化の４種類の連携協働が必要となっている。うち、関係団体との連携・協働及び庁内連携は、重層的支援体制整備事業（相談支援、参加支援及び地域づくりへの支援の一体的な推進）を開始したことで、そのプロセスを通じて、強化を図っているところである。また、住民組織と福祉団体等の連携・協働及び地域における連携・協働は、鎌倉市社会福祉協議会を通じて、地縁団体や当事者団体等との連携を図っているところである。

③今後進むべき方向性

⑴R７までの主な取組	・「くらしと福祉の相談窓口」「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設や、属性を問わない相談支援を行う重層的支援体制整備事業の開始により、相談体制の整備は進んできている。R７は、重層的支援体制整備事業の中核である多機関協働事業等の相談件数は13件。ケアラー支援条例の施行に伴い、ケアラーに対する重層的支援の観点から、分野の狭間で支援が届かない人に対し、アウトリーチ事業による支援を継続した。 ・前年度に引き続き、ケアラー支援グループへの活動補助金の仕組みを整理し、周知を行った。 ・R6に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして、「人と地域がつながるプラットフォーム（通称ここかま）」を創設。庁内外で分野を横断し、孤独・孤立の０次予防としての地域づくりに官民連携で取り組むことで、市民一人ひとりが、自分のペースで人や地域とゆるやかにつながることのできる、「まちの入り口」を増やしていくことを目指していくこととした。R7の取組としては、前年度の取組を踏まえ、孤独・孤立対策に資する取組を行う団体へ、プラットフォームの周知・理解及び参加団体同士が交流を深める場として、5月にここかまMeetup！活動MIX交流会、３月には地域交流会＠西鎌みんなの家を実施した。

⑵必要な取組の方向性 （新計画への展開）	重層的支援体制整備事業の実施を通じて、複雑化・複合化した課題を抱える本人や世帯に対し、複数の課や関係機関が連携して対応する取組が進んできた。今後は、関係機関が集まることにとどまらず、それぞれの専門性や役割を踏まえ、誰が、何を、どの段階で担うのかを明確にし、支援を着実に進める体制を整えていく必要がある。 重層的支援会議や支援会議等を活用し、本人や世帯の状況、支援上の課題、支援方針、各機関の役割及び今後の対応を関係機関と適切に共有することが重要である。また、個人情報の保護に配慮しながら、庁内のツールやMCSなどの情報共有の仕組みを活用し、必要な情報を適切な時期に共有できる支援基盤を整備する必要がある。 支援者や支援機関の担当が変更することによる支援の跡切れがしばしば話題になるが、支援する機関や担当者が変わる場合にも、それまでの支援経過や本人の意向が確実に引き継がれ、支援が途切れない仕組みを整えることが求められる。また、福祉分野に限らず、保健、医療、教育、就労、住まい、権利擁護、地域活動などの関係者が、日頃から相談し合い、必要なときに速やかに協働できる関係を築く必要がある。こうした協働ネットワークについては、会議や連絡体制を設けること自体を目的とせず、個別の支援を通じて明らかになった課題を共有し、支援の仕組みや地域の取組の改善につなげるなど、実際の支援の中で機能するものとして充実させていくことが重要となる。 【新計画における主な対応】 主に新目標2「包括的な支援体制と協働ネットワークの構築」で対応。 【次期計画に向けて見据える姿（ビジョン）】 ・福祉総合相談窓口や専門相談窓口を通じて、住民の複雑化・複合化した困りごとを受け止め、適切な支援につなげる仕組みを充実させることを目指す。制度の狭間や複数の制度にまたがる問題についても、庁内や関係機関が連携して支援できる体制の整備を目指す。 ・地域の中で、相談支援で把握したニーズが参加支援や地域づくりの取組につながり、社会参加の敷居が下がる仕組みが整うことを目指す。 ・住民が一人でも安心して参加できる静かな場から、多世代交流を活性化させるにぎわいの場まで、参加の選択肢を広げるとともに、地域拠点の活用や場のネットワーク化を進め、地域づくりのプラットフォームを充実させることを目指す。 ・地域で安心して暮らし活動できるまちづくりを推進し、住民主体の活動に伴走できる人材育成や、地域内で人や資源の循環が生まれる環境整備、社会的孤立の防止等を通じて、地域の力で住民の暮らしを支える土台を強化することを目指す。

注　釈

（注２）重層的支援体制整備事業は、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ（※参照)等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものとされている。
※アウトリーチ・・・支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

目標３	地域における福祉活動や人材への支援

概　　要

・市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、「支える側」「支えられる側」という関係性を入れ替えつつ、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し対応できる地域づくりが行われるよう支援します。
・地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協を財政的に支え、担い手の育成と、その活動場所の確保を支援していきます。

方 向 性

①　地域福祉活動に対する支援
②　人材が活躍するための支援

小　　括

①社会動向

⑴国県の動向	我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和７年（2025年）に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、令和７年（2025年）以降さらに減少が加速することが予測される。介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移していることから、国は、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組むこととしている。 民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員で、児童委員を兼ね、1人暮らしの高齢者の見守りや子育て世帯の支援などにボランティアで取り組んでいる。一方、地域全体の高齢化、役割・業務量の負担増、働き方改革による就労率の向上などにより、担い手が不足し、新たな適任者を探しにくい状況にある。	
⑵市の動向	年月	出来事
	令和４年（2022年）	分野やテーマごとに分かれていた市民サポーター制度を「かまくら市民共生サポーター」、通称「かまサポ！」（注３）としてまとめ、市民へ案内する取り組みを開始した。
	令和５年（2023年）	民生委員・児童委員の成り手不足の課題についてプロジェクトチームを立ち上げ議論を進めている。

②進捗管理の状況

⑴成果指標に関して	令和７年度における各成果指標の実績値は、前年度と比べ、ほぼ横ばいとなっている。
⑵具体的な取組に関して	目標３に対する具体的な取組26件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は21件で、全体の約80％を占めている。市民が、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し、対応できる地域づくりを引き続き進めると共に、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協と協力し、ボランティア育成や活動場所の確保を行っていく。（注４） 地域で福祉活動に従事する人材や活動の場の確保に関しても長年課題となっており、引き続き取組を進めていく。

③今後進むべき方向性

⑴R７までの主な取組	・担い手不足の解消に向け、かまサポ！（注３）の周知を継続して実施。R7は、各養成講座で8回の説明の機会を設け、203人への周知を図った。 ・地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協と協力し、ボランティア育成や活動場所の確保を行った。（注４） ・地域福祉を支える民生委員児童委員のなり手不足の課題については、民生委員児童委員や自治町内会の代表などで組織したワーキンググループ（注５）をR5に立ち上げ、新たななり手となりうる層へのアプローチの方法や、民生委員の定年のあり方、負担となっている活動の整理など、議論を進めた。その成果として、R７年12月の民生委員児童委員一斉改選において一定の充足率は達成できた。
⑵必要な取組の方向性 （新計画への展開）	引き続き、民生委員児童委員が地域で活動しやすい環境を整えていくほか、その他の地域活動の担い手確保・育成に向けても、かまサポ！の周知・活用促進、市社協等と連携したボランティア育成・活動基盤（活動場所等）の確保などの着実な取組を継続し、地域の支え合いの取組を下支えしていく。あわせて、少子・高齢化の進行や福祉人材不足を見据え、福祉サービスを安定的に提供できるよう、専門職人材の確保と専門性の向上に資する取組を検討・推進する。 こうした方向性を踏まえ、次期鎌倉市地域福祉計画では、以下の姿（ビジョン）を見据え、地域における福祉活動や人材への支援に取り組む。 【新計画における主な対応】 主に新目標1で対応。福祉人材は新目標3及び横断的視点「人材育成」に関係する。 【次期計画に向けて見据える姿（ビジョン）】 ・つながりや支え合いの意識が高まり、地域活動への参加が促進されることで、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながることを目指す。その際、地区社協や自治会・町内会、福祉・子育て支援団体、地域づくりに関心のある市民団体など、多様な組織間の連携を進め、多世代・多様な住民が交流する場を増やしていくことを目指す。 ・福祉人材の確保と専門性の向上を図ることで、福祉サービスを安定的に提供できる体制を整える。これにより、将来にわたり子育て・介護・障害福祉サービスを支える専門人材の育成と確保を目指す。

注　釈

（注３）かまくら市民共生サポーター（かまサポ！）は、個別に運営されてきた市民サポーター制度について、かまサポ！として一体的に各分野の講座を紹介し、より多くの市民がサポーターとして活動できる環境づくりに取り組んでいくもの。この事業の背景として、サポーターの支援する家庭が複合的な課題が生じていることも少なくないことから、複数のサポーター養成講座で提供する知識が必要な状況がある。かまサポ！では以下のとおり、各分野の養成講座を紹介している。
①こども（育児・家事）分野として「ファミリーサポート支援会員・依頼会員」
②こども（学校・幼稚園・保育園での支援）分野として「かまくらっ子発達支援サポーター」
③シニア（生活支援）分野として「高齢者生活支援サポーター」
④障害分野として「ガイドヘルパー」※ガイドヘルパーはサポーターではなく、実際の職業として活躍するが、かまサポでは、理解啓発の観点から、サポーター養成講座として紹介している。
⑤「認知症」分野として「認知症サポーター」
⑥こころ（自殺対策）分野として「ゲートキーパー」

（注４）令和7年度の主な取組としては以下のとおり。
〇育成
・ボランティア団体への助成
・ボランティア入門講座や研修会の開催（年4回程度）
・地下道ギャラリー及び鎌倉FM（毎月１回１団体紹介）での団体紹介
〇活動場所の確保
・福祉センター内ボランティア活動室の年間利用計画を調整

（注５）「鎌倉市民生委員児童員のなり手を増やすワーキンググループ」では、①現任委員への意識調査の実施（アンケート）、②活動内容の見直し（基本活動と自主活動に整理）、③候補者向けリーフレットの作成（イメージの刷新）、④活動の周知（SNSの活用・地域行事でのPR）などの取組みを行っている。

目標４	地域生活支援と権利擁護

概　　要

・高齢者や障害者、子どもをはじめとする市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられる共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図ります。

・安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備を行います。

・地域において自立生活を送る上で重要となる財産保全、金銭管理や各種支払い、福祉サービス利用手続き、苦情解決など権利擁護に関わる施策の充実を図ります。

方　向　性

①　地域で安心して暮らしていくための支援

②　権利擁護の推進

③　高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり

小　　括

①社会動向

<table>
<tr><td>⑴国県の動向</td><td colspan="2">平成19年（2007年）に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が制定、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人に対して、民間の空き家・空き室を活用した居住支援を行う住宅セーフティネット制度が創設された（令和7年（2025年）10月1日に施行）。
本制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うものであり、全国で官民による居住支援協議会が組成され、相談支援、空き家と市民のマッチング、生活支援などが進んでいる。全国的に人口減少や空き家の増加が課題となる中で、居住支援協議会を通じた転入者支援や空き家のストック化などの工夫により、空き室・空き家と住宅確保困難者の課題を組み合わせ、分野をまたいだ課題解決に取り組む自治体も現れている。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、障害者等用駐車区画の利用者の範囲を定めて、予め利用証を交付することで、障害者等用駐車区画を必要とする人の円滑な利用と不適正利用の防止を図る制度（パーキングパーミット制度）がある。本制度は、平成18年（2006年）に佐賀県で初めて導入されて以来、令和５年度時点で41府県に導入されていた。神奈川県では、令和6年（2024年）11月1日から、かながわ障害者等用駐車区画利用証制度が開始された。
また、令和６年（2024年）１月に発生した能登半島地震では、介護が必要な高齢者や障害者ら災害弱者への対応の課題があらためて浮き彫りとなった。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">⑵市の動向</td><td>年月</td><td>出来事</td></tr>
<tr><td>令和4年度～令和6年度</td><td>第２期鎌倉市特別支援教育推進計画の実施</td></tr>
<tr><td>令和５年（2023年）11月</td><td>障害者の就労者数が累計で2000人に達する</td></tr>
<tr><td>令和６年（2024年）２月</td><td>鎌倉海浜公園由比ガ浜地区に誰もが一緒に楽しめる遊具を導入したインクルーシブ広場をオープン</td></tr>
<tr><td>令和６年（2024年）４月</td><td>障害児向け障害福祉サービス等の利用者負担額の全額助成開始</td></tr>
<tr><td>令和６年（2024年）４月</td><td>鎌倉市ケアラー支援条例の施行</td></tr>
<tr><td>令和６年（2024年）４月</td><td>医療的ケア児等コーディネーター（注６）の設置</td></tr>
<tr><td>令和６年（2024年）10月</td><td>地域生活支援拠点等整備事業（注７）の開始</td></tr>
<tr><td>令和７年（2025年）４月</td><td>鎌倉市立全小中学校に特別支援学級の設置が完了</td></tr>
<tr><td>令和７年（2025年）４月</td><td>鎌倉市立全中学校の通常学級に在籍の生徒を対象にした、中学校通級指導教室を開設</td></tr>
<tr><td>令和７年（2025年）4月</td><td>市内一部地区を対象に「燃やすごみ」の戸別収集を開始</td></tr>
</table>

②進捗管理の状況

⑴成果指標に関して	令和７年度における各成果指標の実績値は、前年度と比べ、ほぼ横ばいの指標が多くなっている。
⑵具体的な取組に関して	目標４に対する具体的な取組108件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は78件で、全体の約72％を占めている。共生社会について学び、安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備、地域において自立生活を送る上で重要となる権利擁護に関わる施策の充実を引き続き取り組んでいく。

③今後進むべき方向性

⑴R７までの主な取組	・現状や将来に不安を抱く市民が、長期的な視野を持ち、社会との新たなつながりを構築し、主体的に自分の進む道を見出す機会を得られるよう鎌倉版フォルケホイスコーレ事業（注８）を実施した。 ・住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、鎌倉市居住支援協議会の相談窓口等体制整備を行った。また、民間賃貸住宅への入居支援として、住宅確保要配慮者を対象に、専門家による住まい探し相談会を実施した。 ・犯罪・再犯防止の推進として、保護司会とともに、社会を明るくする運動大会の実施、地下道ギャラリー、本庁舎ロビー展示で社会を明るくする運動についての啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布を通じて幅広い方に更生保護についての周知・啓発を行った。 ・高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化として、市役所本庁舎ロビーにおいて、パネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発を行った。

(2)必要な取組の方向性 （新計画への展開）	次期計画策定を契機として、居住支援に係る取組、バリアフリー等のまちづくり施策との連携を進めるほか、社会福祉法改正を見据え、身寄りのない高齢者等への生活課題への対応にも取り組み、住まい・移動・社会参加等の観点から、地域生活支援と権利擁護に関する取組を一体的に推進する。 これにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた相談支援体制の充実、更生保護に係る関係機関との連携強化、虐待の早期発見・早期対応に向けた取組および情報共有体制の強化を図るとともに、ケアラー支援を含む複合的課題への対応を進める。あわせて、災害の大規模化・頻発化を見据え、社会的脆弱性を有する市民や世帯が災害時に支援から取り残されないよう、地域と連携しながら、平時からの見守り・支え合いの仕組みづくりや、支援体制の点検・強化を進める。 こうした方向性を踏まえ、次期鎌倉市地域福祉計画では、以下の姿（ビジョン）を見据え、地域生活支援と権利擁護に取り組む。 【新計画における主な対応】 主に新目標3で対応。防災や地域での支え合いは新目標1にも関係する。 【次期計画に向けて見据える姿（ビジョン）】 ・年齢や状況に関わらず誰もが安心して暮らせるよう、居住環境の整備やバリアフリー化を推進する。これにより市民が安心して外出できる環境が整い、移動の利便性の向上と社会参加の促進が図られることを目指す。 ・地域に暮らす出所者や保護観察対象者が、相談支援や見守り、交流活動、福祉サービスなどを通じて自立した生活を維持できる体制を構築することを目指す。地域・関係機関が連携して受け皿を整備し、支援と見守りが継続する仕組みを目指す。 ・こども・高齢者・障害者に対する虐待の防止について、関係機関と連携して早期発見・早期対応に取り組むことを目指す。通報・相談の導線整備や関係者の情報共有体制の強化により、被害を未然に防ぐ取組を推進する。

注　釈

（注６）日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童等及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的として、家族や関係機関等からの相談受付やサービス等の利用調整等を行う者を配置するもの。

（注７）地域生活支援拠点等整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者やその家族が安心して地域で生活できるよう地域全体で支える体制を整備するもの。地域生活支援拠点等整備事業は５つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり)から成りたっている。

（注８）現状や将来に不安を抱く市民が、長期的な視野を持ち、社会との新たなつながりを構築し、主体性をもって自分の進む道を見出す機会を得られるよう実施する市民研修プログラムを実施することで、地域住民が属性や世代の垣根を超えて地域でともに時間を過ごし、参加者個々の状況に応じ、学び、働き、成長でき、共に助け合い、つながり合う場を設置・運営することを目的としている。

目標５	情報の収集と提供

概　　要

・地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供することにより、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ります。
・福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を進めます。

方 向 性

①　社会資源の収集と整理
②　伝わりやすい情報発信

小　　括

①社会動向

⑴国県の動向	2021年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画（個別計画）を作成することが市町村の努力義務とされた。 2023年、内閣府(防災担当)は、地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施するに当たり、事前防災を重視した平時からの準備や発災時の取組について、標準的な取組方法等を示した「災害ケースマネジメント実施の手引き」を公表した。災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組のことをいう。また、災害ケースマネジメントを行うことで、災害関連死の防止、避難所以外への避難者への対応、支援漏れの防止、被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等を目指していく。	
⑵市の動向	年月	出来事
	令和３年（2021年）７月	鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例制定
	令和５年（2023年）	避難行動要支援者制度に関し、福祉部局と防災部局でプロジェクト会議を開催（令和６年度も継続して実施）。
	令和６年（2024年）	福祉専門職の協力を得ながらモデル的に個別避難計画を作成。
	令和７年（2025年）１月	障害サービス等に関する情報を迅速かつ簡易に入手できる障害者支援アプリの導入
	令和７年（2025年）９月	福祉専門職等が個別避難計画を作成した場合に報償費を支給する制度を開始

②進捗管理の状況

⑴成果指標に関して	・令和７年度おける各成果指標の実績値は、前年度と比べ、ほぼ横ばいとなっている。 ・「自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合」について、目標値100％に対して、令和７年度の実績値は68.7%となっている。
⑵具体的な取組に関して	目標５に対する具体的な取組37件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は32件で、全体の約86％を占めている。地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供し、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ると共に、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を引き続き進めていく。

③今後進むべき方向性

⑴R７までの主な取組	・指定避難所において、要配慮者の受入れを想定した開設・運営訓練を行った。また、福祉避難所において、「災害時における福祉避難所への人的支援に関する協力協定」の発動を想定した訓練を行った。 ・市社協の施設部会を通じて、各老人福祉施設・障害者福祉施設と協議を行った。また、緊急受け入れ時のガイドラインの作成や各施設との連絡体制の構築、備蓄等についての検討を行った。 ・個別避難計画について、福祉専門職等が個別避難計画を作成した場合に報償費を支給する制度を開始し、作成の普及に努めた。 ・障害者本人やその支援を担うケアラーが、利用可能な手当やサービスに関する情報を迅速かつ分かりやすく得られるよう、障害者支援アプリを導入。検索性や操作性を高めるとともに、対象者の状況に応じたプッシュ型の情報発信を行い、必要な支援を早期につながれるようにした。 ・生活支援コーディネーターを中心に、地域資源を把握し、地域の事業者と調整しながら、市が整備している「社会資源検索サイト」を通じて、資源の見える化に努めた。

⑵必要な取組の方向性 （新計画への展開）	福祉専門職等と協力し避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進め、避難行動の理解と支援の確保に向けた取組を推進する。 これにより、要支援者を含め誰もが安心して避難できる地域コミュニティの形成を目指すとともに、福祉避難所の運営体制の強化、自治会・町内会における要支援者名簿の活用促進等を通じて、地域の防災・減災の実効性を高めていく。あわせて、障害者支援アプリや社会資源検索サイト等を活用し、生活・福祉に関する制度・支援情報を体系的に収集・整理した上で、庁内および関係機関が連携して分かりやすく発信することで、誰もが必要な情報にアクセスでき、安心して支援を利用できる環境整備を進める。 こうした方向性を踏まえ、新計画では、「情報提供」を三つの目標に共通する横断的な視点として位置付け、必要な人に必要な情報が届く方法や、情報を受け取ることが難しい人への働きかけを含めて、取組を進めます。 【新計画における主な対応】 全目標に共通する横断的視点「情報提供」で対応。 【次期計画に向けて見据える姿（ビジョン）】 ・地域での支えあいや新たな関係性の構築が進むことで、いざという時に、要支援者を含め誰もが安心して避難できる地域コミュニティが形成されることを目指します。 ・個別避難計画の整備を通じて、避難行動の理解と支援の確保を図ります。 ・庁内や関係機関が連携して、生活や福祉に関する制度・支援情報を分かりやすく発信することで、誰もが必要な情報にアクセスでき、安心して支援を利用できる環境を整えることを目指します。情報発信の統一化や導線の明確化により、避難時や日常の支援利用時の混乱を防ぎます。また、情報を受け取ることが難しい人に対しても、その人の状況に応じた方法で必要な情報が届くよう、関係機関や地域の関係者と連携した働きかけを進めます。 ・福祉に関する地域の情報を体系的に収集・整理し、住民や関係機関に適切に提供・発信する体制を構築することを目指します。これにより、支援ニーズの把握と迅速な対応が可能となり、防災・減災と日常の福祉支援が一体となった取り組みを支えます。

目標６	ケアラーへの支援

概　　要

・支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援を進め、ケアを必要とする人への支援の充実も含めたケアラー支援を行うため、支援を必要としている全ての市民に包括的に対応していきます。

方 向 性

① 広報及び啓発
② 体制の整備
③ ケアラー支援に関する施策の推進

小　　括

①社会動向

⑴国県の動向	国におけるケアラー支援は、近年、法制度の見直しや支援体制の強化が着実に進展している。特に、介護休業制度の改正により、働きながら介護を行う環境の整備が進められているほか、介護保険制度においてはレスパイトケア（短期休息サービス）の拡充が図られている。さらに、2023年に新設されたこども家庭庁によるヤングケアラー支援の推進も顕著な動きである。これらの施策を通じて、介護と就労の両立支援や若年層ケアラーの負担軽減を目指し、多様な支援策の総合的な充実が進められている。 2025年に、「子ども・若者育成支援推進法」及び「児童福祉法」の一部が改正され、ヤングケアラーを法律上の支援対象として明記し、関係機関等が連携して包括的な支援に努めることが義務付けられた。これにより、ヤングケアラーの早期発見と切れ目のない支援体制の構築が法的に強化されている。 令和6年（2024年）6月、子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーが国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記された。 県では、「かながわケアラー支援ポータルサイト」を開設し、ケアラー支援に関する情報提供を行っている。 加えて、ケアラーやヤングケアラーが同じ境遇の仲間とつながり、交流や支え合いができる団体の立ち上げ支援も進めており、孤立しがちなケアラーの社会的なつながりづくりや精神的支援の充実を図っている。	
⑵市の動向	年月	出来事
	令和６年（2024年）４月	鎌倉市ケアラー支援条例施行
	令和６年（2024年）7月	ヤングケアラー交流の場・あい風のステーション開設
	令和６年（2024年）11月	鎌倉青少年会館のリニューアルし、中高生の居場所として、「COCORUかまくら」を開設。
	令和７年（2025年）１月	障害サービス等に関する情報を迅速かつ簡易に入手できる障害者支援アプリの導入

②進捗管理の状況

⑴成果指標に関して	ケアラー支援に特化した具体的な成果指標は定めていませんが、ケアラー支援が必要な市民は、脆弱な者同士が家族間で支えあう中に存在する傾向があると認識しているため、多機関協働事業における新規対応件数を、ケアラー支援に関連する取組実績の一つとして把握している。
⑵具体的な取組に関して	目標６に対する具体的な取組31件のうち「目標に向け順調に実施できた。」を指標とするA評価は17件で、全体の約54％を占めている。

③今後進むべき方向性

⑴R７までの主な取組	・ケアラー支援条例の制定を機に作成した「ケアするケアされる鎌倉みんなのスタートブック」を使用し、かまサポ！として案内している各分野の研修等を通じて、ケアラーへの理解・啓発を促進した。 ・庁内での支援体制を強化するため、関係課における対応方法の共通化や相談窓口の整備を行った。 ・障害者本人やその支援を担うケアラーが、利用可能な手当やサービスに関する情報を迅速かつ分かりやすく得られるよう、障害者支援アプリを導入。検索性や操作性を高めるとともに、対象者の状況に応じたプッシュ型の情報発信を行い、必要な支援を早期につながれるようにした。 ・ケアラー当事者同士の支え合いを推進するため、ピアサポートに資する交流事業を行う団体又は法人に対して、必要な経費の一部について補助金を交付する「ケアラー支援グループへの活動補助金」の周知に努めた。

⑵必要な取組の方向性 （新計画への展開）	令和６年度に整備した基盤を踏まえ、ケアラー支援に関する理解・啓発、庁内体制の運用強化、情報提供の充実、ケアラー当事者同士の支え合い支援（ピアサポート等）を継続・発展させる。 これにより、ケアラーが相談につながりやすい状態を整えるとともに、早期発見・アウトリーチ等を通じた継続支援の取組を充実させ、支援が必要であるにもかかわらず届いていないケアラーや世帯への接続を強化する。あわせて、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、関係課・関係機関間での情報共有と連携を一層進めることで、制度・分野の狭間で支援が途切れない体制整備を図る。 こうした方向性を踏まえ、次期鎌倉市地域福祉計画では、以下の姿（ビジョン）を見据え、ケアラー支援に取り組む。 【新計画における主な対応】 新目標3の「ケアラーへの支援」で対応。 【次期計画に向けて見据える姿（ビジョン）】 ・ケアラーが安心して相談・交流できる場を整備するとともに、支援者や関係機関間での情報共有・連携を進めることで、ケアを必要とする人とケアラーの双方を包括する切れ目のない支援体制を構築することを目指す。 ・ケアラー支援に関する理解や対応力を地域全体で高め、行政だけでなく地域・団体・事業者が連携して支援できる社会的な基盤を醸成することを目指す。

各取組の進捗状況

各取組の総括

目標	名称	取組数	各取組のR７評価 A (3点)	B (2点)	C (1点)	D (0点)	点数(計)/満点 達成率	総合評価
1	総合的な相談体制の確立	18件	15件	3件	0件	0件	51/54 94%	A
2	包括的支援体制の構築	17件	15件	2件	0件	0件	49/51 96%	A
3	地域における福祉活動や人材への支援	26件	21件	4件	1件	0件	72/78 92%	A
4	地域生活支援と権利擁護	108件	78件	28件	2件	0件	292/324 90%	A
5	情報の収集と提供	37件	32件	5件	0件	0件	106/111 95%	A
6	ケアラーへの支援	31件	17件	14件	0件	0件	79/93 84%	A
合　計		237件	161件	42件	3件	0件	649/711 91%	A

評価区分	各取組のR７目標に対する達成率	
A	75％～	目標に向け順調に実施できた。
B	50％～	おおむね実施できたが、不十分な点が少しある。
C	25％～	実施したが不十分な点が多い。
D	0％～	改善が必要、又はほとんど実施できなかった。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
1	〜目標１〜総合的な相談体制の確立	1-1-1-1	総合的な相談体制の整備	複雑化・複合化した福祉の問題に関する相談を総合的に扱うための全市的なしくみづくりを検討します。	市民相談課 福祉政策課	−	継続	【地域共生課】 「くらしと福祉の相談窓口」において、複雑な困り事や複数の関連部署にまたがる困り事への解決に向けて関係課と連携を図るとともに、市社協の地域包括支援センターと連携し相談体制の強化を図った。 【福祉政策課】 相談支援包括化推進員の配置によって、複雑な困り事や複数の関連部署にまたがる世帯全体の困り事への円滑な対応に努め、市民により利便性の高い相談支援体制の構築を図った。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。R8年度からは、相談支援包括化推進業務について、市直営により事業を実施し、福後課題に対する円滑な対応に努める。
1		1-1-1-2	福祉総合相談窓口の設置・運営	全市的な福祉の相談体制との整合性を図りながら「福祉総合相談窓口」を運営します。	市民相談課	−	継続	市民の複合化・複雑化する課題に対応するため、福祉相談窓口の機能強化を目指し、庁内での連携を図りながら「くらしと福祉の相談窓口」の運営を行った。また、地域包括支援センターと高齢者に対する相談対応の連携・強化を図った。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。
1		1-1-1-3	（市社協）なんでも相談窓口の運営支援	市民の身近な問題を扱う窓口として市社協が設置する「なんでも相談窓口」への支援を行い、総合的な相談窓口体制の充実を図ります。	福祉政策課 （市社協）	市社協なんでも相談窓口 （R1.7月設置） 相談件数58件	継続	市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に対し補助金による財政支援を実施した。 R７実績値　相談件数154件	A	蓄積した相談内容の分析を行い、組織内で共有できる仕組みが必要。 今後は、老人福祉センターに相談員を配置し、地域住民の困りごとを見過ごさない体制づくりの本格実施を行う。
1		1-1-2-1	市社協の相談体制への支援	福祉に関する相談支援体制を市と連携しながら構築するとともに、市民が気軽に相談できる相談体制の整備を行う市社協を支援します。	福祉政策課 （市社協）	−	継続	市社会福祉協議会の窓口運営充実のため、人件費や各種相談事業等に対し、補助金による財政支援を行った。市社協において「なんでも相談窓口」の周知を進めた。	A	引き続き、相談に対応できる職員の配置、バックアップ体制などの整備により、「なんでも相談窓口」を起点とした包括的支援体制の構築を働きかける。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
1	1-1-2-2	高齢者の相談窓口の充実	高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深めることで、相談・支援体制の強化を図ります。	高齢者支援課	利用者92人 登録数187人	継続	地域包括支援センター職員向け研修を２回実施し、スキルアップに努めた。市内10か所の地域包括支援センターにて高齢者に係る総合相談を受けた。令和４年度から地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業に位置付け、引き続き年齢や属性を問わない総合相談を受け付けた。また、他分野と連携した際に情報を共有するために作成した「基本相談シート」を活用し、関係機関との連携に努めた。 さらに人員配置基準を見直し、令和６年度から地域包括支援センターの負担軽減と体制強化を図った。	A	令和８年度も引き続き、地域包括支援センター職員研修を実施しスキルアップを図っていく。また、高齢者支援に携わる関係機関との連携に加えて、複合的な課題を抱えた世代に対して多機関との連携を推進していく。
1	1-1-2-3	障害者の相談窓口の充実	基幹相談支援センターを中核とし、相談支援事業所等と連携を図りながら、相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。	障害福祉課	総合相談件数 700件	継続	・総合相談支援事業 　総合相談窓口、相談支援事業所の支援、関係機関連携 　相談支援者育成（相談支援専門員研修会、管理者会、事例検討会、相談支援専門員初任者・現任者インターバル実習等） 　相談支援事業所訪問：14箇所 　市職員向け研修：４回（次長・課長向け） 　総合相談件数：2,994件 ・鎌倉市障害者支援協議会の企画運営 ・市民向け講演会実施 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務を実施 　相談件数：303件（上記総合相談件数の内数）	A	・総合相談件数が前年度比で362件増（13.8％増）となっており、担う業務も広範にわたる。安定的に事業を実施できる体制等を引き続き確保していく。
1	1-1-2-4	健康に関する相談窓口の開設	健康に不安のある人が不安を気軽に相談できるよう、様々な機会を捉え相談の場を確保します。	市民健康課	未病センター利用者数 214日開設 延1,094人 食事カルテ 延　28人	継続	未病センター（予約制） 　開設日数85日　利用人数延270人 よろず相談（予約制） 　相談者数延29人 所内相談（電話・面接） 　延1028人	A	年度途中から未病センターの予約が電話のみから電話及び電子申請の利用ができるようにした。青壮年期の方にも利用を促せるよう、健康教育等でも積極的に周知をしていく。
1	1-1-2-5	子育てに関する相談窓口の充実	関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	こども家庭相談課 保育・幼稚園課	こどもと家庭の相談室相談件数 479件	継続	（こども家庭相談課） こどもと家庭に関する各種相談を受け付け、相談件数は395件であった。加えて、毎月第2・第4土曜日（8時30分～17時）および第4水曜日の夜間（17時～20時）に相談窓口を継続して実施し、相談者が利用しやすい体制の確保に努めた。土曜日や夜間の相談件数は少ないものの、相談しやすい環境整備につながった。 （保育・幼稚園課） 子育てや保育所への入所相談を行い、その他の相談があった場合は、関係機関に繋ぐ対応を行った	A	（こども家庭相談課） 第2・第4土曜日および第4水曜日夜間の相談件数は少ないことから、引き続き広報・周知に努める。 （保育・幼稚園課） 引き続き、保育に関する相談対応を行いつつ、その他の相談については、関係機関と連携する。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
1		1-1-2-6	発達の相談支援に関する窓口の充実	運動発達やことばの発達、育児上の不安や集団適応などに何らかの不安や心配を持つ保護者や家族からの相談に対し、専門職による支援を実施するとともに、障害のある子どもとそれを支える家族が地域で安心して生活できるよう、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。	発達支援室	初回相談件数 396件 ST124件 リハ69件 発達203件	継続	発達障害を含む特別な支援を必要とする児童等の相談及び早期発見、早期支援について保健、福祉、教育分野等と連携を図りながら実施している。 初回相談件数375件、ST101件、リハ83件、発達191件	B	複雑化、早期化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備、事業の実施方法の工夫等が必要となっている。
1		1-1-2-7	ひとり親家庭の相談窓口の充実	ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行います。	こどもみらい課	ひとり親家庭自立支援員 相談件数964件	継続	貧困に直面している家庭、特にひとり親家庭に対する支援をするため、ひとり親家庭自立支援員や職員の相談技術を高め、各家庭の実情やニーズ把握に努めた。ひとり親家庭自立支援員相談件数 655件	A	ひとり親家庭等の貧困対策として、成人祝い金支給事業を新規事業として行う予定である。
1		1-1-2-8	ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）の相談窓口の充実	ＤＶに関する不安を一人で抱え込まずにすぐに相談できるよう、幅広く相談の機会を確保します。また、庁内での情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、自立に向けた継続的な支援につなげます。	市民相談課	女性相談件数 505件	継続	研修等により相談員のスキルアップを図り、関連機関との情報交換の場や外部講師による講義の受講など、相談体制を充実させた。市の重層的支援体制整備事業による包括的支援の推進に努めながら、関係課や関係機関と連携して対応した。 R7実績値相談件数　645件	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当内や関係機関等との連携を図り対応する。
1	（目標１～総合	1-1-2-9	居住支援相談窓口の充実	住まい探し相談会を開催し、個々の状況に応じて、あんしん賃貸支援事業の賃貸物件を紹介するなど、生活基盤の安定化を図ります。	都市計画課	相談会開催５回 (相談件数:15件、うち1件成約) 不動産及び福祉事業者向けセミナー等の開催支援	相談会開催５回 （解決目標:３件）	民間賃貸住宅への入居支援として、住宅確保要配慮者を対象に、専門家による住まい探し相談会を予定通り５回実施した。 【５回の相談会においての合計相談数　13件】	A	令和８年度も令和７年度と同様の取組みを継続していく

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
1	総合的な相談体制の確立	1-1-2-10	保育コンシェルジュによる育児相談	経験豊富な保育士と、子育て情報を案内している「かまくら子育てメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談を行います。窓口だけでなく、出張相談も行うことで、相談の機会の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こどもみらい課 保育・幼稚園課	相談件数 756件	継続	（こどもみらい課） 「かまくらこども相談窓口きらきら」の運営を通じ、子育て支援コンシェルジュが子育て家庭への情報提供等を行うとともに、専門的な視点から育児不安の解消を図り、保護者に寄り添った支援を実施した。また、子育てに関するあらゆる相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的な支援が提供できる体制としたほか、オンライン相談窓口等を活用した相談体制も用意している。 令和7年度相談件数：618件（相談に対応した各専門部署の対応件数：680件） （保育・幼稚園課） 子育て家庭に情報提供をするために保育コンシェルジュの活用を案内する等、より専門的に育児不安の解消ができるように努め、保護者に寄り添った支援を行った。	A	（こどもみらい課） 引き続き「かまくらこども相談窓口きらきら」の利用者が子育て等について相談しやすい環境を充実させ、育児不安の解消等保護者に寄り添った支援を行っていく。 （保育・幼稚園課） 引き続き、子育てに関する不安の解消等、保護者に寄り添う支援を行う。
1		1-1-2-11	消費生活相談窓口の充実	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復に努めます。また、消費生活の基礎知識の普及や、消費者被害の未然防止に向けた情報の提供など、啓発活動も積極的に行っていきます。	市民安全課	相談件数 1,817件	継続	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復を図るとともに、鎌倉市くらし見守りネットワークを運用し、高齢者の見守りを実施した。また、消費生活の基礎知識の普及や消費者被害の未然防止のため、夏休み子ども教室（３回）や出前講座（17回）を行うとともに、広報かまくらやSNSなどにより注意喚起や情報提供を行った。さらに、令和５年度から啓発チラシの町内会回覧（３回）も始めた。	A	今後も同様の取組を継続していく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
1	1-1-2-12	生活困窮者に対する相談支援体制の充実	生活困窮者自立相談支援窓口と生活保護相談窓口が連携し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立した生活がおくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課	新規相談件数 205件 事業終結者割合 ４２％	継続	新規相談件数383件 一般就労を開始した人数15人 増収した者の人数９人 ＜上記を指標とした理由＞ 新規相談件数を指標としている理由は、市内の生活困窮者の相談支援の状況を把握するため。 就労等自立者割合を指標としている理由は、市内生活困窮者の自立の状況を把握するため。	B	就労等自立者割合及び終結割合を指標としてきたが、割合ではなく、一般就労を開始した人数と増収した者の人数を指標とし、自立の定義、自立支援のあり方を見直していきたい。
1	1-2-1-1	地域福祉活動などの把握	地域における自治会・町内会活動の福祉的な取組や地区社会福祉協議会（地区社協）の活動などの情報を収集し、各相談に応じて適切なサービスを行う窓口の情報整理・提供を目指します。	福祉政策課	―	継続	市社会福祉協議会と定例的な情報共有の場を設け、地域における福祉的な取組の情報収集を行った。	A	引き続き、地域における福祉的な取組の情報収集に当たり、市社会福祉協議会だけでなく、地区社協や市地域のつながり課の協力も得ながら、地域福祉活動を多面的に把握する必要がある。
1	1-2-2-1	相談にかかる関連部署や専門機関の連携推進	相談を受ける窓口と、支援を行う関連部署や専門機関の連携を強化し、窓口の渡り歩きなどの相談者の負担の軽減を図ります。	福祉政策課	―	実施	相談支援包括化推進業務を委託により実施し、複雑化、複合化した事例について、支援関係機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関協働」、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う「参加支援」、支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」について取り組んだ。	B	相談内容は引き続き多様化・複雑化していることから、今後も担当内および関係機関等との連携を図りながら、適切に対応していく。あわせて、R8年度からは、相談支援包括化推進業務について、市直営により事業を実施し、福後課題に対する円滑な対応に努める。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
1		1-2-2-2	複雑化・複合化した支援ニーズへの対応※R3新規	福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例について、支援関係機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関協働事業」と、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う「参加支援事業」を実施するもの。	福祉政策課	―	継続	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席や当課が所管する福祉支援会議等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	A	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込（同意）になかなか至らないケースがあることから、引き続き、各分野における支援会議や当課が所管する福祉支援会議を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等とケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、事業実施者が当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、申込（同意）につなげていきたい。
2	（目標２～包括的支援体制の構築	2-1-1-1	地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化	社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成、多様な福祉サービスの創出を図るため、地域住民による高齢者施策等の協議の場づくりを推進します。	高齢者支援課	協議体２か所	協議体 ９か所	５つの日常生活圏域に１人ずつ配置している生活支援コーディネーターにより地域資源の把握や地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めた。また市全域にまたがる課題を共有する第一層協議体で庁内連携の推進を図った。さらに、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターの地域連携担当の活動や地域での取組がさらに共有されるよう報告会を実施した。 協議体数８ また、令和４年度から重層的支援体制整備事業に位置付けて引き続き取り組んだ。	A	重層的支援体制整備事業の趣旨に基づき、世代や属性を問わず、多様な地域資源をつなぐコーディネート機能を強化し、誰もが地域で支え合える体制を構築していく。
2		2-1-1-2	福祉事業者と関係団体等との交流促進	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体など多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる場づくりを市社協とともに行います。	福祉政策課 （市社協）	補助金交付及び会議体への参画	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行った。	B	地域課題の把握と課題解決に向けて必要に応じて場の提供や会議等の参加を行う。また、土日祝日開催の会議やイベント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができるか検討が必要。
2		2-1-1-3	ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート業務を支援します。	福祉政策課 （市社協）	ボランティア相談 558件	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 ボランティア相談件数556件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
2	2-1-1-4	専門性の高い障害関係団体等との協働・連携によるサービスの充実	施設訪問歯科など専門性の高い事業を関係団体と協働、連携して実施します。	障害福祉課	訪問数 13施設	継続	歯科検診等を受ける機会の少ない市内の地域活動支援センター及び障害者援護施設の利用者に対する、鎌倉市歯科医師会が行う在宅障害者歯科検診事業に対し補助金による財政支援を行っている 【R7実績値】 訪問事業所数：11施設 利用者数：383人	A	引き続き、歯科検診等を受ける機会の少ない市内の地域活動支援センター及び障害者援護施設の利用者に対する鎌倉市歯科医師会が行う在宅障害者歯科検診事業に対し、補助金による財政支援を行う。
2	2-1-1-5	高齢者の地域ケア体制の推進	高齢者保健福祉計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題と地域の課題を話し合う地域ケア会議を開催します。	高齢者支援課	開催数 34ケース 47回	継続	地域ケア会議ガイドラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで地域ケア個別会議を実施した。主な参加者として、本人・家族のほか、介護支援専門員（ケアマネ）、民生委員児童委員、自治会町内会等の地域住民団体の関係者、医師、警察、行政職員等が参加して、課題が重層する高齢者の支援や、家族に精神疾患を抱える高齢者の支援などを行った。 開催数　33ケース　41回 また、小地域ケア会議を開催し、小地域における地域課題や新たな見守りネットワークや集いの場の立ち上げなど資源開発を行った。 開催数　62回 また、重層的支援体制整備事業に位置付けて属性や世代を問わない支援に取り組んだ。	A	令和７年度も引き続き地域ケア会議ガイドラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで地域ケア会議（地域ケア個別会議、小地域ケア会議）を開催し、課題を抱える高齢者や家族へ支援していく。
2	2-1-1-6	高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化	各種イベントにおいて、３課合同による虐待防止啓発のキャンペーンを行います。また、医療機関や警察等の関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭相談課	本庁舎ロビーパネル展示 11/11～15 事業所向け研修を実施11/1	継続	（障害福祉課）（高齢者支援課） 介護保険事業者職員等の支援者向けに虐待防止研修を２回開催した。また、本庁舎ロビーや地域イベント等において、パンフレット配布、パネル掲示など様々な機会を捉えて、虐待防止についての周知・啓発を図り、早期発見・早期対応に努めた。 （こども家庭相談課） 11月の虐待防止推進期間に市役所ロビーでパネル展示を実施したほか、広報紙により周知を図った。 また、こども家庭相談課にヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、ヤングケアラーを含むこどもや支援者が気軽に相談できる場所として、「あい風のステーション」を月に２回開所し、ヤングケアラーコーディネーターによる運営を行った。	A	（高齢者支援課・障害福祉課） 引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。 （こども家庭相談課） ヤングケアラー啓発活動の一環として、これまでの啓発活動を継続していく。 ヤングケアラーの早期発見及びこども自身の自覚の促進のためにさらなる周知を図っていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
2	2-1-1-7	高齢者に対する総合的な支援体制の確立	住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、多職種ミーティング等を通じて在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。	介護保険課	ミーティング3回 推進会議1回 検討会1回	ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ2回 推進会議３回 ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ ２Ｇ×４回	多職種ミーティング　１回 ワーキンググループ　7回 推進会議　３回 多職種研修会　１回　延91人	B	今後については、在宅医療介護連携推進事業の多職種ミーティングの在り方を再確認し、現状の課題に沿ったミーティング及び研修会の実施を行っていく。
2	2-1-1-8	地域見守り活動の推進	日々の生活でのさりげない見守り活動の中で、異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関等と連携し対応するため、県と連携しながら民間事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、見守り体制を築きます。	福祉政策課	通報実績 1件	継続	県と協定を結んだ事業者から通報を受け、対象者の状況に応じて支援者や民生委員などの関係機関と連携しながら安否確認を行った。 令和７年度実績値　通報実績４件	A	対応マニュアルを常に確認し、臨機応変な対応がとれるよう、日ごろから支援者や民生委員などの関係機関との連携を密に保っていく。
2	2-1-1-9	早期療育に向けた支援体制の確立	子育てにおいて少し気になるという段階からの相談支援が、障害の早期発見、早期療育に重要であることから、子育て支援を行う関係機関との連携の強化に努めます。また、障害児通所支援を行う事業所や相談支援事業所と行政との役割分担を明確化し、子どもの発達や障害特性、家族の状況に応じた適切な相談支援体制の構築を目指します。	発達支援室	市内保育園 幼稚園 認定こども園 計４６園	継続	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施するため発達支援システムネットワーク会議を開催している。また、特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「５歳児すこやか相談」を実施している。出張相談は、子育て支援センター、放課後かまくらっ子、保育園等市内各所で定期的に実施した。 R７実績値 ５歳児すこやか相談対象園：49園、出張相談４回(４件)実施	A	複雑化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備が必要である。 また、令和５年度からこども家庭庁が提唱してる「５歳児健診」と「５歳児すこやか相談」との方向性について、引き続き注視していく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
2	〜目標２〜包括的支援体制の構築	2-1-1-10	鎌倉市居住支援協議会活動支援	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議を行います。	都市計画課	鎌倉市居住支援協議会の相談窓口開設 相談対応マニュアルの作成	相談支援窓口の体制強化、ガイドブックの活用啓発	住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、鎌倉市居住支援協議会の相談窓口等体制整備を行った。 鎌倉市居住支援協議会の活動内容として、以下の内容を行った。 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援 【相談件数　13件】 ・令和２年度作成した多言語に対応するガイドブックを用いた講座を、市内の不動産店等を対象に１回開催　【参加人数　15名】 ・福祉関係団体等向け研修会を１回開催　【参加人数　10名】 ・不動産関係者と福祉関係者の合同研修会を１回開催 【参加人数　11名】	A	令和８年度も令和７年度と同様の取組みを継続しつつ、昨年度実施していない活動として、住宅・福祉、行政・民間等の立場の異なる関係者が、相互の情報共有と連携を目的とした「多職種による合同研修会」を開催予定。
2		2-1-1-11	「（市社協）日常生活自立支援事業」の活用、連携	軽度の認知症、障害、その他判断能力が十分でないために金銭管理が難しい人の自立支援に向けて、市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を活用し、要支援者が地域で安心して生活できるよう市社会福祉協議会との連携を推進していきます。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	－	継続	（生活福祉課） 令和７年度で生活保護受給者が、「日常生活自立支援事業」を活用した回数：計203回 ＜上記を指標とした理由＞ 日常生活自立支援事業の活用状況を確認するため （障害福祉課）（高齢者支援課）. 成年後見制度の利用を検討した結果、制度の要件に満たない人を市社会福祉協議会の窓口につなぎ、制度のはざまに落ちないよう支援した。	A	引き続き制度の要件に満たない人を社会福祉協議会の窓口につないでいくよう支援する。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
2	2-1-1-12	【再掲　1-2-2-2】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応※R3新規	福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例について、支援関係機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関協働事業」と、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う「参加支援事業」を実施するもの。	福祉政策課	－	継続	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席や当課が所管する福祉支援会議等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	A	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込（同意）になかなか至らないケースがあることから、引き続き、各分野における支援会議や当課が所管する福祉支援会議を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等とケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、事業実施者が当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、申込（同意）につなげていきたい。
2	2-1-2-1	地域における住民組織間の連携体制づくり	鎌倉市自治組織連合会の活動に対する支援を通じて、市と自治会・町内会との連携体制づくりを進めます。	地域のつながり課	連合会開催 ３回	継続	自治会町内会が行政区毎に組織する各連合会事業に対し、地域活動事業等円滑な運営のための支援として、補助金による財政支援や各支所を含め各連合会事務局としての人的支援を実施し、地域活動への連携及び体制づくりを図った。	A	自治会町内会が行政区毎に組織する各連合会事業に対し、地域活動事業等円滑な運営のための支援として、補助金による財政支援や各支所を含め各連合会事務局としての人的支援を実施し、地域活動への連携及び体制づくりを図った。
2	2-1-3-1	地域連携推進業務	生活に困りごとを抱える市民に寄り添いながら、課題を解決するための活動や、地域づくりを進める住民活動を支援する体制づくりなどを検討します。	福祉政策課 地域のつながり課	－	継続	（福祉政策課） 重層的支援体制整備事業に取り組み、庁内連携会議の担当者会議においては、ケース事例を通じて関係課との認識共有を図るとともに、地域づくりの考え方の整理を進めた。 また、R7年度からは担当者会議と地域づくり部会を一体的に開催し、効率的かつ効果的な議論の場となるよう運営した。 （地域のつながり課） 災害時の地域担当制をして、有事の際は鎌倉地区は地域のつながり課が、鎌倉地区以外は各支所が窓口となり、地域と連携を図っている。今後も適宜地域とどのように連携していくか検討を図っていく。	A	（福祉政策課） 引き続き、重層的支援体制整備事業に取り組み、庁内連携会議の担当者会議においては、関係課との認識共有を図るとともに、地域づくりの考え方の整理を進める。 （地域のつながり課） 引き続き、地域課題に対し各支所と連携を図っていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
2		2-1-3-2	鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進	鎌倉市障害者支援協議会等を通じて、関係機関が情報共有し、地域の課題などを協議することにより、家族を含めた障害者の地域生活を支える取組を進めます。	障害福祉課	会議開催回数 ・全体会3回・就労支援部会4回・地域生活支援部会4回・精神保健福祉部会4回・こども支援部会4回	継続	保健・医療関係者、福祉団体、教育・就労関係の団体、学識経験者、関係行政機関の職員、障害者等及びその家族を構成員として鎌倉市障害者支援協議会を開催し、連携しながら支援を進めた。 会議開催回数 ・全体会３回・地域生活支援部会３回・精神保健福祉部会３回・こども応援部会３回	A	令和７年度に協議したことを踏まえ、障害理解の促進や、障害者及びその家族等の地域生活支援に向けて引き続き取り組む。
2		2-1-3-3	障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備	基幹相談支援センター等を活用し、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。	障害福祉課	総合相談実績 700件	継続	・総合相談支援事業 　総合相談窓口、相談支援事業所の支援、関係機関連携 　相談支援者育成（相談支援専門員研修会、管理者会、事例検討会、相談支援専門員初任者・現任者インターバル実習等） 　相談支援事業所訪問：14箇所 　市職員向け研修：４回（次長・課長向け） 　総合相談件数：2,994件 ・鎌倉市障害者支援協議会の企画運営 ・市民向け講演会実施 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務を実施 　相談件数：303件（上記総合相談件数の内数）	A	・総合相談件数が前年度比で362件増（13.8％増）となっており、担う業務も広範にわたる。安定的に事業を実施できる体制等を引き続き確保していく。
2		2-1-4-1	連携体制の強化	地域福祉計画推進庁内連絡会を中心に、市役所内での担当者間連携など、庁内連携体制を推進します。	福祉政策課	連絡会開催 2回	継続	地域福祉計画推進庁内連絡会を通じて、事業所管課に対し進捗状況の確認を行うとともに、新たな計画の策定年度であったことから、新たな取組について等について、情報共有を行った。	A	引き続き、地域福祉計画推進庁内連絡会にて、地域福祉推進に向けた情報共有等を行う。
3	〜目標３〜地域にお	3-1-1-1	【再掲2-1-1-2】福祉事業者と関係団体等との交流促進	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体など多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる場づくりを市社協とともに行います。	福祉政策課 （市社協）	補助金交付及び会議体への参画	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行った。	B	地域課題の把握と課題解決に向けて必要に応じて場の提供や会議等の参加を行う。また、土日祝日開催の会議やイベント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができるか検討が必要。
3		3-1-1-2	民生委員児童委員活動の住民への活動支援	民生委員児童委員が地域で活動するために、行政や専門機関との連携への支援を行うとともに、負担感の解消や日々の活動へのサポート、やりがいの創設について検討するなど、活動しやすい環境の充実を図ります。	福祉政策課	検討を開始	検討を継続	なり手を増やすワーキンググループにおいて企業先への協力依頼文を作成するなど、民生委員が活動しやすい環境づくりを目指した。その他ワーキンググループにおけるこれまでの取組を振り返り、効果があったことや依然として残る課題を整理した。	A	ワーキンググループの成果及び課題を踏まえ、引き続き民生委員児童委員活動の課題解決に向けて検討する。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3	ける福祉活動や人材への支援	3-1-1-3	自治会・町内会の必要性の啓発と加入促進	「自治会・町内会加入促進マニュアル」の配布や、市ホームページや広報かまくらなど、多様な手段によって自治会・町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。	地域のつながり課	－	継続	刷新した自治会町内会への加入促進のためのチラシについて市ホームページや本庁舎入り口前に設置しているデジタルサイネージに掲載するなど、周知方法を広げ、啓発を進めた。	A	現在の周知方法を継続しつつ、新たな周知方法が見つかり次第、周知可否について検討を行っていく。
3		3-1-1-4	自治会・町内会の組織体制の充実支援	地域間の交流会や「自治会・町内会運営のためのハンドブック」を配布するなど、自治会・町内会活動を支援します。	地域のつながり課	交流会開催 1回	継続	地域共生課及び各支所と連携し、本庁舎及び各支所窓口にて「自治会・町内会運営のためのハンドブック」の周知を行った。	A	引き続き関係各課と連携し「自治会・町内会運営のためのハンドブック」の周知に努める。
3		3-1-1-5	地区社協への支援	地域福祉活動の中心的組織である地区社協の見守り活動、サロン活動、地域福祉懇談会、地域アセスメントなどの活動に対し、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた支援を市社協とともに行います。	福祉政策課 （市社協）	－	継続	新たな計画策定のため、地域住民の課題把握や社会参加を目的としたワークショップを行い、地区社協の方々の声を聞く機会を設け、地域課題等の把握に努めた。	B	WS等の意見交換の場を継続的に設け、地域の声を把握しながら、課題整理と取組の見直しを行う必要がある。
3		3-1-1-6	自主防犯組織活動支援事業	防犯パトロール隊未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している自治会・町内会においては、防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行います。	市民安全課	団体登録数 128団体	団体登録数 155団体	希望する団体に防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行った。防犯パトロール隊等自主防犯活動団体が未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけた。 R7の団体登録数は152団体。	A	引き続き市のホームページ、広報紙等を通じて、防犯パトロール隊等自主防犯活動団体が未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかける。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3	3-1-1-7	ボランティア活動助成事業	状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、ボランティアの活動を資金面から支援します。	福祉政策課 （市社協）	－	継続	ボランティア活動に対し、市社会福祉協議会を通じて財政支援を実施した。 R7実績値 申請団体数：16団体　支出済額880,000円	A	引き続き、適切な財政支援のあり方を確認する。
3	3-1-1-8	老人クラブへの支援	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。高齢者の生きがいづくりのため、今後もますます地域での活動や役割が期待されることから、活発な活動ができるよう支援するとともに、会員の加入促進も支援します。	高齢者支援課	補助金交付	継続	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、活動を支援した。	A	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブが活発に活動ができるよう支援する。
3	3-1-1-9	子育てサークルへの支援	地域の子育て力の向上を図るため、子育て支援団体の情報提供を行い、活動に対する支援を行います。	こどもみらい課	－	継続	「かまくら冒険遊び場・梶原」を協働事業者と運営するとともに、子育て支援団体等の情報発信及び情報提供を行った。 「かまくら冒険遊び場・梶原」来館者数：8,238人 イベント実施状況： 子育て支援イベント45回　参加人数255人 出張型冒険遊び場10回　参加人数1,044人 出張冒険遊び場・寺分18回　参加人数302人	B	令和７年度より、「出張冒険遊び場・寺分」として寺分町内会館での定期的な遊び場を開催し、梶原以外の地域に根ざした居場所を開いた。 常設の「かまくら冒険遊び場・梶原」では来館者数が伸びなかったため、広報やSNS等の活用、イベント等での周知活動を行い、事業の継続を図る。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3	3-1-1-10	犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援	犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。	福祉政策課	保護観察対象者との面談場所（市関連施設） 利用回数　59回	継続	保護観察対象者との面談場所（市関連施設） 利用回数　39回 保護司会などの関係団体と協力・連携し、”社会を明るくする運動”大会を開催した。大会では、社会を明るくする運動の啓発ポスター等の掲示、市民団体による演奏ををを行った。 ＜上記を指標とした理由＞ 保護司会等が行う更生保護活動の支援状況を把握するため。	B	引き続き、保護司会の更生保護活動を支援する。
3	3-1-1-11	自主防災活動育成費補助金	市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金を交付し、地域の防災機能の向上を図ります。	総合防災課	－	継続	自主防災組織に対する活動支援や防災資機材の購入費用を助成を実施することにより、地域防災力の向上を図った。 ※助成の実施が地域防災機能の向上に直結するため、目標達成の指標として設定。	A	R6年度から自主防災組織育成費補助金要綱の運用に、防災士の資格取得補助のメニューを加えて、利便性を向上を図っている。
3	3-1-1-12	地域介護予防活動支援事業	地域で自主的に介護予防・健康づくりのための活動を行う団体に対し支援することで、住民主体による高齢者の介護予防・健康づくりの取組を推進します。	介護保険課	19団体	100団体	地域で自主的に介護予防・健康づくりのための活動を行う99団体に対し、総額9,621,100円の支援を行うことで、住民主体による高齢者の介護予防・健康づくりの取組を推進した。	A	交付団体数は微増傾向にあるが、参加者の高齢化に伴い参加者を確保できない団体や事務手続きに困難を要する団体が存在するのは前年同様である。 令和８年度中に制度の見直し・再構築を行い、令和９年度からの施行を目指したい。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3	（目標３～地域における福祉活動～	3-1-1-13	障害福祉相談員の活動支援	障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等との連携の支援を行います。	障害福祉課	活動件数 191件	継続	障害者の安定した地域生活を支えるため、障害福祉相談員を設置し、障害当事者及びその保護者の相談を受けた。 【R7実績値】 ①実践活動延べ192件 ②相談・助言活動延べ51件 合計243件の相談を実施	A	障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等との連携の支援を行い、障害者の安定した地域生活を支援する。
3		3-1-2-1	地域での活動の場づくりへの支援	地域におけるサロンなどの開催や、担い手の発掘と育成、また参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流を促進するとともに、活動の助言を行う市社協への支援を行います。	福祉政策課 （市社協）	－	継続	市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に対し補助金による財政支援を実施した。	A	地域福祉推進事業の補助対象事業について、枠組みを整理しつつ、引き続き必要な財政支援を継続していく。
3		3-1-2-2	地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用	地域福祉活動の拠点として、福祉活動団体やボランティアなどの利用者が利用しやすい施設とするため、利用者目線を重視して適切な維持修繕など利用環境の改善に努めます。	福祉政策課	－	修繕の 実施	適切な維持修繕を実施し、利用環境の整備や施設の長寿命化を図った。	A	毎年５月に実施している自主点検や総合管理業務委託の契約相手方との協議等を通して修繕を要する箇所の随時把握に努め、適切な維持修繕を実施していく。
3		3-1-2-3	公会堂等建築改良工事費補助金事業	地域住民等の活動拠点である公会堂等の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。	地域のつながり課	12団体	継続	地域住民等の活動拠点である18の自治会町内会館修繕を実施した。また令和８年度に修繕を希望する自治会町内会へアンケート調査を実施した。	A	令和８年度当初に修繕を予定している全ての自治会町内会へ修繕工事前のヒアリングを実施し、予定する全ての修繕工事に対応するため各自治会町内会と連携を図った。引き続き次年度以降に自治会町内会が円滑に申請手続きができる体制づくりに努めていく。
3		3-1-2-4	商店街空き店舗等活用事業	地域住民にとって活動しやすい活動拠点とするため、商店街の空き店舗を活用し、子育て支援、高齢者支援、障害者支援、教育支援、地域住民交流のためのコミュニティ施設を設置・運営する非営利事業に対し、必要な費用の一部を補助します。	産業課	0件	改正要綱運用	商店街の空き店舗を活用し、子育て支援、高齢者支援、障害者支援、教育支援、地域住民交流のためのコミュニティ施設を設置するための補助は０件であった。	C	地域福祉計画に資する施設の設置にはつながらなかったため、引き続き、商店街団体へ制度の周知に努めていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3	や人材への支援	3-2-1-1	ボランティア活動への支援	各種ボランティア保険の周知と加入促進など、市社協のボランティアセンターの運営を支援し、ボランティアが安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動の支援を行います。	福祉政策課 （市社協）	ボランティア相談 558件	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 R7実績値 ボランティア相談件数556件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めていく。
3		3-2-1-2	福祉人材の確保	将来の介護や保育などの福祉サービスの安定的供給を確保するため、資格取得の支援や生活支援体制を整備すること等により、福祉人材確保と専門性の向上を図ります。	介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課	介護資格 19件 障害・保育 0件	介護資格 30件	（介護保険課） 将来の介護や保育などの福祉サービスの安定的供給を確保するため、資格取得の支援や生活支援体制を整備すること等により、福祉人材確保と専門性の向上を図る取り組み内容の趣旨を踏まえ、要綱の改正を行い、対象となる資格を拡大し、９名に対し総額245,100円（（内３件　65,100円が拡大した対象資格分）を交付した。 （保育・幼稚園課） 保育士宿舎借り上げ支援事業等により、民間保育所における保育士確保に寄与する取り組みに努めている。 （障害福祉課） 神奈川県が実施する相談支援従事者養成研修の受講者を募集することで、市内の相談支援体制の充実を図った。また、鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付要綱を制定し、ガイドヘルパーの資格を取得し、市内事業所で働く方に対して最大15,000円の助成金を交付した。 【R7実績値】 ・障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付対象者９名　決算額：135千円	A	（介護保険課） 要綱改正後の制度についての周知が十分とはいえないので、介護事業所との会議等を通じて普及に努めていく。 また、１年間の運用を通じて改善の余地があると思われる部分について、問題点を整理し、要綱の改正を検討していく。 （保育・幼稚園課） 本市においても、保育士の人手不足が課題となっている。引き続き、保育士宿舎借り上げ支援事業等により、保育士確保に寄与する取り組みに努める。 （障害福祉課） 障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金の事業を開始し、一定の効果は得られているところだが、引き続き同制度の周知に努め、市内で働くガイドヘルパーの確保に努めていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3		3-2-1-3	共生社会を担う人材の育成	地域において研修等を継続実施し、共生社会について学習する機会を提供しながら、市民による自助・互助の力の向上を目指します。また、共生社会の担い手となる市民を育成する仕組み（鎌倉共生サポーター（仮称））を検討し、市、地域、家庭、学校等が一体となり、地域での役割と出番を考えることで、地域における居場所、交流の場の創出につなげていきます。	市民相談課 福祉政策課	―	継続	【市民相談課】 共生社会の実現を目指す鎌倉市として、障害のある作家の芸術性・創造性に光をあてることで、障害の有無や国籍・文化など様々な違いを思いやり、人それぞれによって違う「ふつう」や「当たり前」を体現する機会として、株式会社ヘラルボニーに事業のコンセプトメイキングから展示・運営までをトータルプロデュースを依頼し、東アジア文化都市事業と共に、平和・安寧の希求、豊かな文化「わたしの輪郭が、やわらかくなる。」を開催した。 【福祉政策課】 共生社会の推進に向けて、市民意識の向上を目指し、市民向けまちづくり講座を実施した。また、サポートが循環する地域社会の創生に向け、各分野のサポーター養成講座を総称する「かまくら市民共生サポーター（通称かまサポ！）」の各講座にて、共生社会取組の理解・啓発を図った。 R7実績値 市民向けまちづくり講座　　１回 かまサポ！講座での説明人数　203名	A	【市民相談課】 R８も市民向けや職員に対して、引き続き共生社会への取組について研修を実施する。 【福祉政策課】 引き続き、共生社会推進に向けて、市民向けまちづくり講座の実施やかまサポ！各講座での理解啓発を行う。
3		3-2-1-4	発達支援サポートシステム推進事業に基づくサポーター養成の充実	支援を必要とする児童への支援は、専門的なものだけでなく、本人が生活する地域における周囲の理解と適切な支援が重要です。そのため具体的な支援を地域で実践していくための支援者を育成するために、サポーター養成講座を実施し、養成したサポーターを学校に派遣しているところです。引き続き、派遣先の拡大など事業の充実を図っていきます。	発達支援室	活動の対象学校数 モデル校 10校	活動の対象学校数 市立小・中学校25校（全校） 幼稚園・保育園モデル園 10園	発達支援に関する情報共有と支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を体系的に開催した。発達支援委員会等と連携し、保育現場や学校現場における講座受講者の人材活用を推進している。 また、令和５年度からサポーターを会計年度任用職員と位置づけ運用を開始した。 R７実績値 ５歳児すこやか相談対象園：49園、出張相談４回(４件)実施	A	複雑化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備が必要である。 また、令和５年度からこども家庭庁が提唱してる「５歳児健診」と「５歳児すこやか相談」との方向性について、引き続き注視していく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3	3-2-1-5	地域における障害児支援体制整備事業※R3新規	支援を必要とする子どもが幼稚園・保育園等において必要なサポートが受けられるよう、発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための講座を開催します。また、地域で相談が受けられるよう、出張相談を実施します。保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう、家族支援プログラム「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者同士でサポートしあえる仕組みづくりを進めます。	発達支援室	－	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：20人 ・出張相談を実施回数：24回 ・ペアレントトレーニング参加人数：12人	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：19人 ・出張相談を実施回数：4回 ・ペアレントトレーニング参加人数：9人	A	・保育現場でのコーディネーターの運用・活用及びフォローアップ体制の充実が課題として挙げられる。引き続き、定期的なフォローアップ研修の実施や相談体制の整備、実践事例の共有（連絡会や出張ケース会議等）を通じて、コーディネーターの継続的な活用を図っていく。 ・令和８年度より、支援力の向上を目的とした「ティーチャーズ・トレーニング」事業を市内幼稚園・保育所等の全職員を対象に実施する。 ・出張相談については、相談件数の減
3	3-2-2-1	自主防災リーダー養成研修事業	自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる防災リーダー養成研修を、若い年代層や女性の参加を促したりするなど充実させながら、継続して実施します。	総合防災課	－	継続	自主防災リーダー養成研修会を開催し、地域住民の防災意識の高揚を図った。 開催回数２回。 ※リーダー養成を目的としているため、開催回数（＝受講人数）を目標達成の指標として設定。	A	引き続き若年層の参加を促していく。
3	3-2-2-2	ボランティア登録の促進	ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行っている市社協を支援します。	福祉政策課 （市社協）	ボランティア相談 558件	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 R7実績値 ボランティア相談件数556件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
3		3-2-2-3	夏休みボランティア体験学習の充実	中高生を主な対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験について、ボランティア団体だけでなく、福祉施設にも協力を働きかけ、体験場所の充実を図ります。	福祉政策課 （市社協） 地域のつながり課 （NPOセンター）	４校	継続	市内の高校２校から39名のボランティア協力を得て、実施した。 鎌倉市市民活動センター運営会議が指定管理業務として６団体へのマッチングを行った。	A	（福祉政策課） 引き続き、市内の教育機関との連携を深め、体験学習・地域学習に対応するプログラム提供可能な団体やインターン受け入れ先のコーディネートを行う。 （地域のつながり課） 夏休み期間に限らず年間を通して、市内の教育機関との連携を深め、体験学習・地域学習に対応するプログラム提供可能な団体やインターン受け入れ先のコーディネートを行う。
3		3-2-2-4	各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催する市社協を支援します。ボランティアの研修などの内容を充実するため、ＮＰＯなどとの連携・協働を検討し、講座の充実を図ります。	福祉政策課 （市社協）	ミニ研修の実施 3回 養成講座の実施 １回	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動に対し補助金を交付した。ボランティア連絡協議会会員に向けた研修を２回、ボランティア入門講座を２回、それぞれ実施した。	A	ボランティア入門講座を各地域で実施することを検討しつつ、多くの参加者を募ることができるよう取り組んでいく。
4	〜目標４〜地	4-1-1-1	鎌倉市わんわんパトロールの実施と啓発	日頃行う犬の散歩を防犯パトロールと兼ねることで、気軽に地域の防犯活動に参加してもらうことを目的とし、地域の見守り機能の多様化を図ります。	市民安全課	－	継続	自主防犯組織に対して市ホームページで周知を行った。令和７年度のわんわんパトロール用防犯グッズ貸し出し数は1,860個	A	制度周知のため、ホームページや広報紙等で周知を行う。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	地域生活支援と権利擁護	4-1-1-2	地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援	地域福祉活動計画の実践と毎年度の進行管理の支援を行い、地域福祉活動の充実を図ります。	福祉政策課 （市社協）	委員会出席 １回	継続	市の策定する鎌倉市地域福祉計画との連携を図りながら、「かまくらささえあい福祉プラン」の委員会を通じ、市社会福祉協議会と意見交換を行うことで進行管理の支援を行った。	B	市社会福祉協議会の地域福祉活動の充実に向け、「かまくらささえあい福祉プラン」の進行管理を踏まえた意見交換を行うとともに、市が策定する「鎌倉市地域福祉計画」との方向性を確認した。 また、令和７年度の鎌倉市地域福祉計画の改定に当たっては、「かまくらささえあい福祉プラン」の計画期間に合わせて期間設定を行い、計画期間の中間で見直しを行うことで、両計画の連動性を高めることとした。今後も、市と市社会福祉協議会が連携し、計画の推進に努めていく。
4		4-1-1-3	民生委員児童委員による安否確認・見守りの推進	民生委員児童委員と連携し、地域の見守りを推進します。また、民生委員活動と自治会・町内会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。	福祉政策課	民生委員児童委員 相談・支援件数 4,577件	継続	民生委員児童委員 相談・支援件数　4,659件 （活動状況報告書参照）	A	引き続き民生委員・児童委員との意見交換を通じて、見守り活動を推進する。
4		4-1-1-4	地域防犯カメラ設置費補助事業	人的な見守りのほか、犯罪の抑制を目的として自治会・町内会が新たに設置する防犯カメラの費用を一部補助することによって、地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。	市民安全課	防犯カメラ設置 補助台数 13台	防犯カメラ設置等 補助台数 34台	自主防犯活動団体に補助を行った。令和７年度の防犯カメラ設置等補助台数は35台。	A	制度周知のため、自治会町内会等へ通知を送付する。
4		4-1-1-5	一人暮らし高齢者登録制度	65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、任意で登録した方に対して、関係機関等と見守りを行うことで、孤独死の防止を図りながら、地域で安心して生活できるまちを目指します。	高齢者支援課	一人暮らし登録者数2,376人	継続	本市の高齢者サービスとして一人暮らし登録や緊急通報装置などの利用について説明等による普及啓発を行った。また、地域包括支援センターや民生委員との連携による見守りを行った。 一人暮らし登録者数　1.850人	A	令和８年度も引き続き、 窓口やシニアガイドなど様々な手段で制度の周知を図るとともに、地域包括支援センターや民生委員との連携による見守りを実施する。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-1-6	子どもの登下校の安全確保に向けた見守り活動の充実	登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携して見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。	市民安全課 教育指導課	実施回数 472回	継続	警察ＯＢの防犯アドバイザーが市立小学校の下校時に青色回転灯付き自動車による巡廻や校門付近での見守り活動を行った。令和７年度の見守り活動実施回数は268回、防犯グッズの貸出数は7,171個。	A	児童の安全確保のため、継続して活動を継続する。 防犯グッズの貸出を促進するため、ホームページや広報紙等で制度周知を行う。
4	4-1-1-7	交通安全教育推進事業	交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。	交通計画課	教室開催数 74回	継続	交通安全の具体的なソフト面の交通安全教育啓発を図るため、園児、小学生、中学生に歩き方や自転車の乗り方などの交通ルールとマナーを教養するため、交通安全教室を実施した。 Ｒ７実績値 教室開催数　64回	A	交通事故を減少させるためには、ハード面の対策だけでなく、ソフト面の周知啓発が必要であることから、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進する。
4	4-1-1-8	交通安全広報活動推進事業	現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。	交通計画課	－	継続	・キャンペーン等の各種街頭活動、広報かまくらや市ホームページでの啓発活動及び交通指導員による見守り等注意喚起を行うなど意識啓発をした。 ・各市営駐輪場で駐輪場利用者に対してチラシの配架を行うことで、制度の周知を行った。 ・令和８年４月１日から自転車等に対する交通反則通告制度が適用となるため、様々な広報媒体を利用した啓発活動を実施した。	A	・自転車のマナーについて周知が広くいきわたっていないことから、キャンペーン等の街頭活動を通じて自転車のマナーアップ啓発を強化する。 ・引き続き、交通反則通告制度について市民への周知を図る。
4	4-1-1-9	家庭生活支援員の派遣	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されているリーフレットを配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。	こどもみらい課	－	継続	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されているリーフレットを配布するなど、制度の周知を行った。 R7実績値 自立支援員の相談件数　655件 リーフレット配布数　約500件	A	対象者に制度を認知してもらえるよう今後も継続して、制度の周知を図っていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-1-10	家事支援員や専門職員の派遣 （産後の養育支援訪問事業）	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて家事支援員や専門職員を派遣します。	こども家庭相談課	－	継続	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭に対し、養育環境の整備、児童虐待の未然防止を目的として子育て世帯訪問支援事業を実施した。本事業は鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等がいる家庭を対象としており、本市において、対象者の中で本事業が必要と判断したすべての家庭にサービスを提供することができた。 94世帯　延べ314回 日常生活支援：ヘルパー派遣 派遣回数回、時間の支援	A	育児等のサポートと医療の両方の支援を必要とすることがあるなど家事・子育てに対する支援のニーズが多様化していることから他市事例などを研究して支援を必要している方にサービスが行き届くようにしていく。
4	4-1-1-11	保健師等による訪問支援の充実	妊娠期からリスクのある妊婦や、育児中の保護者、健康面での問題を抱える人への支援を保健師等が行います。	こども家庭相談課	妊婦６人 産婦987人 未熟児70人 新生児206人 乳児731人 幼児４人	継続	妊婦3人（延3人） 産婦530人（延531人） 未熟児70人（延70人） 新生児736人（延736人） 乳児162人（延250人） 幼児178人（延274人） その他40人（延50人）	A	日々の教室・健診・電話等の支援から対象者を抽出し対応を継続する。しかし被支援者数が多いため、適切に支援が行えるように支援方法を整理していく必要がある。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	〜目標４〜地域生活支援と権利擁護	4-1-1-12	自殺対策に向けた取組の強化	自殺対策計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない地域」の実現を目指し、生きることの促進要因への支援などの取組を展開します。	市民健康課	普及啓発活動 ・ロビー展示 ・講演会１回（延84人） ゲートキーパー養成講座 ・職員向け3回（延108人） ・市民向け1回（延58人）	継続	・鎌倉駅地下道ギャラリー展示・ロビー展示 ・相談会開催　7回 延10人 （生活福祉課スマイルフードプロジェクト及びかまくら福フェスの会場にて） ・ゲートキーパー養成講座実施 基礎講座（団体等からの依頼） 4回　延70人 基礎講座（公開講座）　１回　延68人 スキルアップ講座　2回　延51人 市職員　3回　延30人 ・いきるを支える講演会 鎌倉・逗子・葉山の開催（市民向け自殺対策ハイブリッド講演会） １回　延71人 ・自殺対策相談窓口情報パンフレット（かまくらサポートリスト）の配布 ・庁内ワーキンググループ　３回　延59人 （GK養成講座、意見交換会、事例検討会、研修等） ・鎌倉衛生時報への普及啓発記事の掲載　2回	A	ゲートキーパー養成講座については、団体等からの依頼数、公開講座への安価者数、行政職員の受講者数が増加した。公開講座ではテーマや周知の工夫を図り集客を図っていく。 庁内検討会やワーキンググループで連携体制を築くための取組を継続していく。令和７年6月の自殺対策基本法改正に伴い、こどもの自殺対策に係る協議会を設置できることとなったため関係各課と調整を行っていく。
4		4-1-1-13	地域コミュニティの形成やまちづくりにつながる取組の推進	地域活動の充実を図るため、自治会・町内会活動や市民活動への支援に努めます。	地域のつながり課	－	継続	市内５地区の自治会町内会連合会に対して補助金による財政支援を行った。 自治会・町内会運営のためのハンドブック」や自治会町内会への加入促進のためのチラシを市ホームページや関係各課と連携し周知を行った。	A	「自治会・町内会運営のためのハンドブック」や自治会町内会への加入促進のためのチラシを活用し、自治会町内会活動の周知及び啓発を進めていく。
4		4-1-1-14	徘徊高齢者SOSネットワークシステム	家族の希望を受けて交通機関等に捜索協力を依頼することにより、徘徊高齢者の早期発見を目指します。	高齢者支援課	登録者数 186人	継続	一人暮らし高齢者を中心に徘徊高齢者SOSネットワークシステム制度の周知を図り、希望者の登録を行った。また、SOSネットワーク登録者のうち希望者に対してQRコードを掲載したシールの配付を行った。 登録者数　218件	B	令和８年度も引き続き窓口やシニアガイドなどの周知のほか、地域包括支援センターを通した制度の周知を図っていく予定。また認知症等により行方不明になった高齢者等を早期発見するため、SOSネットワーク登録者のうち希望者に対してQRコードを掲載したシールの配付を行う。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-1-15	防災行政用無線を利用した行方不明者の捜索、振り込め詐欺注意喚起	高齢者などが安全で安心して暮らせるよう、警察署と連携し、行方不明者の捜索や、振り込め詐欺への注意喚起を防災行政用無線を利用して発信します。	市民安全課 総合防災課	－	継続	（市民安全課） 防災行政用無線で行方不明者の捜索願や犯罪の注意喚起について発信している。令和7年度の防災無線による振り込め詐欺への注意喚起は12回。 （総合防災課） 防災行政用無線で行方不明者の捜索願や犯罪の注意喚起について発信している。 令和７年度実績値 注意喚起　12回	A	（市民安全課） 制度周知のため、ホームページや広報紙等で周知を行う。 （総合防災課） 特殊詐欺被害防止のため、継続して実施する。
4	4-1-1-16	声かけふれあい収集の実施	クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認を行いながら、ごみや資源物の収集を行います。	環境センター今泉CC	利用者数 624人	継続	申請に対して、承認をした世帯について、週１回の収集を滞りなく、実施した。　Ｒ７実施値　世帯数：687世帯　利用者数：808人	A	令和８年度も継続して取り組んでいきます。
4	4-1-2-1	高齢者の生きがいづくりへの支援	高齢者にふさわしい社会適応力を高め、積極的に生きがいを求めるための健康増進、学習機会や多世代交流の場を老人福祉センターにおいて提供します。	高齢者支援課	利用者（延べ） 123,868人	継続	市内５か所の老人福祉センターで、概ね月に１回、多世代交流に係る講座・イベントを５施設で実施しており、計55回で延902名の参加者があった。 利用者（延べ）110,866人	A	老人福祉センターの空き部屋やグラウンドを活用し、多世代交流事業を推進するとともに、60歳代の施設利用促進に向け、今後のライフスタイルの充実につながる講座等の開設を予定している。
4	4-1-2-2	【再掲3-1-1-8】老人クラブへの支援	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。高齢者の生きがいづくりのため、今後もますます地域での活動や役割が期待されることから、活発な活動ができるよう支援するとともに、会員の加入促進も支援します。	高齢者支援課	補助金交付	継続	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、活動を支援した。	A	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブが活発に活動ができるよう支援する。
4	4-1-2-3	農業や水産業の福祉的雇用の連携	農業や水産業等の地場産業に、就労に課題がある者の雇用促進を支援します。これにより、障害者や引きこもり等が地域社会とつながる場の提供をしていきます。	農水課 障害福祉課	－	継続	ひきこもりや障害者等の就労に課題がある者を対象とした農業就労体験セミナーを開催し、地域社会とつながる場の提供に取り組んだ。 【R7実績値】 体験コース８名／特化コース４名	C	就労特化コースについては令和７年度で廃止した。 より多くの方に参加をしていただくため、参加者数の増加を目指し、引き続き、周知活動を行っていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-2-4	地域における高齢者スポーツの推進	各体育館で高齢者を対象としたヨガ、ストレッチ、健康体操及び筋力トレーニング等のスポーツ教室を開催します。また、各地区で活動する高齢者スポーツサークル等への講師の紹介や派遣を行い、高齢者スポーツの推進や、新規参加者の拡大を促進します。	スポーツ課	スポーツ教室 開催回数：62回 参加延べ人数： 1710人 講師紹介：7件	継続	各体育館や地域で教室等に参加する機会を確保することにより、継続して運動に取り組む高齢者が増え、健康寿命の延伸につながるものと考える。 令和４年度は高齢者向けのストレッチ、筋力トレーニング及び健康体操教室を開催した。 参加者からは「他の参加者と一緒に取り組むことで励みにもなるし継続したい」などの声があった。 R7実績値 スポーツ教室開催回数： 379 回 参加者数：延べ：5,365 人 参加者の声：「クラス分けされていて参加しやすい」「教室の強度が優しいものからハードなものまであって色々参加出来て楽しい」など	B	地域で活動する高齢者スポーツサークル等への講師派遣の実績はなかった。引き続き、生涯スポーツリーダー制度の周知方法やあり方について、検討が必要であると考える。
4	4-1-2-5	障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券を交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課	タクシー券 利用率 65.9%	継続	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を行った。 【R7実績値】 ・タクシー利用券 支給者数：1,092人　決算額：15,822千円 ・自動車燃料利用券 支給者数：802人　決算額：12,247千円 ・福祉有償運送利用券 支給者数：9人　決算額：69千円	A	利用者の申請手続きの簡素化を図るため、申請様式を変更し、次年度以降の交付意向の確認欄にチェックを入れた人に自動で新年度分を交付した。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	〜目標４〜地域生活支援	4-1-2-6	障害者スポーツ活動参加促進事業	障害者スポーツの紹介を行い、障害者スポーツの普及を図ります。県主催の障害者スポーツ大会への参加を支援します。	スポーツ課 障害福祉課	「スポーツ・レクリエーションフェア」開催 令和元年5月12日	継続	（スポーツ課） ①「2025かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」 ・令和７年（2025年）11月16日　鎌倉武道館　196人 ・年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等の体験イベントにおいて、新たに取り入れたモルックやボッチャなどの実技体験を行ったほか、竹とんぼなどを実際に作って遊ぶイベント等を開催した。 ②「車椅子バスケットボール体験」 ・令和７年（2025年）10月10日　第一小学校全学年　640人 ・令和７年（2025年）11月28日　植木小学校４年 33人 ・各校の児童を対象に車椅子バスケットボールの実技体験及びパラスポーツ選手の経験談を聞くなどのふれあい体験を行った。 ③「パラサーフィン体験会」 ・令和７年（2025年）７月13日　由比ガ浜海水浴場　４人 ・障害者自身がスポーツを体験することで、スポーツの魅力を感じ、スポーツを継続して取り組んでいただくきっかけづくりの場の提供を目的として、パラサーフィン体験会を実施した。 （障害福祉課） R6実績と同様。	A	(スポーツ課) ②「車椅子バスケットボール体験」 ・全学年の参加希望があると学年ごとの十分な体験時間の確保が難しい。 ③「パラサーフィン体験会」 ・令和６年度から市の主催で開催しているものであるが、今後は委託を含め検討する必要がある。 （障害福祉課） 特になし。
4		4-1-2-7	地域でのおはなし会の開催	中央図書館や地域図書館、地域の子育て支援センターでおはなし会を開催し、地域ぐるみでの親子ふれあいを促進しています。	中央図書館	各図書館で 各区分ごと 月1回開催	継続	・各図書館で対象年齢に合わせ、月１回おはなし会を開催した。 ・手話付きおはなし会を鎌倉市登録の手話通訳者と連携して5回、鎌倉女子大学の手話部と連携して2回実施し、計7回延べ71人参加があった。 ・地域の子育て支援センターへ訪問サービスを実施した。計38回560人参加。 ・玉縄子育て支援センターと連携して、おなかのあかちゃん・よちよち歩きまでのあかちゃんと楽しむおはなしかいを実施した。計６回延べ205人参加。 ・字が読めない子どもでも触れることで楽しめるよう布えほんを購入した。	A	・継続して各図書館で対象年齢に合わせたおはなし会や手話付きおはなし会を開催していく。 ・玉縄子育て支援センターと連携して、おなかのあかちゃん・よちよち歩きまでのあかちゃんと楽しむおはなしかいを実施したが、期待していた妊婦の参加がなかったため、令和８年度は通常の訪問サービスに一旦戻すこととしたが、妊婦向けのおはなし会の開催については検討していく必要がある。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	と権利擁護	4-1-2-8	シルバー人材センターの活用促進	シルバー人材センターの会員数は、ここ数年減少傾向にありますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力やニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努めます。	高齢者支援課	会員数567人	継続	会員の拡大と利用促進に向け入会説明会やシルバー相談会を実施した。会員の多様能力やニーズに応じて就業機会の提供と就業先の開拓を行った。 会員数480人	A	令和８年度も引き続き会員の拡大と利用促進に向けた入会説明会やシルバー相談会の実施、就業機会の提供と就業先の開拓を行っていく。
4		4-1-2-9	高齢者雇用促進事業	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会と連携し、知識・経験を持った高齢者の就労を通して、地域課題の解決に取り組むとともに、高齢者が社会参加及びいきがいづくりの機会を増やし、いつまでも地域でいきいきと暮らすことができるような環境を整えます。	産業課	就業者数 123人	就業人数 40人	年間を通して、全世代対応の相談窓口を設置し、内60歳以上の相談者は37名、内９名が就業した。 また、シニア向け合同就職説明会を開催し、49名参加が参加し、内２名就業。 企業訪問による求人開拓も実施した。 令和７年度就業者数11人	B	就労支援システム「かまくら版GBER」については、登録者数と利用状況に鑑みて、令和７年度で運用を終了することとした。 令和８年度以降も、高齢者への就労相談や合同就職説明会を継続し、一人一人の就労に向けた丁寧な関わり支援を継続強化していく。
4		4-1-2-10	障害者雇用対策事業	障害者二千人雇用センターを運営し、障害者の一般雇用に向け、就労相談支援員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。	障害福祉課	二千人雇用における就労者数 1,529人	継続	【R7実績値】 ハローワーク藤沢との共催で障害者向け就職面接会を実施した(９回開催)。 デジタル就労支援センターKAMAKURAを運営し、在宅又は通所による就労機会の提供を行った。	A	当初目標としていた就労者数2,000人を達成したものの、18歳から65歳未満の障害者手帳の交付を受けている障害者が増加していることから、引き続き、障害者二千人雇用センター等を通じて就労支援を行っていく。 また、より多くの方に鎌倉市障害者二千人雇用センターを利用いただけるよう周知活動を行っていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-2-11	若年無業者就労支援事業	一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため、~~職場体験~~相談事業等を行います。	産業課	セミナー ３回（6日） 体験２名	セミナー　３回 （6日）	湘南・横浜若者サポートステーションと連携し、不登校、ひきこもり、ニートなどの生きづらさを抱える若者と、その家族のための相談会やセミナーを開催した。また、年１回職場体験の受け入れを行った。 R７実績値 セミナー３回（６日）のべ54組	A	セミナーや相談会への問い合わせや参加者は一定程度あり、令和７年度は全ての回において定員に近い参加があった。 少しでも不安のある方がセミナー等につながるよう、生きづらさを抱える若者とその家族のための相談会やセミナーに対する認知度を高めるため、市のLINE配信等での情報発信を継続するとともに、有効な周知方法を検討していく。
4	4-1-2-12	多様な雇用の促進	障害者の就労支援として、市役所内に「ワークステーションかまくら」を設置し、活躍の場を設けます。	職員課 障害福祉課	作業依頼数 415件	継続	（職員課） ワークステーションかまくらで働くスタッフの中から、会計年度事務補助職員を２名採用した。 （障害福祉課） ワークステーションかまくらで働く職員の採用選考を実施し、庁内から依頼された事務作業を行った。また、ワークステーションかまくらで職務経験を積んだのち、一般企業等での就業が円滑に行えるように、障害者二千人雇用センターの協力を得て必要な支援を行った。作業依頼件数：1,170件	B	（職員課） 引き続き、障害者二千人雇用センターと連携を図りながら、一般就労に向けて職員一人ひとりの適性に応じた支援をあわせて行っていく。 （障害福祉課） 障害者就労支援員について、任期満了に伴う採用試験を実施し、より安定的な支援体制を確立し、職員（定員８名）に対する就業支援等を行うことで、安定したワークステーションの運営を図り、庁内から依頼された事務作業を行っていく。 引き続き、障害者二千人雇用センターと連携を図りながら、一般就労に向けて職員一人ひとりの適性に応じた支援をあわせて行っていく。
4	4-1-2-13	バリアフリービーチの実施	移動に障害のある方にも、海水浴を楽しんでいただけるよう、県や海浜組合と連携して「バリアフリービーチ」を開設するなど、観光基本計画に基づき、誰もが快適に過ごせる環境の整備を推進します。	観光課	開設	継続	令和７年度の由比ガ浜海水浴場において、ボードウォークを設置し、車いすでの海へのアクセスしやすい環境づくりを行い、海水浴場監視所で水陸両用車いすの貸し出しも行った。	A	特になし

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	（目標４～地域生活支援と権利擁	4-1-2-14	ふれあいショップの開催支援 （障害者社会参加促進事業）	ふれあいショップは、障害者の社会参加と障害者に対する理解につながる機会となっていることから、今後も継続して開催します。	障害福祉課	週１～２回開催	継続	運営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜・金曜日を開催日として、市役所本庁舎１階ロビーで79回実施した。また、大船駅モノレール改札口付近で３回実施した（５団体が出店）。	A	ふれあいショップの認知度は向上している。製品販売による工賃向上を図るためにも、引き続き、周知活動を行っていく。
4		4-1-2-15	公園の整備	子どもたちをはじめとする地域住民の、健康なからだづくりやふれあい交流の場として公園の維持管理に努めます。	みどり公園課	１公園 （１施設） 実施	12公園 12施設 実施	令和７年度に当初予定していた24箇所の公園施設のうち、22箇所の公園施設の更新等を実施した。 施設の更新における目標に対し、92%達成（22施設/24施設）できたことから、評価をAとした。 未実施となった東勝寺橋ひぐらし公園復旧工事と夫婦池公園堤体修復工事の２箇所については、令和８年度へ繰り越し、実施予定となっている。	A	遊具の修繕及び更新を行う際の遊具選定について、公園付近にある小中学校に対しても、新たにアンケートを実施した。 今後も地域の意見を取り入れるためのより効率的な手法を模索し、検討していく。
4		4-1-2-17	バリアフリー旅行相談窓口設置に係る実証実験	市が補助を行う鎌倉市観光協会の事業として、障害者への接遇の向上やバリアフリー情報の提供を行うことで、だれもが快適に過ごせる受入環境の整備に取り組みます。	観光課	障害における基礎知識について座学、ワークショップなどを盛り込んだ講習を実施	完了	鎌倉市観光協会や鎌倉市観光総合案内所（鎌倉駅東口）において、車椅子の貸出を行った（500件）他、要望に応じてバリアフリー情報の提供や相談対応を行った。 バリアフリーに特化した窓口については、設置していないものの、関連情報の提供や相談について、継続的な対応に繋げた。	A	バリアフリー情報の提供や対応については引き続き実施する体制が構築できており、当初の実証実験の目的は達成されている。このことから、令和7年度の実績をもって終了することとした。
4		4-1-3-1	地域での安全安心推進活動	市、自主防犯パトロール隊、警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、防犯アドバイザー派遣や防犯グッズの貸出など、地域での自主防犯活動を支援し、安全安心なまちづくりを推進します。	市民安全課	団体登録数 128団体	団体登録数 136団体	希望する団体に防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行った。防犯パトロール隊等自主防犯活動団体が未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけた。 令和７年度の団体登録数は152団体。	A	引き続き市のホームページ、広報紙等を通じて、防犯パトロール隊等自主防犯活動団体が未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかける。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	擁護	4-1-3-2	地域巡回パトロールの実施・子ども110番の周知	子どもたちの安全のため、巡回パトロールを実施するとともに、子どもが不審者に遭遇した際に駆け込む避難場所である子ども110番を周知します。	市民安全課 教育指導課	実施回数 9,422回	継続	青色回転灯付自動車で、地域における防犯パトロールを行った。令和７年度のパトロール実施回数は8,190回。	A	子どもたちの安全のため、継続して活動を実施する。
4		4-1-3-3	刑務所・少年院出所者の協力雇用主への入札優遇措置	平成30年度から総合評価競争入札における「企業の社会性・信頼性」の評価項目に、刑務所・少年院出所者の雇用促進に関する国の施策である「協力雇用主制度」の登録の有無を加えて、該当する応札者に加点する取組を行い、刑務所・少年院出所者の安定した生活と再犯防止を図ります。	契約検査課	－	継続	総合評価競争入札における「企業の社会性・信頼性」の評価項目に、「協力雇用主制度」の登録の有無を加えて、該当する応札者に加点する取組を行なった。	A	総合評価競争入札における「企業の社会性・信頼性」の評価項目に、「協力雇用主制度」の登録の有無を加えて、該当する応札者に加点する取組を行なう。
4		4-1-3-4	刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用主への情報提供	事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主を増やすため、市内事業所に対し、国の財政的支援の活用も含めた制度の周知等を行います。	福祉政策課	保護司会とともに、社会を明るくする運動を通じ市内事業所を含めた市民に対し、更生保護についての啓発を行った。	継続	保護司会とともに、社会を明るくする運動大会の実施、地下道ギャラリー、本庁舎ロビー展示で社会を明るくする運動についての啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布を通じて幅広い方に更生保護についての周知・啓発を行った。 ＜社会を明るくする運動大会＞ 法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動。 本市では“社会を明るくする運動大会”にて、市民団体による演奏や刑務所作業製品の展示・販売を行い、啓発を行った。 ＜上記を指標とした理由＞ 保護司会とともに、啓発している更生保護の取組の周知目標の達成度合いを図る指標に適しているため。	B	引き続き、社会を明るくする運動について、より多くの市民に更生保護についての理解が深まるよう、新たな周知・啓発方法について保護司会と検討していく。
4		4-1-3-5	保護観察対象者への就労支援	保護観察対象者を市で雇用する制度の利用促進及び充実を図り、引き続き就労機会の提供に取り組みます。また、こうした取組を広く紹介していくことで、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保を図ります。	福祉政策課 職員課	市雇用人数 0人	継続	（職員課）（生活福祉課） R６実績と同様 市雇用人数 ０人 ＜上記を指標とした理由＞ 雇用人数が、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保に関する状況を把握するのに適しているため	B	（職員課） 引き続き、関係機関等と連携し保護観察対象者への就労支援を実施することで、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保を図る。 （生活福祉課） 引き続き保護司会と連携して、市が雇用した人材が一般就労に繋がるよう支援の在り方などを検討する。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-3-6	社会を明るくする運動の推進	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、自治会・町内会、警察、教育委員会等と連携し、犯罪や非行の防止と更生保護について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。	福祉政策課	講演会参加者 324名 コンテスト作品数 195作品	継続	＜ポスターコンテスト＞ 社会を明るくする運動推進の一環として毎年実施ているコンテスト。更生保護をテーマとしたポスター作品を市内中学生から募集し、市長賞、教育長賞、保護司会会長賞、佳作の計６作品を選出し、表彰を行う。 ＜上記を指標とした理由＞ 応募のあった作品数は、学生が更生保護について考えるきっかけになると考えている。これは運動の推進に資する実績であると考えるため。 R7実績値 ポスターコンテスト作品数　11件	C	社会を明るくする運動大会、本庁舎ロビー展示、各中学校へのポスターコンテストのチラシ配布を行い、また保護司が直接中学校を訪問し、周知を行ったが、応募数が減っているため、今後別の方法も視野に入れる必要がある。
4	4-1-3-7	保護司等の民間ボランティアへの協力	保護司が保護観察対象者と面接をするための場所を市が提供したり、保護司活動を行う拠点となる場所の設置について検討するなど、民間ボランティア活動への協力を実施します。	福祉政策課	利用回数 59回	継続	R７実績値 利用回数 39回 ＜上記を指標とした理由＞ 支所会議室の利用実績が保護司等の民間ボランティアへの協力を図るものとして適切であるため。	B	特になし。
4	4-1-3-8	出所者の住居確保への支援	罪を犯したことにより、住居の確保が困難である場合に、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度の活用、居住支援協議会を通じた不動産店への働きかけにより、住居の確保を支援します。	生活福祉課	０件	継続	出所者の住居確給付金申請件数　０件 ＜上記を指標とした理由＞ 出所者の住居確保給付金申請件数が出所者への住居確保支援の達成度合いを図るのに適切であると考えるため。	B	特になし。
4	4-1-3-9	医療・福祉サービスの利用促進	犯罪や非行を繰り返す者の中には、高齢や知的障害、薬物依存等をその理由とする者も存在することから、出所後の出口支援として、適切な医療・福祉サービスにつなげるよう支援します。	生活福祉課	０件	継続	自立相談支援機関が出所後の者を医療・福祉サービスにつなげた件数　０件 ＜上記を指標とした理由＞ 出所後の出口支援につなげている状況を把握できるため。	B	引き続き、自立相談の中で医療・福祉サービスの導入の必要性や希望について丁寧に聴き取りを行い、出口支援へとつなげる支援の検討を行う必要がある。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	〔目標４～地域生活支援と権利擁護	4-1-4-1	避難所での安全確保	地域防災力強化のため、自主防災組織の活動支援や、災害時避難行動要支援者対策を踏まえた防災訓練や各種施策を実施するなど、防災・減災対策を進めます。	総合防災課	－	継続	自主防災組織が行う訓練や避難行動要支援者名簿をもとに具体的な避難方法等についての個別計画を策定することを支援した。 ※訓練や個別計画策定支援が地域防災力の強化に直結するため、目標達成の指標として設定。	A	引き続き訓練・個別計画策定の支援を拡充していく。
4		4-1-4-2	福祉避難所の利用配慮	福祉避難所の運営について、関係部署・関係機関と連携しながら、災害時における要配慮者への支援体制を推進します。	福祉政策課 総合防災課	－	訓練を実施	（福祉政策課）（総合防災課） ・指定避難所において、要配慮者の受入れを想定した開設・運営訓練を行った。また、福祉避難所において、「災害時における福祉避難所への人的支援に関する協力協定」の発動を想定した訓練を行った。 ・市社協の施設部会を通じて、各老人福祉施設・障害者福祉施設と協議を行った。また、緊急受け入れ時のガイドラインの作成や各施設との連絡体制の構築、備蓄等についての検討を行った。	A	（福祉政策課） ・要配慮者の避難所への円滑な受入れ体制確保に向けて、訓練を通じて検討していく。 ・緊急受け入れ時のガイドラインの作成を引き続き検討する。協定施設と協議を行い、要配慮者の受け入れ体制を整備していく。 （総合防災課） 引き続き訓練を実施し、福祉避難所開設・運営スキルの向上を図る
4		4-1-4-3	避難行動要支援者支援制度の効果的運用	関係機関の協力を得ながら制度への同意者の拡大に努め、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め災害時に備えます。	総合防災課	名簿の提供割合 65.9%	名簿の提供割合100％	避難行動要支援者名簿を更新、自治会・町内会及び支援組織へ配布した。災害時に各地域で活用できるようまだ提供していない団体の理解を得ていく。※名簿提供割合が高まることにより、要支援者支援が円滑に進むことから、目標達成の指標として設定。 自治・町内会の方針等により提供割合が増減することがあるため、今後名簿の活用の周知に取り組み、提供割合の向上を目指す。 令和７年度実績値 名簿の提供割合68.7％	B	自治・町内会の方針等により提供割合が増減することがあるため、今後名簿の活用の周知に取り組み、提供割合の向上を目指す。
4		4-1-4-4	地域での防災訓練の支援 （自主防災組織支援事業）	自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を支援します。	総合防災課	自主防災訓練 70組織	自主防災訓練 185組織	各地区で行われる自主防災組織が実施する各種訓練を支援している。 令和７年度実績 64組織　ブロック訓練９回実施 ※訓練実施により、地域防災組織の支援が図られるため、目標達成の指標として設定。	B	継続して訓練支援を拡充する。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-4-5	総合防災訓練の実施	9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間行事として、大規模地震の発生を想定した発災対応型総合防災訓練を実施しています。地震災害時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう地域防災計画の円滑な運用と自衛隊、警察署、ライフライン事業者等関係機関の連携強化、さらに自主防災組織等の市民の防災意識の高揚を図ります。	総合防災課	総合防災訓練 １回	継続	総合防災訓練、沿岸部一斉津波避難訓練をそれぞれ１回ずつ実施した。 ※関係団体との連携強化、市民の防災意識高揚の場となることから、目標達成の指標として設定。 【総合防災訓練概要】 ９月１日の「防災の日」を中心とした防災週間行事として、地震災害時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう地域防災計画の円滑な運用と自衛隊、警察署、ライフライン事業者等関係機関の連携強化、さらに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とした大規模地震の発生を想定した発災対応型総合防災訓練。 【沿岸部一斉津波避難訓練概要】 鎌倉市の沿岸域に津波が来襲することを想定し、避難経路マップ等を活用した避難行動や避難ルートの確認などについて実動による訓練を実施することにより、迅速かつ確実な避難行動の促進を図る訓練。	A	継続して実施する。
4	4-1-4-6	火災予防運動による防火意識の啓発	火災予防運動では、地域に根付いた店舗や施設で消防訓練を実施するなどし、関係者並びに地域住民等の防火思想の啓発、さらに公設消防隊の戦術研鑽を図ります。	警備課	１回	継続	火災予防運動に伴う消防総合訓練や立入検査等を通じて市民及び市内の事業所関係者に対して防火思想の啓発を図った。	B	火災予防広報の周知内容や周知方法を検討し、多世代が関心を持てるような火災予防広報を実施する。
4	4-1-4-7	消防団等への訓練指導	各地域の消防団へ訓練指導を実施することで、消防団員の活動技術の向上と、公設消防隊との連携強化を図ります。また、事業所等の自衛消防隊組織や、自治会・町内会等が結成する自主防災組織へ訓練指導を行い各組織の育成を図ります。	警備課	３地区 （鎌倉地区・深沢地区・大船地区）	継続	消防団員への訓練指導により、活動技術の向上と、公設消防隊との連携強化を図った。また、自治会・町内会等が結成する自主防災組織が実施する訓練に立会い、助言や指導を行った。	B	例年同様に実施していきたい。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-4-8	消防相談の充実	住宅の防火診断、住宅用火災警報器などの設備に関する設置、点検及び交換について相談体制の確保に努めます。	予防課	住宅用火災警報器設置率80.9%	継続	火災予防運動期間中に多数の市民が集う機会を捉え、住宅用火災警報器の普及啓発や住宅防火の予防広報を行った。また、ホームページやツイッター及び広報紙を活用し、広報を行った。 R７実績値 住宅用火災警報器設置率86.0％	A	昨年度と同様に住宅火災の件数の内、高齢者宅の割合が多数を占めていることを踏まえ、継続して火災予防運動期間中の広報活動を実施。昨年度から実施している「住宅用火災警報器取り付け支援事業」をさらに広報し、高齢者や障がい者世帯への住宅用火災警報器の設置促進を図る。
4	4-1-5-1	高齢者に対する福祉サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。	高齢者支援課	補助金交付等	継続	福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援など概ね予定通り実施した。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが後方支援をし、市営住宅の集会室で高齢者向けサロンの立ち上げや寺社での地域食堂の開催、幼児からシニアまで地域の人がゆるくつながることができる居場所など新たな取組が広がっている。 加えて、「高齢者生活支援サポーター」を養成し、高齢者の在宅生活を支援している。サポーターと利用希望者とのマッチングを行い、サービス提供事業者やサービス利用者の増加に努めた。 利用者120名　登録者数175名	A	令和８年度も引き続き福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援などを実施する。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターを中心に、地域の福祉向上につながる活動を後方支援する。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-5-2	障害児者に対する福祉サービスの充実	障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援します。	障害福祉課 発達支援室	小児慢性１件 軽度中等度１件	継続	軽度・中等度難聴児補聴器購入などにかかる費用を補助した。また、言語指導、リハビリ訓練等により自立をめざした支援を行った。 （発達支援室） R7実績値 発達指導延460人、言語聴覚指導延1,100人、リハビリ指導延859人 （障害福祉課） 【R7実績値】 小児慢性１件、軽度中等度9件	A	（発達支援室） 引き続き、発達に関する相談や、特別な支援を必要とするこどもの支援を通じて、発達に不安を抱えるこどもが地域で安心して暮らせるように支援する。 （障害福祉課） 引き続き、障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援する。
4	4-1-5-3	子ども、子育てに対する福祉サービスの充実	保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。	こどもみらい課	－	継続	新たに策定した「鎌倉市こども計画（第３期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）」の下、子育て支援のさらなる推進を図るとともに、主要施策の進行管理を行った。	B	鎌倉市こども計画のもと、進行管理の実施等により施策の推進を図る。
4	4-1-5-4	介護予防事業の充実	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、自治会・町内会やみらいふる鎌倉など地域の団体と連携し、フレイル予防を含めた介護予防事業の充実を図ります。	介護保険課	－	継続	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力測定等の健康チェックを行った。 延32回　延参加者数　517名 （認知症サポーター養成講座を除く）	B	今年度、講座の選択肢として「人生会議（ACP）」を新たに追加し、内容の充実を図った。その一方で、健康教育「健康づくり応援団」の依頼が減少。（R6：52団体/954人、R5：55団体/1598人）今後、内容の見直しや自治会や地域の団体等に周知を行っていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	〜目標４〜地域生活支援と権利擁護	4-1-5-5	家族介護者に対する支援の充実	地域包括支援センターで家族介護教室を開催するなど、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、支援していきます。	高齢者支援課	－	継続	介護者が急病になった時などに要介護高齢者が緊急にショートステイを利用できる仕組みの周知や、事業所の整備を行うなど、介護者の負担軽減や健康維持・増進を実現するために、サービス提供体制の構築に努めた。また、働きながら介護をすることができるよう、介護休業制度の周知を図るとともに、あるべき介護サービスの提供体制について、事業者とともに検討した。 R７実績値 地域包括支援センターによる家族介護教室は予定通り15回実施し、延べ206人が参加した。	A	令和８年度も引き続きサービス提供体制の構築に努めるとともに、休業制度の周知や地域包括支援センターによる家族介護教室を実施する。
4		4-1-5-6	分野横断的な福祉サービスの展開	対象者やその世帯の状況に応じて、適切な支援につなげるよう、関係機関や関係部署との協議を踏まえて、分野横断的な相談支援が行えるよう、体制を構築します。	市民相談課 福祉政策課	—	継続	「くらしと福祉の相談窓口」と地域包括支援センターが連携し、福祉的な課題を含む相談への対応強化を図るとともに、相談支援包括化推進員を配置し、市全域を対象とした相談支援のバックアップ機能の強化を図った。	A	【市民相談課】 相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。 【福祉政策課】 相談内容は引き続き多様化・複雑化していることから、今後も担当内および関係機関等との連携を図りながら、適切に対応していく。あわせて、R8年度からは、相談支援包括化推進業務について、市直営により事業を実施し、福後課題に対する円滑な対応に努める。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-5-7	ダブルケア対策の推進	福祉総合相談窓口などを活用し、制度や分野に分かれた、縦割りでは対応しにくい相談についても対応し、育児と介護の両方の負担を軽減できるよう専門機関と連携しながら対応します。	高齢者支援課 市民相談課 保育・幼稚園課 こども家庭相談課 福祉政策課	関係課、関係機関との連携	継続	（福祉政策課） ケアラー支援条例の制定に伴い、市民、事業者等へのケアラー支援に関する周知を進めるとともに、ケアラーを包括的に支援するため、必要に応じて分野を超えた支援を行った。あわせて、ケアラー当事者同士によるグループ活動を支援するため、「ケアラー支援グループへの活動補助金」を実施したが、令和７年度の受付件数は０件であった。 （市民相談課） ケアラー支援条例に基づきケアラーやケアラーを発見した身近な方の相談窓口として対応するとともに、「くらしと福祉の相談窓口」を基点とした各分野連携による相談対応を実施した。 （保育・幼稚園課） 「くらしと福祉の相談窓口」や「かまくらこども相談窓口きらきら」を基点に、子育てや保育所への入所相談は、窓口だけでなくオンラインを活用しながら柔軟に対応し、その他ダブルケアに関連する相談があった場合は関係機関につなぐなど多角的に問題解決に努めた。 （高齢者支援課） 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域包括支援センター10箇所で年齢や属性を問わない総合相談を受け付けた。65歳未満の相談者から相談を受けた際に他分野との連携や情報共有をするための「基本相談シート」により、複合的な課題を抱えた世帯の把握に努めた。 （こども家庭相談課） こども家庭相談課にヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、ヤングケアラーを含むこどもや支援者が気軽に相談できる場所として、「あい風のステーション」を月に２回開所し、ヤングケアラーコーディネーターによる運営を行った。	B	（福祉政策課） 「ケアラー支援グループへの活動補助金」について、制度の周知方法や対象者への働きかけの在り方を見直し、より活用につながるよう工夫していく必要がある。 （市民相談課） 令和８年度も引き続き、「くらしと福祉の相談窓口」を基点とした各分野連携による相談対応を実施する。 （保育・幼稚園課） 引き続き、「かまくらこども相談窓口きらきら」等で相談や関係機関との連携を行う。 （高齢者支援課） 令和８年度も域包括支援センター10箇所での年齢や属性を問わない総合相談の実施や65歳未満の相談者から相談を受けた際に他分野との連携や情報共有をするための「基本相談シート」による複合的な課題を抱えた世帯を把握し、必要な支援につなげていく。 （こども家庭相談課） ヤングケアラー啓発活動の一環として、これまでの啓発活動を継続していく。 ヤングケアラーの早期発見及びこども自身の自覚の促進のためにさらなる周知を図っていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-5-8	共生型サービスの推進に向けた支援	高齢者と障害児者が同一事業者でのサービスを受けやすくするため、共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。	介護保険課 障害福祉課 発達支援室	－	継続	（介護保険課） 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供を行った。 （障害福祉課） R5実績と同様。 令和７年度(2025年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が４か所、共生型短期入所事業所が２か所設置されている。	A	（介護保険課） 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供を行っていく。 （障害福祉課） 継続して、事業を実施予定である
4	4-1-5-9	居住に課題を抱える方への支援	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う居住支援事業（シェルター事業）等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課	1件	継続	昨年度に引き続き、住居確保給付金の申請者は前年比大幅に減少した。 住居確保給付金支給決定件数　８件 ＜上記を指標とした理由＞ 当該支給金制度は、自立相談支援機関が就労支援を行いながら対象者の居住の課題を支援するということから、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	A	特になし。
4	4-1-5-10	貸付制度の相談支援	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急援護貸付など、対象者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。	こどもみらい課 生活福祉課 （市社協）	・寡婦福祉資金貸付0件 ・緊急援護貸付５２件	継続	（こどもみらい課） R7実績値 母子父子寡婦福祉資金貸付　16件 神奈川県に申請書等を進達した。 （生活福祉課） R7実績値 緊急援護貸付　35件	A	特になし。
4	4-1-5-11	Eメール119番・Net119番通報登録	音声による１１９番通報が困難な、聴覚又は音声・言語に障害のある方のため、携帯電話等のＥメール・インターネット機能を利用して、火災や救急時等の１１９番通報受信サービスを行い、市民の安全・安心の確保を図ります。	指令情報課	通報実績 ０件	継続	継続した広報を行い。通報受信体制に万全を期した。利用実績及び新規登録者はなし。	B	関係各課と連携強化し広報を継続するとともに、永続的な通報受信体制を維持する。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4		4-1-5-12	県運営適正化委員会制度などの適正な運用	利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口に報告します。	介護保険課	－	継続	運営指導の際に苦情の有無について確認した。また、市に通報があった場合も適切な運営であるか確認し指導を行った。 R7実績値 運営指導　31件 市に通報があった件数　4件	A	運営指導の際に苦情の有無について確認する。また、市に通報があった場合も適切な運営であるか確認し指導を行っていく。
4		4-1-5-13	地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施	公立保育園では、各保育園毎に「広場」として、地域の乳幼児と保護者を対象とした開放日を設け、地域子育てを支援します。また、保育士による育児相談も行うことで、育児に関する悩みの早期発見、解決を図り、保護者が孤立しない体制をつくります。	保育・幼稚園課	わくわく広場 4回 各園の広場 51回	継続と拡充	公立保育園では各園で行っている開放保育の「広場」（各園年10回程度）及び合同出張保育の「わくわく広場」を開催し、遊びの提供及び保育士、栄養士、看護師、保健師による子育て相談を行った。	A	「広場」や「わくわく広場」の開催を通して、引き続き、公立保育園等において地域での子育て支援を行う。
4	（目標４～地域生	4-1-5-14	子育て支援センターの運営	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行うなど、地域での子育て支援を実施します。	こども家庭相談課	子育て支援センター利用者数 31,595人	継続	利用者の多くが乳幼児連れの親子であり、保育所等利用待機児童数が減少したため、前年度と比較して利用者は減少したが、市内５か所の支援センターがそれぞれ利用者のニーズを踏まえたイベント等を実施することで安定的な利用者を確保することができた。 R７年度　利用者数　42,333人	B	現在、腰越子育て支援センターのみ平日と土曜日に開設しており、他のセンターは原則として平日のみ開設しているが、土曜日の利用ニーズが平日と同程度に高いことから、全センターの土曜日開設に向けた検討が必要である。 子育て支援センターのイベント等の充実を図るとともに、利用者が子育てに関する情報収集や相談がこれまで以上に気軽にできる環境を整備していく。 「地域資源を活用した新たな子育て支援策の創出」　「地域資源と連携した
4		4-1-5-15	ファミリーサポートセンターの運営	ファミリーサポートセンターは、市内在住の方を対象に、子育ての手助けをしてほしい人と、そのお手伝いをしたい人が、お互いに助け合うシステムです。システムをとおして会員が依頼と支援を行います。支援会員と依頼会員は必要時にどちらにもなれるしくみのため、相互に助け合い、地域で子育てをする体制を整備します。	こども家庭相談課	－	継続	ファミリーサポートセンターでは、支援会員確保のため、年間3回の講習会講習会を実施した。 これまで各種申請の電子化及び対面での説明が課題となっていたが、申請の一部について、e-kanagawaによる電子申請を可能としたほか、依頼会員への説明を動画で見られるよう改善した。ホームページも整理した。 R７活動した支援会員数　146人 活動総件数7,492件	B	多様な市民ニーズに対応するため、引き続き、支援会員のスキルアップ及び支援会員の増員を図っていく。各種申請の電子化をさらに推進することで、会員及び運営者の利便性を向上していく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	生活支援と権利擁護	4-1-5-17	子どもの貧困対策に係る支援の充実	子育て世帯の生活状況やニーズなどに関するアンケート調査を実施し、取り組むべき課題や施策の方向性等を把握したことから、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、子ども・子育てきらきらプランに貧困対策について明記するとともに、関係部署と連携し、困難に直面している家庭の早期発見とその支援を実施します。	こどもみらい課	ひとり親家庭 自立支援員 相談件数 964件	継続	貧困に直面している家庭、特にひとり親家庭に対する支援をするため、ひとり親家庭自立支援員や職員の相談技術を高め、各家庭の実情やニーズ把握に努めた。 R7実績値 ひとり親家庭 自立支援員相談件数 655件	A	ひとり親家庭等の貧困対策として、成人祝い金支給事業を新規事業として行う予定である。
4		4-1-5-18	認知症施策の推進	早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに、認知症本人とその家族への支援体制を充実させます。	介護保険課	選定した事業所 1か所	継続	【R７より計上】 認知症初期集中支援事業利用　1件 ※相談のみ７件 令和６年度に認知症グループホームを整備する事業者として選定された１事業者に対し、補助金事務などの開設準備を支援した。	B	事例検討会を開催することで、対象者の選定や市と包括の役割など、事業を見直すきっかけとなった。また、認知症地域支援推進会議において、事例検討会の報告を行い、チーム員医師と課題や今後の方向性について意見交換を行うことができた。今後は対象者を選定するツール等を作成し、必要な人が支援につながるよう体制づくりに努めていく。 令和６年度に認知症グループホームを整備する事業者として選定された１事業者を、認知症グループホームを行う事業者として指定し運営を開始する。
4		4-1-5-19	地域の拠点となる施設等への貸出※R４新規	これまで実施してきた地域の学校・子育て支援センター等の公的施設への本の貸出に加え、多世代交流スペースをもつ地域包括支援センター等へ本を貸出すことで、地域の読書環境の充実を図るとともに、地域の拠点施設の活性化を図るもの。	中央図書館	－	16,000点	地域包括支援センターへの貸出点数360点 学校等への貸出点数　13,650点 子育て支援センターなどの訪問サービスでの貸出点数120点 玉縄子育て支援センターとの連携事業での貸出点数18点 合計14,148点	A	訪問サービスでの貸出も一定の需要があることが分かったので、引き続き行っていく。 施設への貸出に関する問い合わせもあるが、貸出・返却などに施設側の協力が必須である。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-6-1	小・中学校におけるインクルーシブ教育の推進	各教科の学習や、学校行事など、学校生活の様々な場面を通して、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育を推進します。	学校教育課	特別支援教育推進計画の施策目標に基づく具体的な取組の推進	第Ⅲ期特別支援教育推進計画と昨年度の取組状況を反映させて継続	インクルーシブ教育を実際の学校現場において推進するために、市内の小中学校３校をインクルーシブ教育推進モデル校として指定し、インクルーシブ教育を推進するために必要なノウハウの研究の取り組んだ。また、インクルーシブ教育の理念を学校外の地域や市民を対象に啓発することを目的に、シンポジウムを開催した。 学校現場では、大船中学校に巡回型の中学校中級指導教室を開設し、特別な教育的ニーズをもつ生徒の学びの場の整備に努めた。	A	インクルーシブ教育に関連する事業については複数年継続して行うよう事業を設計しており、今年度も昨年度の取組からの成果と課大を考慮しながら発展的に取り組んでいく。学びの場の整備についても学校現場の課題感を適切に把握しながら必要な環境整備を随時実施していく。
4	4-1-6-2	多文化共生推進事業	外国籍市民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国籍市民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワークショップなどを継続的に開催します。	国際交流課	講座等 １回	講座1回、HP・SNS等による情報発信	地域における平和構築や国際理解の促進を図るため、難民支援施設「アルペなんみんセンター」から講師を招き、国際交流講座を開催した。参加者と難民の方々との交流を通じて、難民を取り巻く現状への理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々との共生について考える機会を提供した。	A	引き続き、若年層の参加が見込めるテーマ設定や周知方法を模索しつつ、国際交流や理解を深める内容の交流を開催する予定。
4	4-1-6-3	共生意識の形成	市職員や市民に対して、個性や多様性を理解し、共生の視点で物事をとらえるための研修を実施します。また、市における窓口対応等の見直しを行い、意識の形成を図ります。	市民相談課	講演会の参加人数 231人	継続	共生社会の実現を目指す鎌倉市として、障害のある作家の芸術性・創造性に光をあてることで、障害の有無や国籍・文化など様々な違いを思いやり、人それぞれによって違う「ふつう」や「当たり前」を体現する機会として、株式会社ヘラルボニーに事業のコンセプトメイキングから展示・運営までをトータルプロデュースを依頼し、東アジア文化都市事業と共に、平和・安寧の希求、豊かな文化「わたしの輪郭が、やわらかくなる。」を開催した。	A	令和８年度も同様の取組を継続していく。
4	4-1-6-4	小・中学校福祉教育の実施	市社協及び関係課と連携し、車いす・アイマスク体験や点字・手話学習などのプログラムの実施など、小・中学校において福祉教育の実施や福祉施設訪問を行うことにより、高齢者との交流を図ります。	学校教育課 福祉政策課 （市社協）	社協との連携による体験学習や、福祉施設訪問は複数校で実施しているが年度により異なる。福祉教育は全校で行われている。	継続	福祉教育については、道徳教育や総合的な学習の時間の取組の中で全校で行った。 社協と連携したアイマスクや車椅子などの体験学習、パラスポーツの体験学習などを実施した。	A	福祉教育については、今後も体験的な学びの機会を通して、子どもたちのより主体的な学びとなるようにしていく。福祉施設訪問については、各校の教育課程や地域の実態に合わせて実施の検討を続けていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	〜目標４〜地域生活支援と権利擁護	4-1-7-1	健康講座の開催	一人ひとりが地域で望ましい「食生活」や「運動」など、健康づくりが実践できるよう引き続き健康講座を開催します。	市民健康課	健康づくり講座 ・成人７回 ・高齢者10回 生活習慣病予防プログラム　１ｺｰｽ／18人 地域の健康づくり支援132団体	継続	日頃から子育てや就労等で忙しく、運動に取り組むことが難しい世代を対象に、継続した運動習慣が身につくことを目的として、自宅で取り組める、オンラインライブでの運動レッスンを提供した。 参加者実数；28名（女性27名、男性1名） 参加者の年代：40～50歳代が最多。	A	就労や家庭との両立が必要な世代であり、オンラインでの実施に対するニードの高さが伺えた。利用時間帯は、朝や夜間が多かったため参考としていく。 予算削減のため委託実施は行わないが、神奈川県の未病プログラム等の情報提供を引き続きしていく。
4		4-1-7-2	終活関連事業	人生１００年時代を見据えた取組として、ライフスタイルに関する講演会の開催やエンディングノートの配布により、これからの人生を考える機会を創ります。また、一人暮らし高齢者の急病や外出時の事故等による緊急時に、連絡先や終活関連の大切な事項を、あらかじめ市に登録しておくことにより、市が本人に代わって警察・消防・医療機関等に情報提供し、迅速かつ適切な対応を図ります。さらに、エンディングプランサポート事業では、死後に生じる事務について生前に決めておくための手続きを市がサポートします。	高齢者支援課	実施	継続	鎌倉市版エンディングノートを配布した。 終活事業の実施により高齢者が安心して生活できるようサポートする制度「終活情報登録事業」、また死後に生じる事務について生前に決めておくための手続きを市がサポートする「エンディングプランサポート事業」を周知した。 また、終活セミナーを開催し、終活への普及啓発を行った。	A	令和８年度もエンディングノートを配布し、終活について周知を図っていく。また、終活登録事業及びエンディングプランサポート事業についても市の窓口案内のほか、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを通して引き続き周知を図っていく。
4		4-1-7-3	【再掲4-1-5-４】介護予防事業の充実	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、自治会・町内会やみらいふる鎌倉など地域の団体と連携し、フレイル予防を含めた介護予防事業の充実を図ります。	介護保険課	－	継続	【再掲】自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力測定等の健康チェックを行った。 延32回　延参加者数　517名 （認知症サポーター養成講座を除く）	B	【再掲】今年度、講座の選択肢として「人生会議（ACP）」を新たに追加し、内容の充実を図った。その一方で、健康教育「健康づくり応援団」の依頼が減少。（R6：52団体/954人、R5：55団体/1598人）今後、内容の見直しや自治会や地域の団体等に周知を行っていく。
4		4-1-7-4	共生社会を構成する人材の育成 ※R3新規	現状や将来に不安を抱く者が、長期的な視野を持ち、社会との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見出す機会を得られるよう研修等を実施する。	福祉政策課	－	継続	義務教育を終了した15 歳以上の鎌倉市在住者を対象に、６日間の研修を２セット実施。 R７実績値　40名	A	現状や将来に不安を抱く者が、長期的な視野を持ち、社会との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見出す機会を得られるよう、引き続き研修等を行っていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-1-8-1	生活困窮者の自立相談窓口の充実	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。生活困窮者が、地域において自立した生活ができるよう、生活保護制度等の利用も含め、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援を行います。	生活福祉課	新規事業を 開始（3件）	継続	R7実績値 支援調整会議開催（定例会：12回、全体会：3回） 定例会：自立相談支援機関と生活福祉課で行い、自立相談支援機関が作成した支援プランの適切性の協議や評価の妥当性について検討を行った。 全体会：自立相談支援機関が中心となり、庁内の関係課及び各種支援機関が集まって、事例検討を通じて支援内容・連携の仕方等について共有した。居住支援（第二回）、高齢者虐待（第三回）について主管部署からの説明、質疑応答、その後参加者での討議を行い、今後の連携や対応について確認した。	B	生活困窮者の抱える課題は多様化・複雑化しており、世帯全体の支援の必要性が引き続き高まっていることから、チームによる支援体制強化のため、支援調整会議ではそれぞれの業務への理解を深める内容とすると共に、住まいに関する支援体制の強化に向けた検討が必要である。
4	4-1-8-2	就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	生活福祉課	利用者延人数 9人	継続	利用者延人数　124人 R1実績（初期値）以来、利用者延人数は増加しており、Ｒ６は若干減となったがR7はR6より増加した。 ＜上記を指標とした理由＞ 利用者数が支援提供の機会を図るのに適しているため。	B	Ｒ６に引続き、利用者同士の交流会や新たな就労先の開拓など、利用者の支援メニューの充実を図り、R7は利用者の大半が中間就職するなどして、次のステップに進んだ。R8.10月以降は委託事業者を変更して実施していく予定だが、引続き、他事業の関係者等に事業の周知を行い、就労準備支援が必要な方に繋がるよう取り組みを強化していく。
4	4-1-8-3	【再掲4-1-5-9】居住に課題を抱える方への支援（住居確保給付金・居住支援事業（シェルター事業））	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う居住支援事業（シェルター事業）等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課	1件	継続	R7実績値 住居確保給付金支給決定件数8件 シェルター事業利用件数４件 ＜上記を指標とした理由＞ 当該支給金制度及び事業は、自立相談支援機関が就労支援を行いながら対象者の居住の課題を支援するということから、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	A	特になし。
4	4-1-8-4	家計改善支援事業	家計の改善に関して支援が必要である方に対して、専門の相談員が一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、支援を行います。家計の状況の見える化と根本的な問題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付け等のあっせんを行い、早期の生活再生を目指します。	生活福祉課	利用者延人数 60人	継続	R7実績値 来所相談者延人数　686件	A	特になし。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4		4-1-8-5	学習・生活支援事業	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の小学生から高校生、高等学校中退者及び中学校卒業後の進路未定の未成年者に対し、基礎学力の向上のための直接的な学習支援のほか、学習の場所や機会の提供などを通じて高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。	生活福祉課	利用者延人数 1,001人	継続	R7実績値 利用者延人数 2,060人 (大船地域1299, 鎌倉地域761)	A	特になし。
4		4-1-8-6	生活困窮者等への食料支援	福祉を目的として活動する団体への支援を通じて、寄付等により収集した食料を活用して、生活困窮者等への安定的な食料支援体制を構築します。	生活福祉課	－	継続	一般社団法人ふらっとカフェ鎌倉との協働で行う生活困窮者向け食料配布「鎌倉スマイルフードプロジェクト」の利用人数 ＜上記を指標とした理由＞ 上記プロジェクトの利用世帯数が生活困窮者等への食料支援の実績を図るものとして適切であるとため。 R7実績値 鎌倉スマイルフードプロジェクトの利用者　1,348世帯	A	安定的な食料確保手段の一環として各支所に食料寄付ボックスの設置を行う予定。
4	〔目標４～地域生活支援と権利擁護	4-1-8-7	他制度による支援	【生活保護受給者等就労自立促進事業】 　市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者などの就職を支援します。	生活福祉課 こどもみらい課	8人	継続	（生活福祉課） ハローワークと連携し、対象者の就職支援を実施した。 R7実績値 生活保護受給者等就労自立促進事業利用者数17件 ＜上記を指標とした理由＞ 事業利用者数が取り組み内容の達成度の把握に適しているため。 （こどもみらい課） 特になし。	A	特になし。
4		4-2-1-1	児童虐待の未然防止	児童虐待防止推進月間での啓発活動の実施や、相談窓口の充実により虐待の早期発見や抑止を図ります。また、児童虐待防止ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の各種会議の開催により関係機関の連携を強化します。	こども家庭相談課	チーム会議 開催回数 71回	継続	R7実績値 要保護児童対策地域協議会 代表者会議1回 実務者会議1回 援助活動チーム会議回数　44回 子育て講座(ベビープログラム)４クール 子育て講座（ペアレントトレーニング）４クール その他、「オンライン動画視聴」と「オフラインワークショップ」を組み合わせたハイブリッド型での子育て講座も新たに実施した。	B	鎌倉市要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を引き続き開催し、構成員との連携強化を図るとともに、関係機関への協議会の周知・啓発を進める必要がある。また、子育て講座については、開催方法やニーズを踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-2-1-2	高齢者・障害者虐待の未然防止	高齢者・障害者の虐待防止に向け、生活の小さな変化に気づき速やかに関わっていくため、小さなことであっても地域包括支援センターや障害者虐待防止センターにすぐに相談できる体制を整えます。また、解決に向けた支援や見守りが効果的に行えるようケース検討会議の充実を図ります。	高齢者支援課 障害福祉課	ミーティング ０回	継続	（高齢者支援課） 課題を抱える家庭にかかわっている関係機関と連携を図り、ケース検討会議において情報共有と支援方法を明確にし、解決に向けた家庭支援や見守りを行った。 高齢者虐待に関する相談件数が年々増加しているが(令和７年度108件、令和６年度103件、令和５年度80件)、支援関係機関と役割分担したうえ連携し、迅速かつ適切に対応した。 また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止研修をオンラインにて２回開催した。 （障害福祉課） R6実績と同様。	A	引き続き関係機関と連携を図り、ケース検討会議において解決に向けた家庭支援や見守りを行っていく。
4	4-2-1-3	虐待防止の周知・啓発	児童・高齢者・障害者の虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間などを利用して、啓発活動を実施します。	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭相談課	・本庁舎ロビーで３虐待防止のパネル展示を実施（11/11～15） ・玉縄まつりにて３虐待防止の啓発を実施 ・要対協の各種会議で虐待対応の連携について周知	継続	(高齢者支援課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、３課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発を行った（11月）。 また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止研修をオンラインにて２回開催した。 （障害福祉課） 権利擁護支援等に関する中核機関として、鎌倉市成年後見センターを継続して設置するとともに、「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を設置し、協議会の事務局である中核機関を中心とし、地域連携ネットワークの更なる構築を図った。 （こども家庭相談課） 11月の虐待防止推進期間に市役所ロビーでパネル展示を実施したほか、広報紙により周知を図った。 また、こども家庭相談課にヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、ヤングケアラーを含むこどもや支援者が気軽に相談できる場所として、「あい風のステーション」を月に２回開所し、ヤングケアラーコーディネーターによる運営を行った。	A	（高齢者支援課・障害福祉課） 引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。 （こども家庭相談課） ヤングケアラー啓発活動の一環として、これまでの啓発活動を継続していく。 ヤングケアラーの早期発見及びこども自身の自覚の促進のためにさらなる周知を図っていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-2-2-1	中核機関の設置	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域の連携をコーディネートする中核機関の設置を目指します。	高齢者支援課 障害福祉課	－	継続	（高齢者支援課） 関係機関と協議を行い、中核機関の更なる機能充実に向けて協議を行った。また、成年後見制度に関わる相談機関と専門職などで構成される「成年後見制度利用支援協議会」を開催し、相談対応および利用支援のための情報共有と地域連携ネットワークの構築を図った。 ・利用支援相談312件 ・専門相談20件 ・親族後見人相談7件 （障害福祉課） R6実績と同様。	A	引き続き鎌倉市成年後見制度利用促進協議会を中心として地域連携ネットワークの更なる構築を図っていく。
4	4-2-2-2	成年後見センターの利用促進と機能充実	認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想されるので、本人、家族や住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。	高齢者支援課 障害福祉課	相談件数 306件	継続	（高齢者支援課） 成年後見制度に関する相談、普及啓発、市民後見人活動支援等を行った。また、成年後見制度利用促進協議会を３回開催し、成年後見制度の関係機関との連携及び情報共有を推進し、地域連携ネットワークの強化に努めた。 ・利用支援相談339件 ・専門相談20件 ・親族後見人相談7件 （障害福祉課） R6実績と同様 R７実績値 相談件数339件（うち、専門相談20件、親族後見人相談7件）	A	（高齢者支援課） 令和８年度も引き続き権利擁護支援等に関する中核機関である成年後見センターを中心に成年後見制度の普及啓発活動や専門士業の相談窓口の設置、親族後見人の相談支援を行っていく。 （障害福祉課） 引き続き権利擁護支援等に関する中核機関である成年後見センターを中心に成年後見制度の普及啓発活動や専門士業の相談窓口の設置、親族後見人の相談支援を行っていく。 また、成年後見制度に関わる相談機関や専門職等で構成され、成年後見制度の方向性の協議・検討や支援方針に迷った場合の助言提供などを行う機能を持つ成年後見制度利用促進協議会を運営し、権利擁護支援の推進を図っていく。
4	4-2-2-3	成年後見制度利用相談の充実	制度利用の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めることにより、必要な支援につなげます。	高齢者支援課 障害福祉課	相談支援	継続	相談者の状況や希望に応じて介護保険制度、成年後見制度など必要な制度につなげた。	A	引き続き、相談者の状況や希望に応じて介護保険制度、成年後見制度など必要な制度につなげていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-2-2-4	成年後見制度利用助成金の交付	経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のための費用を助成します。	高齢者支援課 障害福祉課	10件 （障害者６件、高齢者4件）	継続	（高齢者支援課） 要件に該当する人に対して、成年後見制度利用に係る費用の一部助成を行った。 実績：高齢者　16件 （障害福祉課） 【R7実績値】 障害者：８件	A	引き続き要件に該当する人に対して、成年後見制度利用に係る費用の一部助成を行っていく。
4	4-2-2-5	成年後見制度の周知・啓発	市民向けの講演会や介護職員等向けの研修などを行うことで、制度の周知・啓発を図ります。	高齢者支援課 障害福祉課	講演会２回 研修会２回	継続	（高齢者支援課） 窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施した。 研修会　7回　218名参加 （障害福祉課） 【R7実績値】 ・研修等6回　207人参加	A	引き続き、窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-2-2-6	市民後見人の養成・活用	地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」担い手である市民後見人の養成を行います。養成講座終了後は、後見活動サポーターとして活動することで実践経験を積み、将来的には市民後見人の単独受任を目指します。	高齢者支援課 障害福祉課	８日間	継続	（高齢者支援課） 鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図るとともに、法人後見の支援活動を行う後見支援員の活動を推進した。また、選任された市民後見人に対して適切に後見活動ができるようバックアップを行った。 （障害福祉課） 「鎌倉市市民後見人推進事業実施要綱」に基づき、市民後見人養成研修修了者の受任に向けた支援体制を整え、市民後見人が安定的かつ適正に活動ができるよう支援した。 あわせて市民後見人候補者等の名簿登録・管理を行うとともに、市民後見人の活動内容を確認し、活動に関する相談及び助言等の支援を行った。 また、神奈川県社会福祉協議会が主催する市民後見人養成のための研修に参加した。 各事業は、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会に委託して実施した。	A	市民後見人が適切な後見活動を継続できるようバックアップ体制を強化するとともに、市民後見人候補者に対しても、実務への円滑な移行に向けた養成・支援に注力していく。
4	4-3-1-1	高齢者福祉施設の整備	介護保険事業計画（鎌倉市は高齢者保健福祉計画に含まれる）に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。	介護保険課	介護保険施設 92.45％ 地域密着型 84.73％	介護 100% 地域 80.55％	介護医療院の公募を行い、１事業所を選定した。 地域密着型介護サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の公募を行い、１事業所を選定した。 看護小規模多機能型居宅介護と特定施設入居者生活介護の公募を行ったが、応募がなかった。	A	サービス基盤整備状況として、介護保険施設は４つの種別、地域密着型サービスは６つの種別の平均から達成率をみていく。
4	4-3-1-2	障害者福祉施設の整備	地域生活における居住の場であるグループホーム設置にあたり、経費の一部を助成します。	障害福祉課	1団体	継続	民間事業者が行うグループホームの整備を推進するため補助金による支援を実施した R7実績値 新設件数：１件 初度調弁補助件数：２件 ※初度調弁…新しく事業を始める際、最初に必要な物品を購入するための費用	A	引き続き制度案内を行い、重度の障害者が入居できるグループホーム新規設営に向けて、適切に相談を受け付ける。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	〔目標４〕地域生活支援と権利擁護	4-3-1-3	保育園の整備	安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。	保育・幼稚園課	待機児童数 78人	待機児童数０人	公立保育園の運営のほか、私立保育所の施設整備費に対して補助金による財政支援を行った。 R7.4.1時点の待機児童数　９人	B	待機児童数は減少してきているが、目標である０人には達していない。引き続き、公立保育園の運営のほか、私立保育所等の施設整備費に対して補助金による財政支援、小規模保育事業所の開設を検討するなど、対策に務める。
4		4-3-1-4	放課後かまくらっ子（放課後子ども総合プラン）の推進	学童保育とアフタースクールを一体的に実施する「放課後かまくらっ子」を推進する中で、障害の有無に関わらず参加できる、放課後等の児童の居場所を提供します。	青少年課	9校	達成	全ての放課後かまくらっ子において、小学校やNPO法人鎌倉てらこや、鎌倉女子大学、支援センター、地域団体等と緊密に連携し、子どもたちの多様な体験・活動プログラムを継続的に実施した。これにより、異学年交流の進展や地域住民との連携の広がりが図られた。また、新たに『放課後こどもミーティング』や『保護者茶話会』を開催することで、子どもたち自身の主体的な意見や保護者のニーズを直接事業運営に反映させる取組みを推進し、より満足度の高い居場所づくりに努めた。	A	これまでの多様な取組みをさらに発展させるとともに、各施設間での実績やノウハウの差を解消し、事業全体の質の向上を図り、どの施設においても質の高いサービスが提供されるよう、放課後かまくらっ子全体のボトムアップを推進していく。
4		4-3-1-5	施設改修時におけるバリアフリー化の推進	学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。	学校施設課	・多目的トイレの設置（小学校５校、中学校３校） ・特別支援学級の設置（岩瀬中学校）	・トイレの洋式化	・第一小学校並びに腰越小学校の校舎及び七里ガ浜小学校並びに富士塚小学校の体育館の一部和式便器の洋式化を行った。	A	特になし。
4		4-3-1-6	重度障害者住宅設備改造工事費の助成	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。	障害福祉課	12件	継続	要件に該当する人に対して、補助金を交付した 【R7実績値】 助成件数：4件 決算額：494千円	A	引き続き、既存の住宅設備を在宅の重度障害者に適するように改造するために要する経費の一部を補助することで、重度障害者の在宅での生活を支援する。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	4-3-1-7	新築等を行う施設におけるユニバーサルデザインの導入	新築等を行う施設については、障害者や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき協議を行っていきます。	建築指導課	31 (ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ協議実績数)	継続	一定規模以上の公共的施設の新築等を行う際は「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき協議を行っている、 R7実績値　35（バリアフリー協議実績数）	A	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく協議は、公共施設で一定規模以上の建築物の場合に必要になるため、引き続き協議対象建築物の周知を行っていく。
4	4-3-1-8	駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進（歩道段差切下げ事業の推進）	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。 バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。	道路河川整備課	段差切下げ箇所数 10箇所	段差切下げ箇所数 21箇所	既存道路の歩道の段差切下げ工事を実施しました。 R7実績値 既設道路の歩道の段差切下げ工事（7箇所）	B	限られた予算と職員により対応していくことになるため、全箇所完成するまでには、まだ年数を要する。
4	4-3-1-9	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の建替に伴いバリアフリー化を図ります。	生活福祉課	146戸	201戸 【継続】	鎌倉市営住宅集約化事業において、R7は竣工した住宅はない。	B	R８にBC棟143戸。R10にDE棟155戸が竣工予定。
4	4-3-1-10	地域の子ども・子育て支援の充実	地域における子育て支援に関する多様なニーズに応えられるよう、「放課後児童クラブ（鎌倉市では子どもの家）」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業（鎌倉市では子育て支援センターやつどいの広場）」、「延長保育」、「妊婦健診」などの拡充を図ります。	保育・幼稚園課 こども家庭相談課 青少年課	・子どもの家9校 ・子育て支援センター4か所	継続	(青少年課) 「子どもの家」は、夕方の延長利用について、令和５年度中も、全施設18時から19時までの延長利用を実施した。。早朝利用についても、学校休校日（月～金曜日） 午前７時１５分からと、学校休校日（土曜日） 午前７時３０分～午前８時３０分の早朝利用を実施した。 （保育・幼稚園課） 「一時預かり」「延長保育」は事業のニーズ量にあった提供体制を確保した。 （こども家庭相談課） 腰越子育て支援センターにおいて、1日4時間を上限として、同センター利用者の児童の一時預かりを実施した。	A	(青少年課) 引続き延長・早期利用とも対応していく。 （保育・幼稚園課） 引き続き、「一時預かり」「延長保育」事業の提供体制を確保する。 （こども家庭相談課） 引き続き、各子育て支援センターでは、相談や子育て情報の提供を実施していく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4	〜目標４〜地域生活支援と権利擁護	4-3-1-11	鎌倉市立地適正化計画の策定	福祉施設や交通インフラなどを含めて都市全体の構造を見直し、福祉・医療施設や商業施設、住居等が適正に立地し、高齢者をはじめとする地域住民が徒歩や公共交通により、これらの生活利便施設に容易にアクセスできることや、行政、住民及び民間事業者等が一体となって、持続可能なまちづくりを推進することを目的として、都市再生特別措置法に基づき、本市の立地適正化計画を策定します。	都市計画課	－	運用	策定した立地適正化計画について、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行った。	A	本年度で計画策定より５年経過することから、必要に応じて計画の見直し・変更予定。
4		4-3-1-12	いわゆる「ごみ屋敷」への取組	いわゆる「ごみ屋敷」の堆積者に寄り添いながら、堆積者が抱える課題を地域とともに解決するため、ごみ屋敷対策推進委員会を中心として庁内関係課と対策会議を開催することで、原因の究明と適切な改善方法を検討し、実行します。	環境保全課	対応中案件 ７件	解決による減	堆積者の生活上の課題に合わせて本人へ情報提供、相談、助言を行った R７実績 ２件の解決により対応中案件は１件へ減。	A	改善した状況を維持できるよう訪問、指導等を行う。
4		4-3-2-1	車いすの貸出し	庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出します。	障害福祉課 市社会福祉協議会	社協57件	継続	障害福祉課では最長1週間、市社会福祉協議会では最長1か月を目途に貸出を行った。	A	引き続き、庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出する。
4		4-3-2-2	障害者の外出支援	障害者の社会参加のために支援を必要とする方にヘルパーを派遣し、外出を支援します。	障害福祉課	延べ利用人数 3,251人	継続	R６実績と同様の取組に加え、鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付要綱を制定し、ガイドヘルパーの資格を取得し、市内事業所で働く方に対して最大15,000円の助成金を交付した。また、移動支援事業の報酬単価の引き上げも行った。 R７実績値 ・移動支援事業延べ利用人数　2,583人 ・障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付対象者９名　決算額：135千円	A	事業所の安定した運営及び、ヘルパー人材の確保のために必要な施策を引き続き検討、実施していく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
4		4-3-2-3	外出支援策の検討	外出支援と社会参加の促進を図るため、高齢者が安全で快適に移動できる交通環境づくりを検討します。	高齢者支援課 交通計画課	３か所	継続	社会福祉法人等の協力のもと、法人等が所有している施設利用者や職員の送迎用車両を活用した地域貢献送迎バスモデル事業を継続して実施し、実施に要する費用の一部を市が負担した。（実施施設　３施設） 福寿優待サービス事業の協賛店舗等を掲載したマップを配布し、外出支援を充実させた。	A	令和８年度も地域貢献送迎バスモデル事業を継続して実施し、燃料費など実施に要する費用の一部を負担する。 高齢者の外出を促進するマップを配布するとともに、紙面の見直しを検討する。
4		4-3-2-4	【再掲4-1-2-5】障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課	タクシー券 利用率 65.9％	継続	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を行った。 【R7実績値】 利用率 タクシー65% 自動車燃料費助成券　69％	A	利用者の申請手続きの簡素化を図るため、申請様式を変更し、次年度以降の交付意向の確認欄にチェックを入れた人に自動で新年度分を交付した。
4		4-3-2-5	福祉有償運送の推進	通院、通所、レジャーの際、高齢者や障害者など公共交通機関を使用して移動することが困難な人と有償で運送事業を行うNPOなどの非営利団体をつなぎ、車両で安全に移動できるよう支援します。	高齢者支援課 障害福祉課	―	継続	（高齢者いきいき課） 福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を図った。また、横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会に参画した。 （障害福祉課） 福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を図った。	A	（高齢者いきいき課） 令和８年度も引き続き、福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知及び横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会へ参画する。 （障害福祉課） 継続的に広報かまくら等で周知をしていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5	〜目標５〜情報の収集と提供	5-1-1-1	社会資源の収集と整理	地域福祉活動、市民活動に関し、住民などが参加する会議への参画や地域での活動内容の把握や関係機関等と連携を通じて、地域における福祉活動・市民活動などの社会資源を収集します。	福祉政策課 （市社協）	―	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行った。	B	地域課題の把握と課題解決に向けて必要に応じて場の提供や会議等の参加を行う。また、土日祝日開催の会議やイベント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができるか検討が必要。
5		5-2-1-1	災害時における要支援者の登録・情報提供	災害に備えるため、避難行動要支援者支援制度の周知を行い、制度への同意者の拡大に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら要支援者名簿の整備・更新を進めていきます。	総合防災課	－	継続	要支援者本人やその家族へ理解を得られるよう制度の周知を行い、要支援者名簿の整備・更新を実施し、関係機関へ名簿の提供を進めた。 ※名簿と整備・提供が要支援者支援に直結することから、目標達成の指標として設定。	A	継続して実施する。
5		5-2-1-2	情報発信の共生化の推進	市が行う情報発信の方法について現状を把握し、多様な市民に対して、必要な情報が適切に提供されるよう検討します。	市民相談課 広報課	研修1回	継続	（地域共生課） 外国籍の市民等が生活上の困りごとを相談する際の相談先一覧「LIFE IN KAMAKURA」をやさしい日本語版と英語版の２種類作成し、市民課窓口で配布したほか市民団体を通じて配布し、多様な市民に対して必要な情報が適切に提供できるよう工夫を図った。 （広報課） 市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用い、具体的な事例を紹介し、多様な市民に対して必要な情報が適切に提供できるよう、工夫を図った。	A	引き続き、相談先一覧「LIFE IN KAMAKURA」を更新し、多様な市民が孤立することのないよう情報発信を行う。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5	5-2-1-3	子育てメディアスポットの運営・コンシェルジュによる子育て情報の収集提供	経験豊富な保育士と、子育て情報を案内している「かまくら子育てメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談の窓口の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こどもみらい課	相談件数 756件	継続	「かまくらこども相談窓口きらきら」の運営を通じ、子育て支援コンシェルジュが子育て家庭への情報提供等を行うとともに、専門的な視点から育児不安の解消を図り、保護者に寄り添った支援を実施した。また、子育てに関するあらゆる相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的な支援が提供できる体制としたほか、オンライン相談窓口等を活用した相談体制も用意している。 令和7年度相談件数：618件（相談に対応した各専門部署の対応件数：680件）	B	令和７年度「かまくらこども相談窓口きらきら」の来訪者2,895人、うち相談者1,043人、相談件数618件（相談に対応した各専門部署の対応件数：680件）の実績を踏まえ、更なる充実を図っていく。
5	5-2-1-4	社会資源の情報提供	収集・整理した社会資源を、わかりやすく検索できる取組を進めます。	福祉政策課	方法の決定	HP管理	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新し、必要な情報を分かりやすく検索できるようにした。	A	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新し、社会資源の情報保障に努めていく。
5	5-2-2-1	ＩＣＴを活用した安否確認システムの調査研究	ＩＣＴを活用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。	高齢者支援課	緊急通報装置の利用者数 442人	継続	高齢者向け見守りサービスとして、緊急通報装置の貸出を行った。 緊急通報装置の実利用者数345人	B	令和８年度も引き続き事業の更なる利用促進のため、窓口やシニアガイドなど様々な手段で周知を図る。
5	5-2-2-2	ＩＴを用いた福祉・医療情報の公開・発信・共有の推進	SNSなどの情報メディアを用いて、福祉・医療に関する情報提供や情報共有などを推進します。	福祉政策課	目標を定め、調査確認を実施	継続	健康福祉部内用に作成した「SNS活用マニュアル」が徐々に周知され、各課の情報発信ツールにSNSなどの情報メディアが活用されるケースが増えた。	A	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5	5-2-3-1	貸付制度の周知	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急援護貸付など、各制度を周知し適切な貸付を図ります。	こどもみらい課 生活福祉課 （市社協）	緊急援護貸付 52件	継続	（生活福祉課） 必要に応じて緊急援護貸付を行い、令和７年度の貸付件数35件。 なお、市社会福祉協議会による貸付等に関しては、市ホームページ上での周知を行い、緊急小口資金の貸付件数は１件。生活福祉資金の貸付件数は０件。	A	特になし。
5	5-2-3-2	日常生活自立支援事業の周知	市社協で実施している制度の周知を図ります。	高齢者支援課 障害福祉課	―	継続	（高齢者いきいき課）（障害福祉課） 相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に対しては、市社会福祉協議会の窓口を案内した。	A	引き続き、相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に対して、引き続き市社会福祉協議会の窓口を案内、市内の事業所に対して利用促進に向けた周知を図っていく。
5	5-2-3-3	【再掲4-2-2-5】成年後見制度の周知	認知症高齢者等の増加や、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行によって、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。このため、必要な人が制度を利用できるよう、成年後見センターを通じて制度の周知を行います。	高齢者支援課 障害福祉課	講演会２回 研修会２回	継続	窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施した。 研修会　6回　207名参加	A	引き続き、窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する。
5	5-2-3-4	避難行動要支援者支援制度の啓発	多様な媒体や防災講話などの機会を通じて、関係者と連携しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。	総合防災課	－	継続	要支援者本人やその家族へ理解を得られるよう制度の周知を行っている。 ※制度を認知してもらうことで、適切な運用を図ることができるため、目的達成の指標として設定。	A	引き続き周知を行っていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5		5-2-3-5	福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進	制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、広報かまくらや市ホームページ等による情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。	福祉政策課	－	継続	健康福祉部内用に作成した「SNS活用マニュアル」が徐々に周知され、各課の情報発信ツールにSNSなどの情報メディアが活用されるケースが増えた。	A	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。
5		5-2-3-6	福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供	本市の福祉サービスや医療機関、相談窓口等、高齢者の生活に必要な地域の情報をまとめた冊子、障害者のための様々な制度やサービス等をまとめた「福祉の手引」などにより情報提供します。	介護保険課 障害福祉課	―	継続	（介護保険課） 本市の介護保険サービスをはじめとする福祉サービスや医療機関、相談窓口等、高齢者の生活に必要な地域の情報をまとめた「鎌倉市シニアガイド」の令和7年度版を11,200部作成し、本庁や各支所の窓口、市の関連施設等に設置し、冊子や電子書籍により配布することで高齢者本人、並びに、その家族等に対する情報提供に努めた。 （障害福祉課） 障害者本人及びその支援者であるケアラー等が、受給できる手当やサービス等の情報を迅速かつ簡易に入手するための「かまくら障害者支援アプリ」を導入し、プッシュ型の情報発信を行った。	A	（介護保険課） 高齢者からは電子データの閲覧が困難であるとの声が多数ある中、紙媒体での事業継続が好ましいと考えられるが、令和９年度以降は広告収入による協働事業が困難となっており、事業の存続が危惧される。 （障害福祉課） 引き続き、「福祉の手引」の内容を適宜、更新しながら、冊子や電子書籍により配布を行い、福祉サービス等の情報周知に努めて
5	〔目標５〕情	5-2-4-1	外国籍市民に対する地域情報等の提供の推進	外国籍市民が地域の一員として地域活動等に参加するよう、生活情報や地域情報の提供を促します。	国際交流課	情報かわら版を年４回発行	情報かわら版を年4回発行	市内を中心に活動する国際交流・協力団体と地域の国際化を推進することを目的に、「鎌倉市国際交流・協力団体連絡会」を通し、市内全体の外国人に対する支援を進めている。情報かわら版を年４回発行した。	A	引き続き、情報かわら版の発行を行う

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5	情報の収集と提供	5-2-4-2	点字、音声、手話による情報提供の推進	広報かまくら音声版、点字版、手話版の発行事業を継続するほか、市長定例記者会見や市政番組での同時手話通訳や字幕付き動画を市ホームページに掲載します。また、音声読み上げに対応できるようアクセシビリティに配慮したホームページを目指します。	広報課	音声版 21回制作 点字版 21回制作	継続	広報かまくらの音声版、点字版、手話版を制作するほか、市長定例記者会見や市政番組での同時手話通訳や字幕付き動画を市ホームページに掲載を行った。令和7年12月12日から「手話リンク」サービスを市ホームページに導入。 令和７年度実績値 音声版　12回制作 点字版　11回制作 手話版　12回制作 市長定例記者会見　11回（制作） 市政番組　12回（制作）	A	物価高騰が報償に十分反映されておらず、活動に見合った適正な報償の見直しが必要である。また、成り手不足により人手不足が続いており、安定した事業継続のために会員等に負担が偏らないよう、無理なく続けられる体制づくりが必要。 情報格差をできる限りなくすため、広報かまくら手話版を早期に公開できるよう、体制の整備を進めていくことが課題。
5		5-2-4-3	手話通訳者、要約筆記者派遣事業	手話通訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を推進していきます。	障害福祉課	手話／合計70回 要約／全9回	継続	手話講習会は、入門基礎42回、応用手話20回、はじめての手話10回を実施し、初学者から中級者を対象とした講習会を実施した。手話講習会の応用手話は、受講者14名のうち13人が全20回のうち８割以上の出席となり、修了証を交付した。 神奈川県の資格合格者は０人だったため、登録通訳者は増加しなかったが、本市の手話講習会から神奈川県の手話通訳者養成講習会に進む方もおり、着実に手話通訳者を目指す技能を持った人が増えている。 要約筆記講習会は、講習会受講後、神奈川県の講習会に参加し、新たに３名が市の登録通訳となった。継続した講習会の開催効果が表れてきている。	A	手話及び要約筆記講習会の開催を通じ、手話通訳者、要約筆記者の確保に努める。
5		5-2-4-4	外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供の推進	外国籍市民が支障なく日常生活を過ごせるように、外国語版パンフレットの提供を促します。	市民相談課	情報かわら版を年４回発行	共生社会推進のための生活ガイド「LIFE IN KAMAKURA」を配布する。	外国につながる市民を対象に、日常生活につながる制度や相談先の情報を提供するため、つながる鎌倉エール事業協働コースに採択された特定非営利活動法人まるまーると協働して作成した、共生社会推進のための生活ガイド「LIFE IN KAMAKURA」を配布した。	A	日常生活につながる制度や相談先の最新情報を提供するため生活ガイドをアップグレードし、生活上の不安を軽減すること、多言語・やさしい日本語による相談支援の実施を予定している

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5		5-2-4-5	メール配信による防災・安全情報の提供	気象情報などの防災情報や、不審者情報などの安全安心に関する情報を、携帯電話やパソコン等へ電子メールで配信するサービスなどを行い、情報提供手段の多様化を図り、情報提供サービスの拡充に努めます。	総合防災課 市民安全課	－	継続	（総合防災課） 令和６年度と同様 令和７年度実績値 〈メール配信件数〉 防災関係：111件 安心安全関係：137件 （市民安全課） 「防災・安全情報メール配信サービス」により、気象情報の発表・解除、光化学スモッグや不審者情報、行方不明者の捜索協力情報などを配信した。令和７年度の不審者情報メール配信は98件。	A	メール配信登録者を増やすため、広報かまくら等で登録を呼びかける。
5		5-2-4-6	障害関係の当事者団体の周知	障害者同士の交流の場として、福祉の手引などを通じて、当事者団体の周知に努めます。	障害福祉課	－	継続	「福祉の手引」に当事者団体についての情報の掲載や、窓口の相談者に対して紹介を行うなど周知を図った。	A	「福祉の手引」に当事者団体に関する情報の掲載や、窓口の相談者に対して紹介を行うなど、周知に努めていく。
5		5-2-5-1	民生委員児童委員活動の住民への周知	民生委員児童委員の存在や役割について市ホームページや広報かまくらなどを通じて周知を図ります。	福祉政策課	市ホームページや広報かまくらの掲載（２回）	継続	市ホームページ、広報かまくら及び市社協広報で活動の周知を行うとともに、地下道ギャラリーや地域のイベントでパネル展示を行ったほか、外部の市民講座にてPRを行った。	A	なり手確保に向けて、引き続きより効果的なPR方法を検討する。
5		5-2-5-2	安全安心情報メールなどによる情報提供事業	多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行っていき、メール配信登録者の拡大を図っていきます。	市民安全課	－	継続	市民便利帳やホームページ等に「安全安心情報メール」制度の内容について掲載し、周知することで登録者の拡大を図っている。また特に高齢者が多く被害に遭っている特殊詐欺への対策として、自治会やみらいふる鎌倉会員へ注意喚起のチラシを回覧・配布したり、警察と連携して、注意喚起情報を安全安心情報メールを配信している。令和７年度の安全安心情報メール配信は33件	A	メール配信登録者を増やすため、広報紙等で登録を呼びかける。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5	目標５～情報の収集と提供	5-2-5-3	防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業	防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。	市民安全課	－	継続	市民一人ひとりの防犯意識の向上と防犯への取り組みを促すため、防犯教室を開催した。	A	継続して活動を実施する。
5		5-2-5-4	地区社協を通じた福祉意識の啓発	地区社協への支援を通じて、様々な関係機関と連携しながら、市民への福祉に対する意識啓発を図ります。	福祉政策課 （市社協）	―	継続	市社会福祉協議会を通じた地区社会福祉協議会への財政的支援を行い、活動を支えることで、市民の福祉意識の醸成を行った。	A	適切な財政的支援を継続し、地区社会福祉協議会の活動を支えることで、市民の福祉意識の醸成及び向上を図る。
5		5-2-5-5	ふれあいネット推進事業（地域と連携したこころの教育等の推進）	妊娠期から未就学児までの子育て世帯を対象とした各種給付事業や保育所等の情報、子育て支援事業などをまとめた子育て支援情報誌を発行することで広報・啓発に努めます。	こどもみらい課	－	継続	「子育てナビきらきら」10,000部を発行した。	B	発行部数等について再検討をし、情報を更新した上で、引き続き「かまくら子育てナビきらきら」を発行する。
5		5-2-5-6	市民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進	虐待の防止に努めるとともに、リーフレット等の配布や、関係機関に説明を行うなど、虐待の早期発見の重要性などについて周知を図ります。	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭相談課	・本庁舎ロビーで３虐待防止のパネル展示を実施（11/11～15） ・玉縄まつりにて３虐待防止の啓発を実施 ・要対協の各種会議で虐待対応の連携について周知	継続	（高齢者支援課） 介護保険事業者職員等の支援者向けに虐待防止研修を２回開催した。また、本庁舎ロビーや地域イベント等において、パンフレット配布、パネル掲示などを行い、虐待防止についての周知・啓発を図り、早期発見・早期対応に努めた。 （障害福祉課） R6実績と同様。 （こども家庭相談課） 11月の虐待防止推進期間に市役所ロビーでパネル展示を実施したほか、広報紙により周知を図った。 また、ヤングケアラーとこどもの権利に関するリーフレット作成し、小学校、中学校、高校及び関係機関に配布した。	A	（高齢者支援課・障害福祉課） 引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。 （こども家庭相談課） ヤングケアラー啓発活動の一環として、これまでの啓発活動を継続していく。 ヤングケアラーの早期発見及びこども自身の自覚の促進のためには、さらなる周知が必要であることから、配布先を拡大していく。
5		5-2-5-7	保育園における苦情解決制度の周知と適正な運用	各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。	保育・幼稚園課	-	継続	各園の体制を整備し、苦情があった際は適切な運営であるか確認し改善を図った。	A	引き続き、各園の体制を整備し、苦情があった際は適切な運営であるか確認し改善を図る。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5		5-2-5-8	障害者二千人雇用に関する啓発	障害者二千人雇用センター、講演会、雇用奨励金、就労移行支援金制度等について広報などを活用し周知、啓発を図ります。	障害福祉課	周知・啓発	継続	障害者二千人雇用センターについて、企業や障害者支援機関等の訪問などの機会を捉え、積極的に同センターの業務内容等の説明を行った。 雇用奨励金や就労移行支援金制度等について、広報等を活用し、周知、啓発を図った。 【R7実績】 障害者雇用啓発講演会を開催した（１回開催、参加者数：10人）。	A	市の支援策等の周知を図りながら、企業における障害者雇用を啓発していく。
5		5-2-5-9	障害福祉相談員の住民への周知	障害福祉相談員の存在や役割について、福祉の手引等を通じて周知を図ります。	障害福祉課	周知	継続	「福祉の手引」に団体の情報を掲載したり、窓口の相談者に紹介するなど周知を図った。	A	障害福祉相談員の存在や役割について、引き続き、福祉の手引等を通じて周知を図っていく。
5		5-2-6-1	高齢者の相談窓口の周知	高齢者をはじめ、その家族に対する、地域で身近な相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	介護保険課	高齢者向け冊子「鎌倉市シニアガイド」を発行し配布する。	継続	地域で身近な相談窓口である地域包括支援制度の説明やその他行政の相談窓口等をまとめた「鎌倉市シニアガイド」の令和7年度版を11,200部作成し、冊子及び電子データにより配布し、高齢者をはじめ、その家族に対して、高齢者の相談窓口の周知に努めた	A	引続き令和８年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成し、冊子や電子書籍により配布を行うが、令和９年度以降は広告収入による協働事業が困難となっており、事業の存続が危惧される。
5		5-2-6-2	障害者の相談窓口の周知	適切なサービスを受けられるよう、窓口となる相談支援事業所の周知に努めます。	障害福祉課	周知	継続	広報かまくら等をはじめとする紙面やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知を図った。	A	広報かまくらやホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて、相談支援事業所について周知を行う予定である。
5		5-2-6-3	子育てに関する相談窓口の周知	かまくら子育てナビきらきら（子育て情報紙）や子育て支援情報誌などを通じて、相談窓口や相談方法などの周知を図ります。	こども家庭相談課	冊子、HP等各種媒体による周知	継続	きらきら、HP等各種媒体を通じ、相談窓口の周知を図った。また、市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同で虐待防止パネルやリーフレットを展示し、その中で相談窓口の周知を行った。今後もSNSを含め多様な媒体での周知を図るとともに、関係機関への周知を強化し、関係機関からのつなぎ先としての認知度向上にも努めていく。	A	Ｒ８も引き続き、周知、啓発活動を継続的に実施していく。
5		5-2-6-4	ひとり親家庭の相談窓口の周知	ひとり親家庭の自立支援が円滑にすすむよう、市ホームページなどへの掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。	こどもみらい課	広報かまくらやHP、SNS等による周知	継続	毎月の広報かまくらの紙面やホームページに相談窓口を掲載した。また、市独自のひとり親ガイドブックを作成し、関連課へ配布することで、相談窓口の周知を図った。	A	令和7年度の取組実績に加えて、SNSでの周知を行い、相談窓口の更なる周知を図っていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R１実績 （初期値）	R７目標	R7実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
5		5-2-6-5	発達の相談支援に関する窓口の周知	「子育てで少し気になる」という段階からの相談や専門職により支援の実施、5歳児すこやか相談による発達障害の早期発見、早期からの支援、専門職による巡回相談など、発達の相談支援に関して、パンフレットの配布や市ホームページ、子育て情報誌などへの掲載を通じて、窓口の周知を図ります。	発達支援室	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等により相談会の情報を周知	継続	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等により相談会の情報を周知している。	B	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等により相談会の情報を周知しているが、さらに他のメディアでの周知に務める。 市の子育て情報ポータルの稼働しており、HPの更新も行っていく。
5		5-2-6-6	ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）の相談窓口の周知	ＤＶに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、定期的な市広報紙への掲載などにより、窓口の周知を図ります。	市民相談課	実施	継続	相談窓口案内カードの配付をはじめ、ホームページや市広報紙、キャンペーンでのチラシ配布など多様な媒体を用いて周知を図った。	A	相談窓口の案内の周知について、引き続きホームページや市広報紙他、多様な媒体での周知を図る。
5		5-2-6-7	市社協広報紙の発行支援	市民の関心が高いテーマを特集記事にするなど、地域福祉活動の啓発をするため、市社協のかまくら社協だよりの発行を支援します。	福祉政策課 （市社協）	－	継続	市社会福祉協議会の運営に対して補助金による財政支援を実施した。	A	引き続き、効果的な広報活動やあり方を共に検討していく。
5		5-2-6-8	市ホームページ等の充実	各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズをとらえた、誰にとっても見やすく魅力的なホームページづくりや情報発信を実施します。	広報課	研修1回	継続	庁内の職員を対象としたホームページ操作、アクセシビリティに関する研修を継続して行い、情報にたどり着きやすいホームページを目指した。 令和７年度研修実績値 前期19人 後期13人	A	ページを更新する作業者によってアクセシビリティへの理解度に差があり、マニュアルに則った正しいページが作成できていない。 広報課が行っているホームページ研修に参加した職員の延べ人数を向上させることで、職員のアクセシビリティに対する意識向上を図る。
5		5-2-6-9	消費生活相談窓口の周知	商品やサービスの契約などに関するトラブル、消費者被害の未然防止や被害回復のための相談窓口である、消費生活センターの周知を図ります。	市民安全課	－	継続	市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知を図った。	A	今後も同様の取組を継続していく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R６実績 （初期値）	R７目標	R７実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
6	～目標６～ケアラーへの支援	6-1-1-1	ケアラー支援に向けた広報及び啓発	ケアラー本人が、自らの意思を尊重しつつ悩みを相談できる状況が整備されていることを理解し、適切な支援を求めることができるよう、必要な広報及び啓発に努めます。	福祉政策課 こども家庭相談課 市民健康課	取組開始	継続	（福祉政策課） ケアラー支援に関する理解・啓発として作成した「ケアする・ケアされる鎌倉みんなのスタートブック」をかまサポの各講座などで、パンフレットを配付し、理解・啓発を図った。 （こども家庭相談課） ヤングケアラーとこどもの権利に関するリーフレット作成し、小学校、中学校、高校及び関係機関に配布した。 （市民健康課） 令和6年度～かまくらサポートリストにケアラー支援に関するページを加えている。関係各課窓口の他、市内図書館やスーパー、医療機関等に追加配架した。	B	（福祉政策課） パンフレットの配付を通じて理解・啓発を図ったが、より多くの市民や関係機関に内容が届くよう、配付先や周知方法を検討する必要がある。また、配付のみで終わらせず、講座等を通じて継続的に理解を深める取組が課題である。 （こども家庭相談課） ヤングケアラーの早期発見及びこども自身の自覚の促進のためには、さらなる周知が必要であることから、配布先を拡大していく。 （市民健康課） 今後も各年度において、各所へ配架の依頼を行う。自殺対策事業の普及啓発（鎌倉駅地下道ギャラリー展示やロビー展示）で、ケアラー支援に関するパンフレット等の提供を受け、配架・掲示を行う。
6		6-1-1-2	ケアラーを社会全体で支えるための広報及び啓発	市民・事業者・関係機関が、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の方法等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、必要な広報及び啓発に努めます。	福祉政策課 こども家庭相談課	取組開始	継続	（福祉政策課） 市民向けまちづくり講座やかまサポ等の機会を通じて、ケアラー支援に関するパンフレットを配付し、周知・啓発を図った。 （こども家庭相談課） 市役所ロビー等でヤングケアラーとこどもの権利に関するパネル展を実施した。	B	（福祉政策課） パンフレット配付による周知にとどまらず、ケアラー支援への理解をより深めるため、継続的な啓発の在り方について整理する必要がある。 （こども家庭相談課） 市役所ロビー等でのパネル展を引き続き実施する。
6		6-2-1-1	市の関係部局間及び関係機関の体制整備	ケアラーの置かれている状況や必要な支援施策について、重層的支援体制整備事業の枠組みを用いて、関係部局が情報や課題を共有し、ケアラー支援に関する施策を検討するとともに、市及び関係機関の連携協力体制の整備に努めます。	福祉政策課 ※重層的支援体制整備事業関係課	取組開始	継続	連携体制の強化に向けて、関係機関や関係課等と横断的に会議の運営に努め、各分野における支援会議等を通じた情報共有や相談支援機関の連携構築、課題の整理・支援方針の明確化を委託業者を通じて、継続した。 R7実績 庁内連携会議　課長級３回、担当者会費３回	A	連携体制の強化に向けて、関係機関や関係課等と横断的に会議の運営に努め、各分野における支援会議等を通じた情報共有や相談支援機関の連携構築、課題の整理・支援方針の明確化を継続するとともに、本人や支援者との信頼関係を丁寧に育みながら、申込（同意）につながる支援のあり方を模索し、事業の実効性向上を図っていく。次年度以降は、業務が直営化となるため、新体制を整備しつつ、関係者等との連携を図っていく。
		※重層的支援体制整備事業に係る庁内連携会議（鎌倉市福祉支援会議を兼ねる）の定期的な開催により、ケアラー支援の理念の共有、マインドの醸成、個別ケース及び施策の協議・推進・既存施策の見直しを図っています。なお、会議を構成する課は、健康福祉部（福祉総務課、障害福祉課、生活福祉課、市民健康課、介護保険課、高齢者いきいき課）、こどもみらい部（こども支援課、こども家庭相談課、青少年課、発達支援室）、教育文化財部（教育センター）、市民防災部（地域のつながり課）、共生共創部（地域共生課）の計５部13課となっています。								

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R６実績 （初期値）	R７目標	R７実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
6		6-3-1-1	ケアラー支援に係る人材の育成	ケアラーからの相談に応じ、助言を行う者、日常生活及び社会生活の支援を行う者並びにそれらの支援の調整を行う者の育成を図ります。	福祉政策課 こども家庭相談課	取組開始	継続	（福祉政策課） 支援会議等での情報共有を通じて、ケアラー支援に関する理解や対応力を高め、切れ目のない支援体制の構築に努めた。 （こども家庭相談課） ヤングケアラースーパーバイザーを配置し、こどもと家庭の相談室等に対する助言等を実施した。	B	（福祉政策課） ケアラー支援に関わる相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援、支援調整を担う人材が必要であるため、引き続き、関係機関・地域支援者への情報共有等を通じて役割分担と連携体制を整理し、切れ目のない支援体制の構築を進める。 （こども家庭相談課） ヤングケアラースーパーバイザーによるこどもと家庭の相談室相談員等に対する助言等を引き続き実施する。
6		6-3-2-1	市及び関係機関におけるケアラー支援に必要な情報の共有	重層的支援体制整備事業を通じ、市及び関係機関において、複雑化・複合化したケアラー世帯に対する包括的支援に必要な情報の共有を図る。	福祉政策課	取組開始	継続	多機関協働事業等を担う委託事業者を通じ、関係機関や関係課等と横断的に会議の運営に努め、各分野における支援会議等を通じた情報共有や相談支援機関の連携構築、課題の整理・支援方針の明確化を継続した。	B	次年度以降は、市が直営で多機関協働事業等を担うことから、委託事業者を介した運営から市主体の運営へ円滑に移行する必要がある。関係機関・関係課との横断的な会議運営や情報共有、連携調整の手法を整理し、直営でも安定的に支援方針の明確化と課題整理を行える体制づくりを進める
6		6-3-3-1	ケアラー支援に係る人材の整備・配置	ケアラー支援に適した人材の整備・配置を行い、切れ目のない支援を行います。	こども家庭相談課	取組開始	継続	ヤングケアラースーパーバイザーを配置し、こどもと家庭の相談室等に対する助言等を実施した。	B	ヤングケアラースーパーバイザーによるこどもと家庭の相談室相談員等に対する助言等を引き続き実施する。
6		6-3-3-2	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	訪問等によってケアラー世帯との関係を構築し、特別な支援を要するケアラーを継続的に支援します。	福祉政策課	取組開始	継続	本人同意を取得し、プラン作成に妻がったケースは１件ではあるものの、支援の受け入れに不安や抵抗を感じている人に対して、手紙やSNS等も活用しながら時間をかけて関係を築き、本人の思いに寄り添いながら信頼関係の構築に取り組んだ。	B	次年度以降は、市が直営でアウトリーチ支援を担うことから、委託事業者を介した支援から市主体の支援へ円滑に移行する必要がある。支援が届きにくい対象者への早期把握や継続的な働きかけの方法、関係機関・関係課との連携調整の手法を整理し、直営でも安定的にアウトリーチを実施できる体制づくりを進める。
6		6-3-3-3	支援情報取得ツールの構築	障害者本人及びその支援者であるケアラー等が、受給できる手当やサービス等の情報を迅速かつ簡易に入手するためのツールを導入し、プッシュ型の情報発信を行います。	障害福祉課	障害者本人及びその支援者であるケアラー等が、受給できる手当やサービス等の情報を迅速かつ簡易に入手するための「かまくら障害者支援アプリ」を導入し、プッシュ型の情報発信を行った。 ダウンロード数：769件（R7.3月末時点）	継続	令和６年度に導入した「かまくら障害者支援アプリ」を引き続き活用し、プッシュ型の情報発信や、事業所情報の掲載、サービス等の情報提供を行った。 【実績値】 ダウンロード数：1,527件（R8.3月末時点）	B	ダウンロード数の伸びが低調になってきたため、改めてダウンロード数を伸ばすような取り組みを行う必要があり、アプリ提供事業者と相談しながら必要な取り組みを行っていく。 　事業所一覧機能について、未登録の事業所が多くあることから、できるだけ多くの事業所に登録していただけるよう働きかけを行っていく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R６実績 （初期値）	R７目標	R７実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
6		6-3-3-4	相談支援体制の充実	若者ケアラーを含むビジネスケアラーを発見した事業所からの問い合わせに対応し、ケアラー本人の相談支援につなげます。	産業課	ケアラーも含め労働相談や働くことに係るメンタルヘルス相談、就労支援相談を実施した。	継続	ケアラーも含め労働相談や働くことに係るメンタルヘルス相談、就労支援相談を実施した。	A	引続き、ケアラーも含め幅広い対象に対し、労働相談や働くことに係るメンタルヘルス相談、就労支援相談を継続していく。
6		6-3-3-5	【再掲1-1-2-6】発達の相談支援に関する窓口の充実	運動発達やことばの発達、育児上の不安や集団適応などに何らかの不安や心配を持つ保護者や家族からの相談に対し、専門職による支援を実施するとともに、障害のある子どもとそれを支える家族が地域で安心して生活できるよう、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。	発達支援室	発達障害を含む特別な支援を必要とする児童等の相談及び早期発見、早期支援について保健、福祉、教育分野等と連携を図りながら実施している。 初回相談件数310件、ST99件、リハ87件、発達124件	継続	発達障害を含む特別な支援を必要とする児童等の相談及び早期発見、早期支援について保健、福祉、教育分野等と連携を図りながら実施している。 初回相談件数375件、ST101件、リハ83件、発達191件	B	複雑化、早期化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備、事業の実施方法の工夫等が必要となっている。
6		6-3-3-6	【再掲4-1-5-5】家族介護者に対する支援の充実	地域包括支援センターで家族介護教室を開催するなど、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、支援していきます。	高齢者支援課	地域包括支援センターによる家族介護教室は予定通り14回実施し、延べ206人が参加した。	継続	地域包括支援センターによる家族介護教室は予定通り15回実施し、延べ220人が参加した。	A	令和８年度も引き続きサービス提供体制の構築に努めるとともに、休業制度の周知や地域包括支援センターによる家族介護教室を実施する。
6		6-3-4-1	当事者団体等への支援	ピアサポート等を行う団体に対して、当事者同士が悩みや経験を語り合う交流会等の取組や団体間のネットワーク形成を支援します。	福祉政策課 こども家庭相談課	取組開始	継続	（福祉政策課） ケアラー当事者同士の支え合いを推進するため、ピアサポートに資する交流事業を行う団体等（立ち上げを除く）にHP等を介して制度の周知を行ったが、R7の補助実績はなかった。 （こども家庭相談課） 当事者同士が悩みや経験を語り合う交流会等を実施する団体等の把握に努めたが、該当する団体等は確認できなかった。	B	（福祉政策課） 制度の周知を行ったことを踏まえ、今後は対象となる団体等への制度の浸透を図るとともに、申請や活用につながるよう、相談・案内の方法や支援導線を整理する必要がある。 （こども家庭相談課） 関係課と連携しながら、当事者同士が悩みや経験を語り合う交流会等を実施する団体の把握に努めていく。
6		6-3-4-2	ヤングケアラーの居場所の開設・運営	日常的にケアラーとしての役割を有する方等を対象に、居場所を開設・運営します。	こどもみらい課 こども家庭相談課	取組開始	ピアサポート実施場所の確保継続、ヤングケアラーコーディネーターによる運営継続	（こどもみらい課） かまくら冒険遊び場・梶原の利用者、こどもを取り巻く環境に関心がある方を対象に、こどもの権利とヤングケアラーについての共通理解を図り、一緒にいる大人たちがいつでも安心できる存在であることを共有するための座談会を実施 （こども家庭相談課） ピアサポート実施場所で、こどもや支援者が気軽に相談できる場所を運営。ヤングケアラーコーディネーターによる運営継続。	B	（こどもみらい課） かまくら冒険遊び場以外での普及、啓発 （こども家庭相談課） 引き続きピアサポート実施場所の確保継続、ヤングケアラーコーディネーターによる運営継続。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R６実績 （初期値）	R７目標	R７実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
6	6-3-4-3	ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーの居場所の提供	ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーが安心でき、仲間づくりが可能となるような場の提供をします。	こども家庭相談課 青少年課 市民健康課	取組開始	継続	（こども家庭相談課） ヤングケアラーを含むこどもや支援者が気軽に相談できる場所として、「あい風のステーション」を月に２回開所し、ヤングケアラーコーディネーターによる運営を行った。 （青少年課） R６実績と同様 （市民健康課） みんたべ食堂MAPの更新及び小中学生への配布を行い、利用増加につながっているとみんたべ連絡協議会からもお声をいただいた。	A	（こども家庭相談課） 「あい風のステーション」の運営を継続するとともに、利用したい方が気軽に利用できるよう、さらなる周知を図っていく。 （青少年課） 引き続き居場所としての機能を拡充していく。 （市民健康課） 団体数が増えたことでA4サイズでは収まらず、掲載団体を絞った。令和８年度はA3サイズに変更して希望する全団体を掲載できるようにし
6	6-3-4-4	【再掲4-1-5-13】地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施	公立保育園では、各保育園毎に「広場」として、地域の乳幼児と保護者を対象とした開放日を設け、地域子育てを支援します。また、保育士による育児相談も行うことで、育児に関する悩みの早期発見、解決を図り、保護者が孤立しない体制をつくります。	保育・幼稚園課	継続と拡充	継続と拡充	公立保育園では各園で行っている開放保育の「広場」（各園年10回程度）及び合同出張保育の「わくわく広場」を開催し、遊びの提供及び保育士、栄養士、看護師、保健師による子育て相談を行った。	A	「広場」や「わくわく広場」の開催を通して、引き続き、公立保育園等において地域での子育て支援を行う。
6	6-3-4-5	【再掲4-1-5-14】子育て支援センターの運営	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行うなど、地域での子育て支援を実施します。	こども家庭相談課	令和６年７月１日に腰越子育て支援センターを開設し、市内５地区での子育て支援センター整備が完了した。R６年度　利用者数　44,336人	継続	利用者の多くが乳幼児連れの親子であり、保育所等利用待機児童数が減少したため、前年度と比較して利用者は減少したが、市内５か所の支援センターがそれぞれ利用者のニーズを踏まえたイベント等を実施することで安定的な利用者を確保することができた。 R７年度　利用者数　42,333人	B	現在、腰越子育て支援センターのみ平日と土曜日に開設しており、他のセンターは原則として平日のみ開設しているが、土曜日の利用ニーズが平日と同程度に高いことから、全センターの土曜日開設に向けた検討が必要である。 子育て支援センターのイベント等の充実を図るとともに、利用者が子育てに関する情報収集や相談がこれまで以上に気軽にできる環境を整備していく。「地域資源を活用した新たな子育て支援策の創出」、「地域資源と連携した子育てにおける孤立防止への取組」等地域としての子育て力の向上に寄与する視点を強化していく。
6	6-3-5-1	【再掲3-2-1-3】共生社会を担う人材の育成	地域において研修等を継続実施し、共生社会について学習する機会を提供しながら、市民による自助・互助の力の向上を目指します。また、共生社会の担い手となる市民を育成する仕組み（鎌倉共生サポーター（仮称））を検討し、市、地域、家庭、学校等が一体となり、地域での役割と出番を考えることで、地域における居場所、交流の場の創出につなげていきます。	福祉政策課 市民相談課	【福祉総務課】 共生社会の推進に向けて、市民意識の向上を目指し、市民向けまちづくり講座を実施した。また、サポートが循環する地域社会の創生に向け、各分野のサポーター養成講座を総称する「かまくら市民共生サポーター（通称かまサポ！）」の各講座にて、共生社会取組の理解・啓発を図った。 R6：市民向けまちづくり講座　　２回 　：かまサポ！講座での説明人数　237名 【地域共生課】 共生のまちづくり講座を実施した。 ・講座名「自分を愛するってどういうこと？」 ・参加人数　45名	継続	【市民相談課】 共生社会の実現を目指す鎌倉市として、障害のある作家の芸術性・創造性に光をあてることで、障害の有無や国籍・文化など様々な違いを思いやり、人それぞれによって違う「ふつう」や「当たり前」を体現する機会として、株式会社ヘラルボニーに事業のコンセプトメイキングから展示・運営までをトータルプロデュースを依頼し、東アジア文化都市事業と共に、平和・安寧の希求、豊かな文化「わたしの輪郭が、やわらかくなる。」を開催した。 【福祉政策課】 R7実績値 市民向けまちづくり講座　　１回 かまサポ！講座での説明人数　203名	A	【市民相談課】 令和８年度も市民向けや職員に対して、引き続き共生社会への取組について研修を実施する。 【福祉政策課】 引き続き、共生社会推進に向けて、市民向けまちづくり講座の実施やかまサポ！各講座での理解啓発を行う。

目標	番号	取組名	取組内容	担当課名	R６実績 （初期値）	R７目標	R７実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
6	6-3-5-2	【再掲4-1-1-10】家事支援員や専門職員の派遣（産後の養育支援訪問事業）	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて家事支援員や専門職員を派遣します。	こども家庭相談課	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭に対し、養育環境の整備、児童虐待の未然防止を目的として子育て世帯訪問支援事業を実施した。本事業は鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等がいる家庭を対象としており、本市において、対象者の中で本事業が必要と判断したすべての家庭にサービスを提供することができた。 63世帯　延べ274回 専門的支援 　助産師訪問：1人 　保健師訪問：74人 日常生活支援：ヘルパー派遣 　　派遣回数回、時間の支援	継続	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭に対し、養育環境の整備、児童虐待の未然防止を目的として子育て世帯訪問支援事業を実施した。本事業は鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等がいる家庭を対象としており、本市において、対象者の中で本事業が必要と判断したすべての家庭にサービスを提供することができた。 94世帯　延べ314回 日常生活支援：ヘルパー派遣 　　派遣回数回、時間の支援	A	育児等のサポートと医療の両方の支援を必要とすることがあるなど家事・子育てに対する支援のニーズが多様化していることから他市事例などを研究して支援を必要している方にサービスが行き届くようにしていく。
6	6-3-5-3	【再掲4-1-2-11】若年無業者就労支援事業	一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため~~職場体験~~相談事業等を行います。	産業課	セミナー３回（６日）のべ40組	継続	セミナー３回（６日）のべ54組	A	セミナーや相談会への問い合わせや参加者は一定程度あり、令和７年度は全ての回において定員に近い参加があった。 少しでも不安のある方がセミナー等につながるよう、生きづらさを抱える若者とその家族のための相談会やセミナーに対する認知度を高めるため、市のLINE配信等での情報発信を継続するとともに、有効な周知方法を検討していく。
6	6-3-5-4	【再掲　4-1-5-1】高齢者に対する福祉サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。	高齢者支援課	福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援など概ね予定通り実施した。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが後方支援をし、市営住宅の集会室で高齢者向けサロンの立ち上げや寺社での地域食堂の開催、幼児からシニアまで地域の人がゆるくつながることができる居場所など新たな取組が広がっている。 加えて、「高齢者生活支援サポーター」を養成し、高齢者の在宅生活を支援している。サポーターと利用希望者とのマッチングを行い、サービス提供事業者やサービス利用者の増加に努めた。 利用者121名　登録者数196名	継続	福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援など概ね予定通り実施した。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが後方支援をし、市営住宅の集会室で高齢者向けサロンの立ち上げや寺社での地域食堂の開催、幼児からシニアまで地域の人がゆるくつながることができる居場所など新たな取組が広がっている。 加えて、「高齢者生活支援サポーター」を養成し、高齢者の在宅生活を支援している。サポーターと利用希望者とのマッチングを行い、サービス提供事業者やサービス利用者の増加に努めた。 利用者120名　登録者数175名	A	令和８年度も引き続き福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援などを実施する。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターを中心に、地域の福祉向上につながる活動を後方支援する。
6	6-3-5-5	【再掲　4-1-5-11】ファミリーサポートセンターの運営	ファミリーサポートセンターは、市内在住の方を対象に、子育ての手助けをしてほしい人と、そのお手伝いをしたい人が、お互いに助け合うシステムです。システムをとおして会員が依頼と支援を行います。支援会員と依頼会員は必要時にどちらにもなれるしくみのため、相互に助け合い、地域で子育てをする体制を整備します。	こども家庭相談課	ファミリーサポートセンターでは、支援会員確保のため、年間3回の講習会講習会を実施した。 また、会員登録等の利便を図るため、令和6年6月以降、月1回、市役所第6分庁舎1階を利用して出張登録会を実施するとともに、より利用しやすい環境を整えるため事務所の移転を検討した。 R６活動した支援会員数　135人 活動総件数　6,443件	継続	ファミリーサポートセンターでは、支援会員確保のため、年間3回の講習会講習会を実施した。 これまで各種申請の電子化及び対面での説明が課題となっていたが、申請の一部について、e-kanagawaによる電子申請を可能としたほか、依頼会員への説明を動画で見られるよう改善した。ホームページも整理した。 R７活動した支援会員数　146人 活動総件数7,492件	B	多様な市民ニーズに対応するため、引き続き、支援会員のスキルアップ及び支援会員の増員を図っていく。 各種申請の電子化をさらに推進することで、会員及び運営者の利便性を向上していく。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R６実績 （初期値）	R７目標	R７実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
6		6-3-5-6	【再掲4-1-8-2】就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	生活福祉課	事業開始	事業継続	利用者延人数　124人 R1実績（初期値）以来、利用者延人数は増加しており、R６は若干減となったがR7はR6より増加した。 ＜上記を指標とした理由＞ 利用者数が支援提供の機会を図るのに適しているため。	B	R６に引続き、利用者同士の交流会や新たな就労先の開拓など、利用者の支援メニューの充実を図り、R7は利用者の大半が中間就職するなどして、次のステップに進んだ。 R8.10月以降は委託事業者を変更して実施していく予定だが、引続き、他事業の関係者等に事業の周知を行い、就労準備支援が必要な方に繋がるよう取り組みを強化していく。
6		6-3-5-7	【再掲4-1-8-5】学習・生活支援事業	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の小学生から高校生、高等学校中退者及び中学校卒業後の進路未定の未成年者に対し、基礎学力の向上のための直接的な学習支援のほか、学習の場所や機会の提供などを通じて高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。	生活福祉課	事業開始	事業継続	R6実績と同様 R7実績値 利用者延人数 2,060人 (大船地域1299, 鎌倉地域761)	A	特になし。
6		6-3-5-8	【再掲　4-1-8-6】生活困窮者等への食料支援	福祉を目的として活動する団体への支援を通じて、寄付等により収集した食料を活用して、生活困窮者等への安定的な食料支援体制を構築します。	生活福祉課	事業開始	事業継続	R6と同様 R7実績値 鎌倉スマイルフードプロジェクトの利用者 1,348世帯	A	安定的な食料確保手段の一環として各支所に食料寄付ボックスの設置を行う予定。
6		6-3-6-1	【再掲1-1-2-12】生活困窮者に対する相談支援体制の充実	生活困窮者自立相談支援窓口と生活保護相談窓口が連携し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立した生活がおくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課	事業開始	事業継続	R7実績値 新規相談件数383件 一般就労を開始した人数15人 増収した者の人数９人	B	就労等自立者割合及び終結割合を指標としてきたが、割合ではなく、一般就労を開始した人数と増収した者の人数を指標とし、自立の定義、自立支援のあり方を見直していきたい。
6		6-3-6-2	【再掲4-1-2-5】障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券を交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課	タクシー券1,068冊　利用率56％ ガソリン781冊　利用率87％ 手話114回、要約筆記　　20回、合計134回	継続	タクシー券等の利用者の申請手続きの簡素化を図るため、申請様式を変更し、次年度以降の交付意向の確認欄にチェックを入れた人に自動で新年度分を交付した。通訳者の派遣については、通訳者の環境整備が制度維持に不可欠であるため、通訳者の派遣報償の見直しを行った。 【実績値】 タクシー券1,092冊　利用率65％ ガソリン802冊　利用率89％ 手話108回、要約筆記　　34回、合計142回	A	継続して、事業を実施予定である。
6		6-3-6-3	【再掲4-1-5-2】障害児者に対する福祉サービスの充実	障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援します。	障害福祉課	小児慢性１件、軽度中等度４件	継続	【実績値】 小児慢性１件、軽度中等度９件	A	引き続き、障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援する。

目標		番号	取組名	取組内容	担当課名	R６実績 （初期値）	R７目標	R７実績	R7評価	R7の取組に関する課題、今後の整理事項を記載ください。
6		6-3-6-4	【再掲4-1-5-8】共生型サービスの推進に向けた支援	高齢者と障害児者が同一事業者でのサービスを受けやすくするため、共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。	介護保険課 障害福祉課 発達支援室	（介護保険課） 鎌倉市内に共生型生活介護事業所が１か所設置された。 鎌倉市内の共生型生活介護事業所：４事業所 （障害福祉課） 鎌倉市高齢者保健福祉計画及び鎌倉市障害福祉サービス計画（鎌倉市障害児福祉計画を含む。）において、共生型サービスについて実施内容等を記載し、サービスの提供を検討する事業所等に情報提供を行った。 令和６年度(2024年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が３か所、共生型短期入所事業所が２か所設置されている。	継続	（介護保険課） 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供を行った。 （障害福祉課） R6実績と同様。 令和７年度(2025年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が４か所、共生型短期入所事業所が２か所設置されている。	A	（介護保険課） 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供を行っていく。 （障害福祉課） 継続して、事業を実施予定である
6		6-3-6-5	【再掲4-3-2-1】車いすの貸出し	庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出します。	障害福祉課	庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出した。	継続	庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出した。	A	引き続き、庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出する。
6		6-3-6-6	【再掲4-3-2-2】障害者の外出支援	障害者の社会参加のために支援を必要とする方にヘルパーを派遣し、外出を支援します。	障害福祉課	延べ利用人数　2,668人（移動支援事業）	継続	R６実績と同様の取組に加え、鎌倉市障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付要綱を制定し、ガイドヘルパーの資格を取得し、市内事業所で働く方に対して最大15,000円の助成金を交付した。また、移動支援事業の報酬単価の引き上げも行った。 【実績値】 ・移動支援事業延べ利用人数　2,583人 ・障害者ガイドヘルパー養成研修受講料助成金交付対象者９名　決算額：135千円	A	事業所の安定した運営及び、ヘルパー人材の確保のために必要な施策を引き続き検討、実施していく。
6		6-3-6-7	【再掲4-3-2-5】福祉有償運送の推進	通院、通所、レジャーの際、高齢者や障害者など公共交通機関を使用して移動することが困難な人と有償で運送事業を行うNPOなどの非営利団体をつなぎ、車両で安全に移動できるよう支援します。	障害福祉課	５冊 利用率35%	継続	利用者の申請手続きの簡素化を図るため、申請様式を変更し、次年度以降の交付意向の確認欄にチェックを入れた人に自動で新年度分を交付した。 【実績値】 ９冊 利用率69%	A	継続して、事業を実施予定である。

目標１	総合的な相談体制の確立

成果指標　◆　生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	56.0%	未実施	52.7%	53.2%	51.8%	57.7%	58.5%
目標値　B		56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率　A/B		－	89.6%	86.4%	80.4%	85.9%	83.6%
評価			A	A	A	A	A

出典「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

目標２	包括的支援体制の構築

成果指標　◆　多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	52.8%	未実施	60.2%	61.0%	62.0%	65.6%	63.9%
目標値　B		55.7%	58.9%	61.8%	64.7%	67.6%	70.0%
達成率　A/B		－	102.2%	98.7%	95.8%	97.0%	91.3%
評価			A	A	A	A	A

出典「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

◆　生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	56.0%	未実施	52.7%	53.2%	51.8%	57.7%	58.5%
目標値　B		56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率　A/B		－	89.6%	86.4%	80.4%	85.9%	83.6%
評価			A	A	A	A	A

出典「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

目標３	地域における福祉活動や人材への支援

成果指標

◆　ボランティア登録団体数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	63団体	61団体	61団体	61団体	64団体	62団体	59団体
目標値　B		63団体	63団体	63団体	63団体	63団体	63団体
達成率　A/B		96.8%	96.8%	96.8%	101.6%	98.4%	93.7%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「神奈川県社会福祉協議会活動現況報告書」より

◆　民生委員児童委員の選任数（定数を目標値とする）

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	212人	213人	215人	218人	219人	219人	216人
目標値　B		224人	224人	226人	226人	226人	226人
達成率　A/B		95.1%	96.0%	96.5%	96.9%	96.9%	95.6%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「鎌倉市行政評価報告書　行政評価シート（個表）」より

目標４	地域生活支援と権利擁護

成果指標

◆　外国籍市民が住みやすいと感じている市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	49.6%	未実施	61.5%	59.2%	59.8%	62.8%	57.5%
目標値　B		50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%
達成率　A/B		－	120.6%	113.8%	112.8%	116.3%	104.5%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

◆　多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	52.8%	未実施	60.2%	61.0%	62.0%	65.6%	63.9%
目標値　B		55.7%	58.9%	61.8%	64.7%	67.6%	70.0%
達成率　A/B		－	102.2%	98.7%	95.8%	97.0%	91.3%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

◆　地域で子育てを支えるまちが実現していると感じる市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	43.3%	未実施	57.9%	51.3%	53.6%	57.1%	56.5%
目標値　B		45.0%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
達成率　A/B		－	125.9%	109.1%	111.7%	116.5%	113.0%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

◆　生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規相談件数	205件	1,056件	626件	330件	337件	335件	383件
就労自立者数（参考）	8人	9人	12人	25人	57人	58人	24人
就労等自立者割合 A	3.9%	0.9%	1.9%	7.6%	17.0%	17.0%	6.2%
目標値　B		設定なし	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
達成率　A/B			6.4%	25.3%	56.6%	56.6%	20.6%
評価			D	C	B	B	C

出典「鎌倉市行政評価報告書　行政評価シート（個表）」より

◆　就労している障害者数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	1,526人	1,623人	1,810人	1,906人	2,051人	2,000人	2,343人
目標値　B		1,642人	1,820人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
達成率　A/B		98.8%	99.5%	95.3%	102.6%	100.0%	117.2%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「鎌倉市行政評価報告書　行政評価シートより

◆　バリアフリー対応の市営住宅管理戸数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	146戸	146戸	146戸	146戸	146戸	201戸	201戸
目標値　B		146戸	146戸	146戸	146戸	206戸	206戸
達成率　A/B		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.6%	97.6%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「鎌倉市行政評価報告書　行政評価シートより

◆　市や鎌倉市居住支援協議会の居住支援により住宅確保要配慮者が入居した民間賃貸住宅戸数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	3戸	1戸	1戸	3戸	0戸	0戸	3戸
目標値　B		3戸	3戸	5戸	5戸	8戸	10戸
達成率　A/B		33.3%	33.3%	60.0%	0.0%	0.0%	30.0%
評価		C	C	B	D	D	B

出典「鎌倉市行政評価報告書　行政評価シート（個表）」より

◆　公衆トイレのバリアフリー化率

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	61.7%	61.70%	61.70%	61.70%	63.60%	65.70%	65.70%
目標値　B		61.7%	61.7%	64.7%	64.7%	67.6%	67.6%
達成率　A/B		100.0%	100.0%	95.4%	98.3%	97.2%	97.2%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「鎌倉市行政評価報告書　行政評価シートより

目標５	情報の収集と提供

成 果 指 標

◆　自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	65.9%	70.3%	74.6%	72.3%	71.8%	69.3%	68.7%
目標値　B		100%	100%	100%	100%	100%	100%
達成率　A/B		70.3%	74.6%	72.3%	71.8%	69.3%	68.7%
評価		B	B	B	B	B	B

出典「鎌倉市行政評価報告書　行政評価シート（個表）」より

◆　生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実　績　A	56.0%	未実施	52.7%	53.2%	51.8%	57.7%	58.5%
目標値　B		56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率　A/B		－	89.6%	86.4%	80.4%	85.9%	83.6%
評価		A	A	A	A	A	A

出典「第３次鎌倉市総合計画第４期基本計画成果指標（アンケート調査）」より